令和６年度 第２回 青梅市介護保険運営委員会次第

令和６年８月９日（金）
午後１時３０分～
青梅市役所議会棟大会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　議　題
(1) 協議事項
（仮称）青梅市社会福祉審議会設置に伴う介護保険運営委員会の部会化について……【資料１】

(2) 報告事項
ア 令和６年度第１回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について……【資料２】

イ 介護保険事業の実施状況について……【資料３】

ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について…【資料３】

エ 地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について……【資料４】

オ 第８期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における評価について……【資料５】

カ 介護人材対策事業について……【資料６】

キ 補聴器購入費助成事業について……【資料７】

４　その他

５　閉会

青梅市介護保険運営委員会委員名簿

（令和６年８月９日現在）

氏　　名	条例による選出区分	所　属　団　体　等	備考
みつぎ　せいじろう 三ツ木　清次郎	被保険者の代表	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	
きむら　せいじ 木　村　誠　志	被保険者の代表	青梅市民生児童委員合同協議会の代表	
おきやま　さとし 沖　山　哲	被保険者の代表	市民から一般公募	
はしもと　まちこ 橋　本　満智子	被保険者の代表	市民から一般公募	
こじま　なおゆき 小　嶋　直　之	事業者の代表	介護老人福祉施設の代表	
かくた　あきふみ 角　田　昭　文	事業者の代表	地域密着型サービス連絡会の代表	
はら　たかし 原　孝　司	事業者の代表	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	
ながき　やすのり 長　岐　康　範	事業者の代表	居宅サービス事業者の代表	
つちだ　だいすけ 土　田　大　介	学識経験者	青梅市医師会の代表	
ももせ　すみお 百　瀬　澄　雄	学識経験者	青梅市歯科医師会の代表	
たなか　みつひろ 田　中　三　広	学識経験者	青梅市薬剤師会の代表	
あらい　かずお 新　井　一　夫	学識経験者	青梅市接骨師会の代表	
すがぬま　たかし 菅　沼　隆	学識経験者	大学教授等	

資料１－１

（仮称）青梅市社会福祉審議会設置に伴う介護保険運営委員会の部会化について

１　地域共生社会推進会議の条例化におけるこれまでの経過

昨年度、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を含む福祉関係の計画を包含した地域福祉総合計画を策定するに当たり、これらの計画を一体的に推進する観点から地域共生社会推進会議を条例にもとづき設置することを検討したが、各計画を審議している会議体での調整や議会による議決が必要であることから、まずは要綱設置の会議体を設置して協議いただき、計画策定後に検討することとした。

なお、現行の介護保険運営委員会においては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を審議する条例設置にもとづく会議体となっている。

２　今後の方向性

地方自治法にもとづく（仮称）青梅市社会福祉審議会を条例にもとづき設置するとともに、福祉関係の計画を審議している介護保険運営委員会を含む各会議体を廃止し、地域福祉部会、高齢者部会、障がい者部会およびこども部会の４つの専門部会へ移行する。

このことについて本年５月開催の地域共生社会推進会議において協議した結果、概ね了承を得たことから、各会議体にて部会の所管事項および委員構成等について協議したうえで条例化を進めていく。

（仮称）青梅市社会福祉審議会・部会　所管事項〔案〕

（仮称）青梅市社会福祉審議会

【所管事項】
市長の諮問に応じ、社会福祉に関する基本的事項について調査審議し、答申する。

【移行前の会議体】
青梅市地域共生社会推進会議

地域福祉部会

【所管事項】
- 地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直し
- 成年後見制度の利用の促進
- その他地域福祉計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市地域共生社会推進会議
青梅市成年後見制度利用促進審議会

高齢者部会

【所管事項】
- 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直し
- 地域包括支援センターの設置、運営、評価等
- 地域密着型サービスの指定、運営、評価等
- その他介護保険事業計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市介護保険運営委員会

障がい者部会

【所管事項】
- 障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の変更、進捗状況の把握、評価および見直し
- 分野を越えた地域のネットワークづくり
- 障がい者または支援機関等が抱える困難な課題への対応の在り方
- 相談支援事業の有効性や問題点の評価
- 障がい者およびその家族を支える地域における支援の連携
- 障がい者に対する社会資源の開発および改善
- その他障害者計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市障害者地域自立支援協議会

こども部会

【所管事項】
- こども・子育て施策に関する計画の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直し
- こども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況の把握
- 特定教育・保育施設等の利用定員の設定
- その他計画の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市子ども・子育て会議

（仮称）青梅市社会福祉審議会と部会の委員構成（イメージ）

【（仮称）青梅市社会福祉審議会】
○委員数：14人以内（6人以内＋各部会から2名ずつ）
○委員構成
・学識経験者
・地域福祉部会の部会長・副部会長
・高齢者部会の部会長・副部会長
・障がい者部会の部会長・副部会長
・こども部会の部会長・副部会長
・市民
・その他市長が必要と認める者

各部会の正副部会長が審議会委員として出席する

【地域福祉部会】
○委員数：18人以内
○委員構成
・学識経験者
・市民
・医師
・地域福祉団体の代表者
（青梅市地域共生社会推進会議および青梅市成年後見制度利用促進審議会から引用）

【高齢者部会】
○委員数：13人以内
○委員構成
・介護保険被保険者の代表
・事業者の代表
・学識経験者
（青梅市介護保険運営委員会から引用）

【障がい者部会】
○委員数：20人以内
○委員構成
・指定相談支援事業者
・指定障害福祉サービス事業者
・保健、医療関係者
・教育関係者
・障害当事者および家族の代表
・民生児童委員の代表
・商工団体の代表
・青梅市社会福祉協議会の代表
・学識経験者
・その他部会長が必要と認める者
（青梅市障害者地域自立支援協議会から引用）

【こども部会】
○委員数：12人以内
○委員構成
・学識経験者
・子どもの保護者
・事業主を代表する者
・労働者を代表する者
・子育て支援に関する事業に関係する者
（青梅市子ども・子育て会議 から引用）

各会議体の委員構成と会議開催内容

①委員構成（令和６年度）

青梅市地域共生社会推進会議	
選出区分	委員所属団体等
学識経験者	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員
	東京都立大学人文社会学部准教授
	一般社団法人日本シングルマザー支援協会代表理事
市民	公募市民
	公募市民
	公募市民
地域福祉団体の代表者	青梅市自治会連合会会長
	青梅市民生・児童委員協議会会長
	青梅市高齢者クラブ連合会会長
	西多摩地区保護司会青梅分区分区長

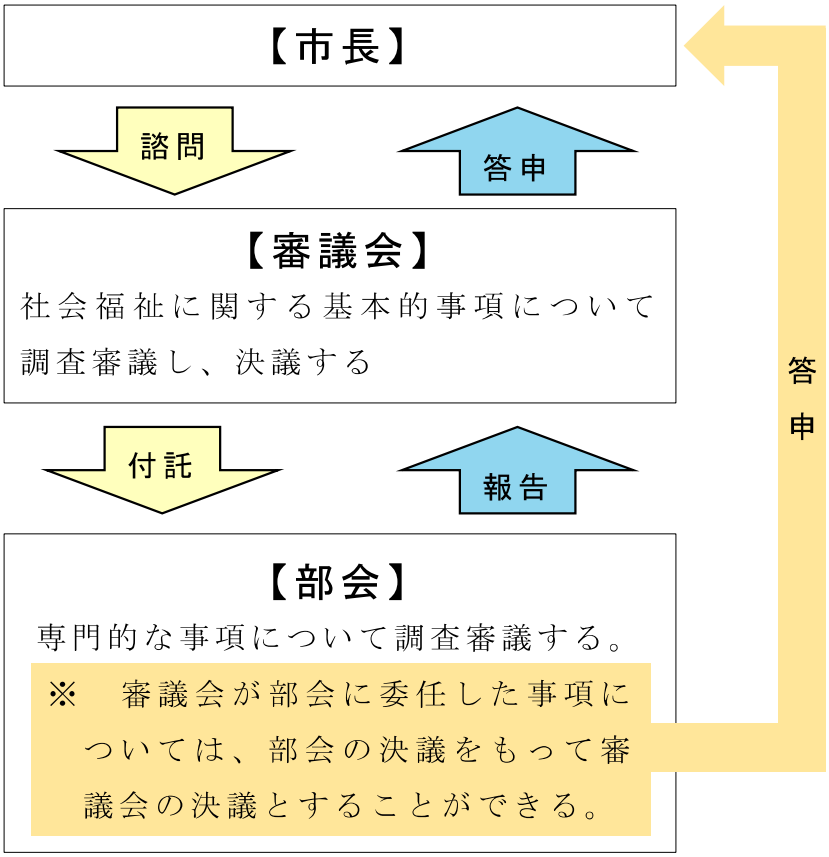
青梅市成年後見制度利用促進審議会	
選出区分	委員所属団体等
学識経験者	田園調布学園大学名誉教授
専門的知識を有する者	弁護士
医師	中野クリニック医院長
市民	公募市民
福祉関係者	青梅市老人福祉施設長会会長
	青梅市民生・児童委員協議会会長
	青梅市地域包括支援センターうめぞの
	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員

青梅市介護保険運営委員会	
選出区分	委員所属団体等
学識経験者	青梅市医師会の代表
	青梅市歯科医師会の代表
	青梅市薬剤師会の代表
	青梅市接骨師会の代表
	大学教授等
被保険者の代表	市民から一般公募
	青梅市高齢者クラブ連合会の代表
	青梅市民生児童委員合同協議会の代表
事業者の代表	介護老人福祉施設の代表
	地域密着型サービス連絡会の代表
	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表
	居宅サービス事業者の代表

青梅市障害者地域自立支援協議会	
選出区分	委員所属団体等
学識経験者	白梅学園大学准教授
障害当事者および家族の代表	青梅市重症心身障害児（者）を守る会会長
	障害当事者またはその家族（身体障害者）
	障害当事者またはその家族（知的障害者）
	障害当事者またはその家族（精神障害者）
指定相談支援事業者	青梅市障がい者サポートセンター副主任
	相談支援事業所くらやしき管理者
指定障害サービス事業者	地域交流プラザゆうあい施設長
	青梅市自立センター就労支援事業所課長補佐
保健、医療関係者	医療法人財団良心会青梅成木台病院事務部長
	多機能型支援施設ほたるの里施設長
	東京都西多摩保健所保健対策課課長代理（地域保健推進第一担当）
教育関係者	青梅市立中学校長会会長
	東京都立青峰学園相談支援部担当主幹
	東京都立羽村特別支援学校教諭
民生児童委員の代表	民生児童委員合同協議会障がい者福祉研究部会長
商工団体の代表	青梅商工会議所地域振興課長
青梅市社会福祉協議会の代表	青梅市社会福祉協議会地域係長
その他市長が必要と認める者	特定非営利活動法人青梅こども未来副代表理事

青梅市子ども・子育て会議	
選出区分	委員所属団体等
学識経験者	明星大学特任教授
子どもの保護者	子どもの保護者
子どもの保護者	子どもの保護者
事業主代表	学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長
労働者代表	青梅商工会議所専務理事
子育て支援に関する事業に関係する者	
保育所の代表	青梅市保育園理事長会副会長
	駒木野保育園園長
幼稚園の代表	青梅幼稚園園長
小学校の代表	青梅市立第五小学校校長
学童保育の代表	青梅市放課後児童健全育成事業者連絡会会長、株式会社モアスマイルプロジェクト経営担当
子育て支援事業者の代表	特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事
民生児童委員の代表	青梅市民生児童委員合同協議会理事

（仮称）青梅市社会福祉審議会と部会の関連図



（例）計画の策定・評価等の流れ

①市長から審議会へ諮問

↓

②個別計画について審議会から各部会へ付託

↓

③各部会で審議

↓　↑

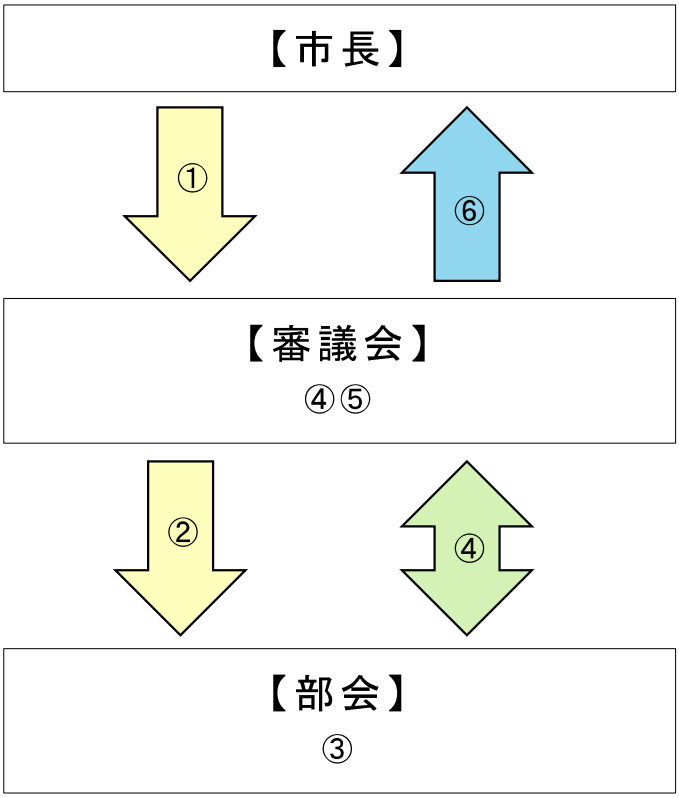
④各部会から審議会へ報告し、審議会で各計画の整合性をチェック

↓

⑤各計画を取りまとめて審議会で決議

↓

⑥審議会から市長へ答申

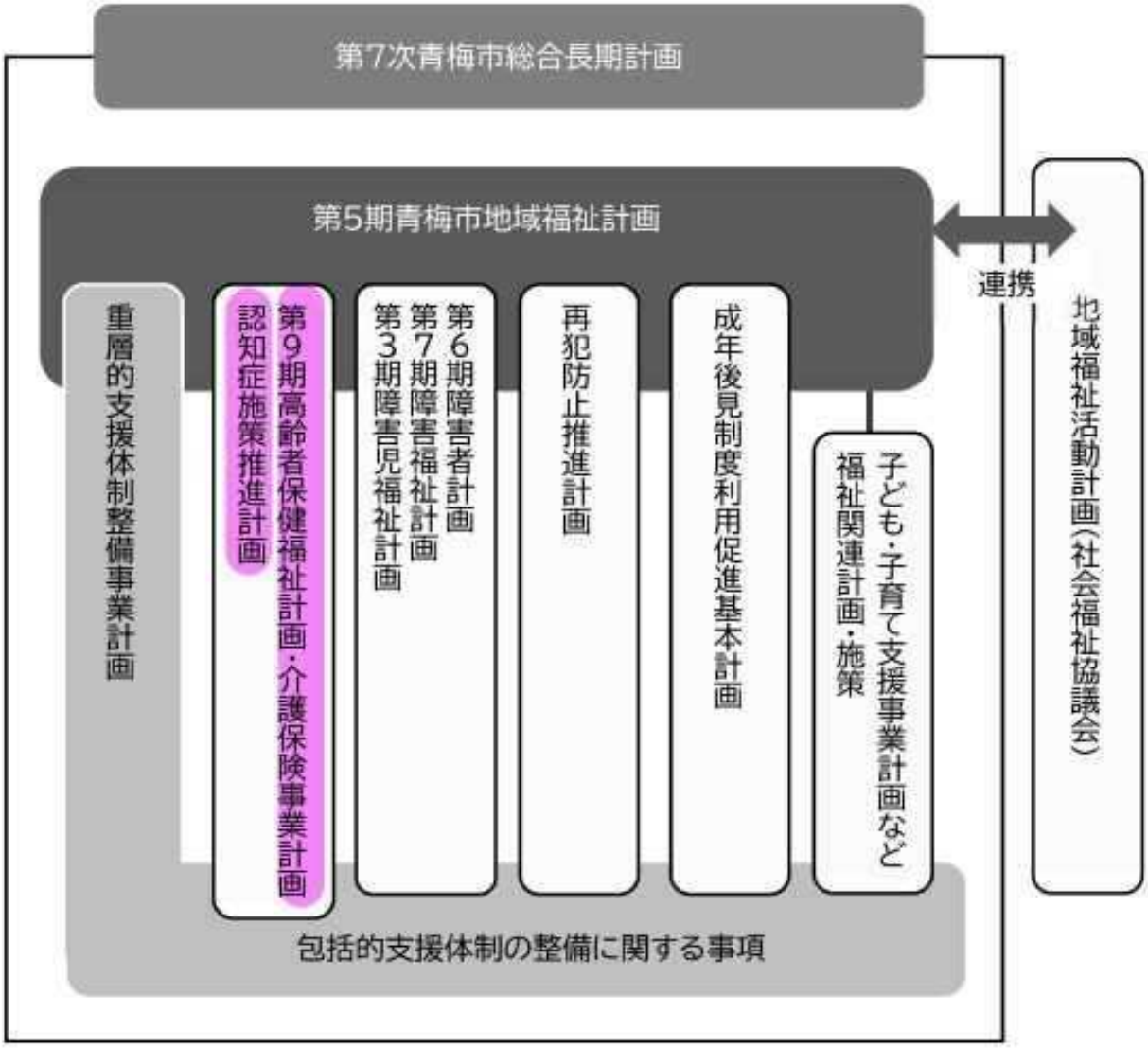


資料１－２

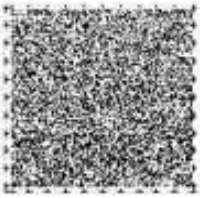
青梅市地域福祉総合計画P.10抜粋

（２）市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。なお、今後子どもの計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



青梅市地域福祉総合計画P.24抜粋



第５章　計画の進行管理

１　計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和8年度に中間見直しを実施します。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

なお、各計画を一体的に推進するため、青梅市地域共生社会推進会議を条例にもとづく設置とするよう検討していきます。

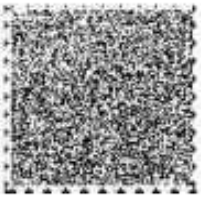
２　行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。



資料２

令和６年度　第１回介護保険運営委員会　議事要旨（案）

１　開催日時　令和６年４月２６日（金曜日）13 時 30 分～15 時 00 分

２　出席委員

三ツ木清次郎、木村誠志、沖山哲、橋本満智子、小嶋直之、角田昭文、原孝司、
長岐康範、土田大介、百瀬澄雄、田中三広、新井一夫、菅沼隆
（敬称略・順不同）

議　　事

＜開会＞

事務局　：それでは皆さんお揃いになりましたので、会議の方を始めさせていただきたいと存じます。皆様本日はお忙しいところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。令和６年度第１回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきたいと存じます。

事務局　：次第に従い進めさせていただきます。まず初めに、委員の改選により新たに委員となられました３名の委員に委嘱状の交付を行います。

副市長が委嘱状を交付いたしますので、誠に恐縮ですが、私がお名前をお呼びしましたら、前の方にお願いいたします。

＜委嘱状交付＞

事務局　：続いて、新規委員の方から自己紹介をお願いしたいと存じます。次第裏面の青梅市介護保険運営委員会委員名簿を御覧いただきたいと存じます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら起立をいただき、一言自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、お席にあるマイクの根元のボタンが、マイクのスイッチとなっております。発言の際はボタンを押していただきますと、赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら再度ボタンを押していただき、マイクをオフにしていただきたいと存じます。

＜委員のあいさつ＞

事務局　：続きまして事務局において人事異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

＜事務局のあいさつ＞

事務局　：続きまして、小山副市長より挨拶を申し上げます。

＜副市長のあいさつ＞

＜副市長退室＞

事務局　：本日の委員会は、13 時 40 分現在、13 名中 13 名の委員出席をいただいております。なお、菅沼委員におかれましてはリモートでの出席となりますので御承知おきください。

委員の出席数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第52条の3により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の傍聴者でございますが、5名おりますことを併せて御報告いたします。それでは、議題に入る前に事前に送付をさせていただきました本日の資料につきまして御確認をさせていただきたいと存じます。

＜配布資料の確認＞

事務局　：まず最初に、会議次第でありますが、先ほども申し上げましたが差し替えをお願いいたします。なお裏面が名簿となってございます。

P1　資料番号１が、「令和５年度第６回青梅市介護保険運営委員会議事要旨（案）」。

P12　資料番号２が、「介護保険事業の実施状況について」。

P28　資料番号３が、「青梅市地域包括支援センターの支所等について」。

P29　資料番号４が、「地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について」。

P30　資料番号５が、「介護医療院への転換について」。

P31　資料番号６－１が、「青梅市地域福祉総合計画（高齢介護部分抜粋）」。

P163　資料番号６－２が、「第９期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画　概要版」。

P180　参考資料１が、「青梅市介護保険条例および青梅市介護保険規則の抜粋」。

P182　参考資料２が、「地域包括支援センター案内リーフレット」。

P184　参考資料３が、「令和６年度青梅市介護保険運営委員会開催予定」。

最後に本日机上にて「おうめ健康まつり」のチラシ、自治体ワークスと書かれた冊子を配布させていただいております。過不足等がございましたらお申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

事務局　：では、以後の議事につきましては、会長の進行でお願いいたします。

会　長　：それでは次第に沿って進めたいと思います。次第の4、副会長の互選です。今回の委員の改選によりまして、副会長が不在となりましたので、副会長の互選を行いたいと思います。慣例では指名推選となっておりますがよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

会　長　：では異議がないようですので、副会長の指名推選をお願いします。

委　員　：副会長には三ツ木委員を推薦します。三ツ木委員は前任である小山副会長同様、高齢者の代表という立場にあり、市内49の高齢者クラブの代表であります。

また以前、介護保険運営委員会の委員も御経験されていると思いますので、今後の高齢者施策を考える上で、適任と思い、御推薦申し上げます。

会　長　：ただいま新井委員より副会長に三ツ木委員ということで御推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

＜異議なし＞

会　長　：それでは副会長は三ツ木委員に決定いたしました。三ツ木委員は、副会長席の方へ御

登壇をお願いいたします。

＜議題＞

会　長　：続きまして次第の５、議題報告事項（１）、令和５年度第６回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局　：本日資料１として配付いたしました議事要旨について、改めまして修正等ございましたらお願いいたします。以上です。

会　長　：ただいまの説明につきまして、御質問御意見がありましたらお願いいたします。

＜意見なし＞

会　長　：それでは次の報告事項に移ります。（２）介護保険事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは12ページ資料の２を御覧ください。介護保険実施状況のうち、１の要介護認定について説明いたします。（１）要介護度別認定者数の推移です。表の認定率は、令和6年2月29日現在での実績値は16.5％であり、前年同月の16.0％と比較して、0.5ポイントの増となっております。続きまして（２）申請件数等の月別集計です。このうち、認定結果通知平均日数につきましては、吹き出しのコメントにありますとおり、30日を上回っている状況が続いております。続いて13ページの（４）第１号被保険者における認定率です。国と都の平均と比較できるデータは、令和５年12月時点ですので、その時点での比較となりますが、青梅市の認定率は16.2％で、全国および東京都平均をそれぞれ3.2ポイント、4.5ポイント下回っております。続いて14ページの（５）認定者構成です。吹き出しにもありますとおり、青梅市は、国や都と比べて要介護４や５の比率が高い状況となっております。

事務局　：それでは、令和５年度の介護保険料の賦課収納状況について説明いたします。資料の15ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは２月末日現在の収納状況となっております。（１）の表の一番右の列の合計欄、さらに下から２行目の令和５年度の合計を見ていただきますと、収納額が20億8853万6000円となっておりまして前年度と比較しまして約1600万円の増加となっております。なお記載はありませんが、２月末日時点の収納率でございますが、83.8％となっておりまして、前年度の83.5％と比較しまして、0.3ポイント上回っている状況です。その下の延滞金の表、また（２）の督促状の発送状況については記載のとおりでございます。

事務局　：それでは16ページを御覧ください。こちらは介護サービスを利用されている受給者の推移になります。全体といたしましては、前年比で若干の増傾向となっており、特に居宅サービス、施設サービスがそれぞれ増となってございます。続きまして17ページを御覧ください。こちらは介護サービスを利用した際に発生する費用から、利用者の自己負担額を引いた金額を給付費と呼びますが、その給付費の推移をまとめた表になります。全体では昨年度より給付費は増加しておりまして、先ほど御報告いたしました受給者の増、こちらに伴いまして全体的にサービス料、費用が増えているということが要因と思

われます。続きまして 18 ページを御覧ください。こちらは市に連絡がありました、苦情相談等をまとめたものでございます。ここで一点訂正がございます。（１）月別受付件数の部分で、Ｒ4 の右どなり、こちらもＲ4 となっておりますが、こちらは令和 5 年度ですのでＲ5 の誤りです。訂正させていただきます。なお、こちらの件数といたしましては、2 月末時点で前年より 33 件増えておりまして、内訳としましては、保険料に関する苦情が多く占めております。続きまして裏面 19 ページを御覧ください。こちらは市へ報告のあった事故発生時の報告状況になります。事故の分類につきましては、下の方にございます 1 号から 4 号までの分類にわかれております。実績で見ますと前年比 200 件ほど減となっておりまして、こちらは新型コロナウイルス感染症による報告が減少したことが主な要因となっております。続いて 20 ページを御覧ください。こちらは 2 月末時点で市が把握している市内介護サービス事業所の一覧となっております。後ほどお目とおしいただければと思います。続きまして各地域密着型サービスの利用状況になります。21 ページ、22 ページにつきましては、認知症対応型デイサービス、地域密着型デイサービス、それぞれの利用状況になってございます。それぞれ前年比で微増、または微減の事業所もございますが特に大きな変化というのはありません。続いて 23 ページが認知症対応型グループホームの実績になっております。利用率としては約 97％となっておりまして、前回と大きな変化というのはございません。続いて 24 ページは多機能型サービスの実績になっておりまして、利用登録者数は全体的に若干の増となっております。また昨年度の運営委員会でも御報告させていただきましたが、第 2 地区に 2 月 1 日付で新たに看護小規模多機能型居宅介護支援事業所「藤の華」が開設しております。なお、こちらには記載ございませんが、3 月 21 日付で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「ここひろヘルパー２４」が開設しております。こちらの実績につきましては、次回以降確認でき次第、順次御報告いたします。報告事項（2）介護保険事業の実施状況についての説明は以上です。

事務局　：青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について説明させていただきます。12 月から 2 月までの運営状況でございますので、内容としましては、直営地域包括支援センター、地域包括支援センターうめぞの、地域包括支援センターすえひろの 3 ヶ所体制の時点での内容となります。1 の地域包括支援センター連絡会につきましては、月 1 回開催しまして、3 ヶ所合同の会議で情報共有や連携強化を図っております。2 の地域ケア会議は、医師薬剤師、リハビリテーション専門職、地域の主任介護専門員などを構成員に迎えた事例検討会議で、2 ヶ月に 1 回開催しています。3、総合相談支援事業、4、権利擁護業務、5、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、の（１）につきましては、それぞれの事業ごとの相談件数を記載しております。また、５の（２）ケアマネジャーのための勉強会などですが、こちらは 3 ヶ所の地域包括支援センターの主任介護支援専門員が地域の主任介護支援専門員と連携して、市内のケアマネジャー支援の一環として行っている勉強会などです。26 ページを御覧ください。6、介護予防に係るケアマネジメン

トにつきましては、2月時点の包括支援センターがそれぞれ担当するケアプラン作成についての事業所、委託事業所数、委託した件数、契約事業者数です。7、介護予防ケアマネジメント介護予防支援件数については記載のとおりとなっております。任意事業につきましては、（１）認知症サポーター養成研修事業（２）介護サービス相談員派遣事業になります。ページをおめくりいただきまして、27ページ、8、その他、介護予防教室、介護予防講演会、認知症サポーターステップアップ教室、出張物忘れ相談会につきましては、各包括支援センターがそれぞれの地域に応じた状況や、また市と連携をしながら開催をしております。右側の（５）広報につきましては、12月から2月の間に高齢者支援課で掲載した内容を記載しております。地域包括支援センターの主な運営状況につきましては、以上となります。また、ただ今、議題の（２）と（３）を続けて報告いたしました。

会　長　:それではただいまの説明につきまして御質問御意見がありましたらお願いいたします

委　員　:12ページ13ページについてです。介護認定は、通常の介護認定と区分変更の介護認定があるかと存じますが、それぞれの数字はお分かりになりますでしょうか？特に区分変更申請は状態が悪くなってから区分変更申請をした方と、認定結果に不服で区分変更申請をする方の2種類のパターンが発生してるため、そこの数字に関してより具体的にわかれば教えてください。というのも、認定結果が軽くでてしまったなど、認定結果に対して不服という形の区分変更申請が多々見られることは二重で経費も手間もかかり、決して良いことではないと思うので、この申請を減らすという方向についても今後考えていかなければならないからです。これからさらに高齢者が増えていき、限られた人で対応しなければならない中でどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

事務局　：お話いただきました区分変更についてですけれども、区分変更申請は状態が悪くなった、もしくは軽度になったという意味合いでの申請がもちろん主となっていますが、中には前回の認定結果が納得がいかない、もう一度認定をやり直してほしいというような趣旨で出される方も少なからずいることは、実態としてあります。ただ、統計的に、重度なのか程度なのか、それも含めてなんですけれども、項目がないものですので、統計がとれない状況にはあります。また、認定の結果ついては、お問い合わせいただいたときに､御本人様や申請者様に丁寧には説明をさせていただいているところでございます。それから、認定の結果の公平性につきましては、認定調査員の現任研修や、ｅラーニングによる普段の復習､年に数回ほど定期的に出させていただいております配布物などで、注意していただきたい事項を指示させていただきながら、ばらつきが出ないように、引き続き公平公正な結果を出せるように努めて参ります。

会　長　：他に御質問御意見等ございますでしょうか。

＜意見なし＞

会　長　：次の報告事項に移ります。（２）（３）を一括して報告しましたので、（４）青梅市地域包括支援センターの支所等について、事務局から説明をお願いします。

事務局　：地域包括支援センターの支所等について説明させていただきます。28ページ、資料番号3を御覧ください。昨年度も委員であった皆様には、令和6年3月18日にメールでの事務連絡にてお伝えさせていただいたところですが、改めて4月からの窓口体制について説明をさせていただきます。まず、（1）4月から3ヶ所の地域包括支援センターと2ヶ所の支所による計5ヶ所の窓口を設置し高齢者やその御家族の方々の御相談をお受けしております。続きまして、（2）第1地区につきましては従来、市役所内で市直営として地域包括支援センターが設置されておりましたが、4月から医療法人財団利定会に委託し青梅市住江町66番地に青梅市地域包括支援センターすみえを設置しております。なお、第1地区の担当地区に変更はございません。続きまして、（3）ですが第2地区、第3地区については、これまで同様の地域包括支援センターに加えまして、支所をそれぞれ1ヶ所ずつ設置いたしました。下の表を御覧ください。こちらは地域包括支援センターと支所の所在地や担当地区がまとまった表となります。表の左から2番目の列に名称とありますが、その中の③が第2地区の支所となっておりまして、支所の名称が青梅市地域包括支援センターうめぞの河辺支所で、所在地については、河辺町10－6－1トミタワー602となります。こちらは河辺駅北口を出まして、東側へ徒歩2分ほどの場所にあります。1階に飲食店の入ったビルの6階となります。続きまして、同じく名称の列の一番下の行になります⑤番が第3地区の支所となっておりまして、支所の名称は青梅市地域包括支援センターすえひろ野上支所で、所在地は野上町4－4－5藤村ビル3階となります。こちらは河辺駅北口を出まして直進し河辺駅北入口の交差点の東側青梅街道沿いのビルの3階となります。

続きまして（4）窓口開設時間につきましては、本部も支所も4月からは土曜日も窓口を開設し祝日を除く月曜日から土曜日の9時から17時まで窓口を開設しております。続きまして182ページ参考資料の2を御覧ください。青梅市地域包括支援センターの周知用のチラシとなっております。市民センター等の市の公共施設や市内の医療機関などに配布させていただき、地域包括支援センターの周知に努めております。4月に青梅市の地域包括支援センターが新しい運営体制となってから約1ヶ月が経過するところですが、現在までの新しいすみえの状況や、支所の状況についてそれぞれ3包括から御報告をさせていただきます。ではまず、第1地区の地域包括支援センターすみえ方から、第2地区第3地区と順番によろしくお願いいたします。

事務局　：（包括支援センター　すみえ）4月1日から開設をさせていただきまして、一番多いときの電話の件数ですと9件で1日平均約4件から5件程度の電話での新規相談をいただいております。またＬＩＮＥに関しましては、1日約2名程度のＬＩＮＥをいただいております。来所される地域の方からはとてもアクセスしやすい場所で、この場所に設置されて嬉しいという声もいただいております。報告は以上です。

事務局　：（包括支援センター　うめぞの）私共の河辺支所については、すみえと違って継続的に

包括支援センターを運営していた状況で新規という棲み分けはできないんですが、電話連絡については河辺支所の方にも、4月から88件ほど入っております。これはお電話いただいた状況とこちらから電話をした状況と混在している状況にはなっております。対象についてはこれまでで10件程度、来所いただいているところです。土曜日の来所については電話連絡についても事業者からの連絡や、こちらからかけた折り返しの御連絡が入る程度で利用者の方から直接電話が入っている状況は今のところ確認できておりません。また、周知を目的としまして、利用者さんのお宅に行った際に支所の出来た場所を、お話させていただいたきますと飲食店が目印になって、とてもわかりやすい場所だねということで認知していただけることが確認できています。

事務局　：（地域包括支援センターすえひろ）同じく支所の状況を説明させていただきます。来所に関しては、4月1日から20日までの間に、計3件の来所がございました。電話の件数に関しましては、4月1日から20日までの間に計85件、1日平均にすると5件になります。土曜日の開設状況について説明させていただきます。本部支所ともに、土曜日については、平日に比べますと電話、訪問ともに少ない状況にはあります。本部については、土曜日の訪問が今までで11件ですね。支所については15件です。電話については、本部の方が6件で、支所の方が5件です。電話が少ない状況になっているんですけれども、その分、職員の配置が平日と同様になっておりますので、お約束をして訪問に行くというような状況になっております。以上です。

会　長　：ただいまの説明について御質問御意見等がありましたらお願いいたします。

委　員　：新しく第1地区にすみえができ、場所の確認を行ったのですが、駐車場が狭いように感じます。どこか他の場所に設置の計画はあるのでしょうか。

事務局　：今のところ予定はないんですけども、来所される方からも類似した御意見がありますので、今後法人としても検討していきたいというふうに考えております。

委　員　：支所を含めると3ヶ所、新しく包括支援センターが増えたということですが、この所在地を見る限り比較的人口が多い市街地にできたと思います。一方で高齢化率の高い地域には特に今のところ包括支援センター等がないということになるわけですが、今後の展望として、地域包括支援センターが身近な場所という意味では各市民センターとの連携等は視野に入っていますでしょうか。

事務局　：ただいま御質問がありました、市民センターとの連携については、現在、支所の設置の検討はしておりませんが、今年度、地域福祉コーディネーターが市民センターに設置するされる予定でありますので、地域包括支援センターと連携をして、連携強化をしていきたいと考えております。

委　員　：利用者として自分がどこの地域包括支援センターの担当地区なのかわからないことが多いのではないでしょうか。私の住んでる地域は第1地区なんですが、私の自宅からだと野上や河辺の支所の方が近いです。師岡地区は第1地区のため包括支援センターすみえへの来所となると、遠いところに行くことになる。また、電話で相談したりＬＩＮＥ

で相談する際もこの地区分けをしているのでしょうか。例えば第2地区、第3地区の支所の方に第1地区にお住まいの方が御連絡をした際は地域の支援センター同士の横の繋がりで紹介していただいたり、センターの方から逆にお電話をいただくような連携がとれるのか。加えて、聞いた話になりますが、既存の支援センターの方に自分の家族ではなく、御近所の方のことで相談のお電話をしたら、本人からの電話でない限りいけませんと言われたと聞いたことがある。支援センターさんの方でどのような対応なさってるのかお聞きしたい。

事務局　：お話いただいたように、本部と支所の位置から遠いところにお住まいの方もいらっしゃると思います。電話で御相談いただいても、来所していただいても、もし自分の担当地区ではないところの包括支援センターの方が近いということで御相談に行っていただいても、包括支援センター同士で連携をとりまして、支援させていただけるように連携をしているところでございます。また、近所の方からの御連絡についても御相談いただいたことについては、センター内で情報共有して、対応はしていきたいと考えております。

会　長　：それでは次の報告事項に移ります（５）地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは、地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について説明させていただきます。29ページ、資料番号4を御覧ください。経緯につきまして改めて説明させていただきますと、市が締結していました複数の事業における委託契約について、消費税法第6条の規定により非課税であるべきところ消費税相当分を含んだ契約を行い、複数年度にわたって消費税相当額を過払いしていたことが判明いたしました。また介護予防日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営等の包括支援事業を実施するにあたり国や都から法定割合に応じて交付される地域支援事業交付金について平成29年度に算定方法が変更されましたが、変更せずにその後も、従前の算定方法で申請を行っていたことが判明いたしました。本日は、現在の進捗状況について説明させていただきます。なお、昨年度も委員であった皆様には、令和6年3月18日にメールにて事務連絡として通知させていただいた内容と重なる部分もございますが、改めて説明させていただきます。まず、1消費税相当分の過払いに係る返還状況についてでございますが、（１）日本版ＢＰＳＤケアプログラム人材養成研修の運営委託につきましては、株式会社日本能率協会総合研究所から令和6年3月5日に過払い金全額であります32万1291円が入金されたことを確認いたしました。また認知症初期集中支援チーム事業実施委託につきまして、医療法人財団利定会から令和6年3月6日に過払い金全額であります6万8165円が入金されたことを確認いたしました。続きまして、（２）今後の対応についてでございますが、在宅介護支援センター事業運営委託および地域包括支援センターの事業運営委託の消費税相当分の過払い分がございます。過払い金の返還について引き続き各委託事業者に対しまして丁寧な説明を行い、協議してまいります。なお、令和5年度の地域包括支

援センター事業運営委託料につきましては、委託料を非課税として取り扱うことに関する合意を各委託事業者に対して求めておりまして、一つの事業者からは合意をいただいております。もう一方の事業者については、現在も協議中となっております。続きまして、2、地域支援事業交付金算定の修正についてでございますが、国および東京都に対し平成29年度から令和3年度分の交付金に係る修正の申請を行いまして、国からは令和6年1月29日に、都からは令和6年2月20日に交付金の追加交付を受けております。令和4年度分の算定の修正については、今年度修正の対応をする予定となっております。地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について、説明は以上となります。

会　長　：ただいまの説明につきまして御質問御意見等ありましたらお願いいたします。

＜意見なし＞

会　長　：それでは次の報告事項に移ります（6）介護医療院への転換について事務局から説明をお願いします。

事務局　：では資料5を御覧ください。介護医療院についてですが、こちらは長期的に療養が必要な方に対して、医療、看護、介護、それぞれのサービスを一体として提供する東京都指定の介護保険施設になります。介護医療院の前身であります介護療養型医療施設につきましては、制度廃止が国で決定された後経過措置を経まして、第8期計画期間終了時である令和6年3月末をもちまして、完全に廃止となりました。それに伴い事業所の廃止、または介護医療院等への転換が選択肢としてありました。また一定の条件により医療病院から介護医療院への転換も認められているところです。市内の該当事業所の結果についてまとめた表が資料5になります。結果としましては、市内の介護療養型医療施設だった4施設のうちの2施設が介護医療院に転換しまして、医療病院が1施設、病床の一部を介護医療院に転換をしております。なお今後につきましては、医療病院等から転換など相談があった場合には状況を確認しまして、次期計画等に備えてまいります。説明については以上です。

会　長　：ただいまの説明について御質問御意見等ありましたらお願いいたします。

＜意見なし＞

会　長　：それでは次の報告事項に移ります。（7）第9期青梅市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画について事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは、31ページ、資料6－1を御覧いただきたいと存じます。第9期青梅市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画については、青梅市地域福祉総合計画に一本化されることとなりました。この資料は、青梅市地域福祉総合計画の高齢介護部分を抜粋した資料となります。既に説明している部分でありますので、概要および主な個別事業について説明いたします。34ページをお願いいたします。1、計画策定の背景となっております。次の35ページからは、2、高齢者に関する統計等から見た地域の状況について、続いて41ページからは、3、アンケート調査の実施概要、続いて43ページ以降については様々な角度からの現状分析を掲載しているところでございます。少し飛びまして74ペ

ージをお願いいたします。5、調査結果等から見える現状と課題について記載しておりまして、次の 75 ページからは、6、第 8 期計画の総括について記載をしております。続いて 78 ページからは、第 2 章、計画の基本的な考え方と施策体系がありまして、1、基本理念としまして高齢者が生き生き暮らせるまちといたしました。その下２、基本目標については、基本目標 1、支える側、支えられる側の枠組みを超えて、生き生きと過ごせる暮らし作り、基本目標 2、安心して暮らせる地域作り、基本目標 3、持続可能な福祉の仕組み作りといたしまして、次の 79 ページにありますように、基本目標の下に基本方針、その下に基本施策を構成する施策体系といたしました。その次の 80 ページ以降につきましては第 3 章、取り組み内容ということで、施策体系に基づいた各事業を掲載しております。

それでは、主な個別事業の一部を改めて紹介いたします。まず、81 ページをお開きください。右の表の一番下に記載のある高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきまして、介護予防のための取り組みとして、ＫＤＢシステムと呼ばれる国保データベースを活用し地域の高齢者の健康課題の把握、庁内外関係者間や医療関係団体との連携を深め、事業の企画、調整、分析等を行ってまいります。そして高齢者への個別支援を行うハイリスクアプローチや通いの場等への積極的な関与による支援を行うポピュレーションアプローチを実施していきます。令和 6 年度においては、従来も行っている一般介護予防事業と連携して、通いの場に参加している市民に対してより的確に介護予防に繋がるよう、国保データベースを活用し、事業を実施していきたいと考えております。続きまして 83 ページをお開きください。左側の下の表について、移動支援サービスの充実ということで、高齢者移動支援事業を実施いたします。外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業、それを実施する団体に対して補助金を交付する事業となっております。令和 6 年度においては、地域住民の団体や介護保険施設等に事業について説明、周知を行い、事業実施団体の増加に繋げていきます。第 9 期計画期間中においては、5 事業者以上の実施となるよう、進めてまいります。続きまして、同じく 83 ページの右の表の中段にあります敬老会の開催ですが、敬老会については、その開催方法や内容等について検討を行うこととしております。例年、経費に対し参加者数が少ないことや、バスの送迎により交通渋滞等が発生していることなどからそのあり方について地域共生社会推進会議や議会からも指摘がありましたので、検討していきます。続きまして、85 ページをお開きください。こちらの上段の表に、介護人材確保事業の実施について記載しておりますが、全国的に喫緊の課題となっている介護人材不足において対策としまして、介護の仕事に関する普及啓発等を実施してまいります。令和 6 年度においては中学生、高校生を対象に市内の介護職員のインタビュー記事などを掲載した冊子を配布するとともに学校へ訪問し介護の疑似体験をしていただくなどを予定しております。また、市のイベントである健康まつりや、産業観光まつりなどでブースを設け、介護体験コーナーを実施し、普及啓発を行います。第 9

期計画期間中においては毎年度継続して事業を実施し、介護人材への確保に努めます。続きまして、同じページの下の表、介護サービス事業所のＩＣＴ化促進支援ということでこちらは年々複雑化しています介護のＩＣＴ化において、国などからの情報を共有することや、事業所の対応等の支援を行っていくものになります。なお、認定審査会資料をデジタル化しましたがその紹介記事が、自治体ワークスという冊子に掲載されました。本日机上に配付させていただきましたので、参考までに御覧いただければと思います。令和６年度においては、事業所連絡会等を通じて、事業所の電子申請やケアプランデータ連携システム等の講習会や体験会等を実施しＩＣＴ関連において支援してまいります。第９期計画期間中に、市内事業所のＩＣＴ機器活用の定着を目指します。

続きまして87ページをお開きください。左側の下の表の高齢者虐待防止や対応に向けた体制整備と記載しておりますが、市では令和５年６月に青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例を、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現することを目的として制定いたしました。令和６年度におきましても、児童虐待や障がい者虐待とともに高齢者虐待防止に向けた取り組みを関係各課と連携しながら実施してまいりたいと考えております。続きまして89ページをお開きください。こちらには認知症に関する支援の充実ということで、認知症の政策を記載しております。国が共生社会の実現を推進するための認知症基本法を策定し令和６年１月に施行されたことに伴い青梅市においても、第９期計画に青梅市認知症政策推進計画を包含したところです。認知症政策の推進に当たっては、全ての認知症の人が人格と個性を尊重されながら自らの意思によって日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現が求められております。その実現のために認知症の人に関する市民の理解の増進や、認知症の人の社会参加の機会の確保認知症の予防など様々な取り組みを行ってまいります。第９期計画期間中におきまして、認知症本人の社会参加に向けた認知症カフェのさらなる普及、また認知症について正しく理解し、応援者となっていただく認知症サポーターの養成、そのサポーターが活動できる場としてチームオレンジの立ち上げ、また、見守りシール事業の推進等を実施していくこととしております。続きまして94ページをお開きください。介護予防のための取り組みといたしまして、左側の表の一番上の事業でありますフレイル予防に関する普及啓発ということで、こちらは昨年度に引き続き市にフレイル予防推進員を配置しまして、通いの場などでフレイル予防についての情報提供や体力測定を行ってまいります。続きまして95ページを御覧ください。右の表の一番上に記載のあります包括的相談支援事業につきましては相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け入れて利用可能な福祉サービスの情報提供等を行っていき、下の表にあります地域包括支援センターによる総合相談支援におきましては、引き続き高齢者の実情把握に努め高齢者本人や御家族、近隣住民などからの相談に対し総合的専門的な支援を行ってまいります。また、令和６年度からは、先ほどの議題で申し上げましたとおり、合計５ヶ所の窓口と、新たに土曜日の窓口を設置して総合的な相談に対応しておりますので引き続き運営体制の強化を行っ

てまいります。続きまして97ページを御覧ください。地域密着型サービス事業所の整備ということで、計画策定時にも御議論いただきましたが市内において不足している介護サービスの整備を進めてまいります。具体的には第9期計画期間中に認知症対応型グループホームを1ユニット、小規模多機能型居宅介護を1事業所、それぞれ整備いたします。時期については現在調整をしておりますが、詳細が決まり次第、運営委員会に諮ってまいります。なお、こちらの詳細につきましては103ページに記載がありますので、後ほどお目通しください。主な個別事業の紹介については以上となります。続きまして98ページからは、第4章、介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定になります。介護保険料を設定するまでの各推計、またサービスの説明などについて掲載をしております。98ページから100ページについては、人口また被保険者数等の推計になってございます。101ページから112ページは、給付費等の推計、また介護サービス等の説明を掲載しております。以降113ページからについては、保険料および所得段階の設定方法、117ページは前回との比較を含めて掲載をしております。続いて118ページを御覧ください。資料編といたしまして各事業の取り組み指標について掲載をしております。先ほどの第三者の取り組み内容について令和8年度までの評価指標の見込み値を掲載しております。続きまして129ページから、策定の経過といたしまして、介護保険運営委員会、計画策定について御議論いただきました計画策定部会を掲載をしているとともに、根拠条例や、委員名簿等について掲載をしております。139ページから146ページはパブリックコメントの実施結果を載せさせていただいておりまして、147ページは青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針を載せております。150ページからは専門的な用語が多いという御指摘もいただきましたので、用語集を掲載しております。資料6－1については以上になりまして、続いて資料6－2を御覧ください。ただいま説明いたしました、計画の概要版になります。全体の構成のみの説明とさせていただきますが、167ページまでは福祉総合計画としての概要、位置付けという部分になります。また168、169ページについては、介護保険の現状。171ページからは各基本目標から個別政策を一部抜粋したものをそれぞれ掲載させていただいております。176、177ページにつきましては、介護保険制度や保険料の説明になっています。最後に裏面178ページは地域包括支援センターの紹介を載せさせていただいております。概要版は介護人材対策の事業において学校訪問等を実施する際、配布する予定であります。また、計画の内容につきましては、7月頃に発行予定であります広報おうめ特集号に掲載を予定しております。大変雑駁ではございますが、計画の説明については以上とさせていただきます。

会　長　：ただいまの説明について御質問御意見等ありましたらお願いします。

委　員　：資料6－1の32ページに障害の害という文字表記について注釈があり、一部は漢字表記でなく、ひらがな表記になっていますが、資料中では他に何十箇所も、漢字表記の箇所があります。早急に見直し、全部ひらがなに変えていただきたい。

事務局　：目次の横に記載させていただいておりますとおり国の法令や市の条例等に基づく名称に関しては、漢字を使わせていただいておりますが、人を指す、障がい者の方ですとか、障がいをお持ちの方、障がい児などを表現する場合のみひらがなで表記させていただいております。国の法令に基づく計画等は国に準拠し、漢字で記載するべきと判断いたしました。今後改定の時期に改めて検討させていただきたいと考えております。

委　員　：検討をする必要はなく、すぐに修正すべきではないかと思います。

事務局　：検討という表現が正しいかわかりませんが、また庁内でも調整をさせていただきます。

会　長　：他に御質問御意見等ございますでしょうか。

委　員　：どういう経路でどこに介護の相談するのかという入口のところで、困ることが多いので、どういうふうに相談窓口に来たのかというデータがあったら教えていただきたい。先ほどお話にあった包括支援センターの新しいチラシは非常にわかりやすくできてるんですけれども、そうしたものを見て相談に繋がっているのか、それとも、口コミで相談に繋がってるのか、市のホームページを見て相談に繋がってるのかとかですね、経緯を把握した方がいいかなというふうに思っております。それとの関係で、市のホームページが市民の皆さんから見てどういうふうに見えてるのかというところを今後少し検討されたらどうかなというふうに思います。困ったときにどこ見たらいいかをわからない等、不満がなるべく少なくなるような工夫をされると、いろんなサービスをもっと利用しやすくなるかと思います。

事務局　：困ったときに、どういう経路で相談が来ているかというところにつきましては、御家族からの電話での相談や、民生委員や御近所の方、広報やホームページを見てという様々な形があります。ただ、お知らせをしても、実際に介護が身近になってみないとわかりにくいところがあるので、相談しやすい窓口としての工夫は引き続き課題だと考えております。身近な包括支援センターに相談してみようと思ってもらえるような周知を広げていきたいと考えています。本日のチラシなどは、もちろん関係者の方や地域でお配りをしたり、包括支援センターが、単身の高齢者の方だとか、高齢者世帯等を訪問したときにお渡ししたり、また御不在でも置いていくなど、様々な活用をしております。市のホームページなどが市民の皆様からどう見えてるかについては、御指摘のとおりだと思いますので、声を聞きながら、表現の工夫をぜひさせていただきたいと思っております。

委　員　：120 ページに、地域サロンの開設というのがあるんですが、3 月に地域サロン開設しまして、地元で 2 回ほど開催いたしました。自治会館は、私の住んでる地域からは少し離れているので、御近所の方の善意で場所を貸していただいて、活動しています。地域サロンを開催する側はボランティア保険がありますが、実際そこに来てくださっている方たちに対する保険が現状ありません。開催場所が 2 階で、高齢者の方が階段を上ってる際などに何かあった際、保険で賄えない部分があり、様々な不安を抱えながら地域サロンを開催しているということがございます。市の方で支援していただけたり、場所の御提供がいただけるとありがたいなと思っております。また、自治会館よりも市民センタ

ーの方が近いので市民センターで開催しようかとも思ったんですけど、市民センターは団体登録をしないと、早めに予約ができないので、そうすると10人を集めなければいけない。不特定多数の地域の方に参加していただく形で地域サロンを始めているので、なかなか早めに予約を取るということができない現状もあります。地域サロンを開催するときに、例えば体力測定だとかフレイル予防の体操をしてくださる青梅のリハビリテーションの先生方を市から御紹介いただいて、参加者の方たちの体力測定に御協力をいただけるとありがたいなと思っております。

事務局　：120ページに記載の地域サロンの開設につきましては、市で自治会館を借り上げまして地域の方に交流の場を提供しているという趣旨の記載となっています。集まりの場でフレイル予防、介護予防を行うことは、非常に重要なことだと思っておりまして、今年度フレイル予防推進のため、フレイル予防推進員の配置体制を強化いたしました。また、本日の御意見も参考にさせていただきます。

委　員　：資料の46ページに、高齢者クラブ数と会員数の推移のグラフがあるんですけど高齢者は増えてるのに高齢者クラブの数、その中で活動してる会員の数が減っているのは何故か。高齢者クラブで、自分で何か立ち上げて周りを巻き込むような引っ張っていく存在がいないからなのではないのでしょうか。私が住んでいる千ヶ瀬町には高齢者クラブがなく、その理由を周りの人に聞いても、やはり引っ張ってくれる人がいないと、また、自分も引っ張れないというようなことでした。高齢者は外に出ていかなければならないと思ってるが残念ながら、高齢者クラブの活動の減少は事実だと思うんですよね。外での活動が減少すると、健康保険や介護保健の利用へ繋がってしまう。市内循環バスのようなどっか別の場所へ連れて行くような試みは外での活動に繋がるし、評判も良かった。お昼食べてきて友達とお喋りして帰ってくるような活動が大切で、その意味では高齢者クラブが一番だと思います。また、先ほどの自治会館の費用も午前中借りて1000円は少し高いのでもう少し安くできませんでしょうか。市民センターも300円ですよね。高齢者はお金の出どころがないんで、何かもう少し支援をしていただけたら、もっとみんな外に出ていくんじゃないかなというふうに思います。

委　員　：高齢者クラブは大体年間1年間で500人ぐらいずつ減りまして、今年度も昨年から比べますと2つ減って1つ増えて、プラスマイナス1減りました。なぜ減っているのかと私達も考えてると、一つは生活様式が変わってきてしまってみんな子供たちが大きくなると、青梅市に住んでおらず、孤立化していることが原因であると。孤立化すると外に出なくなる。おっしゃってるように外に出てもらおうと思って、魅力ある行事をやるということを考えている。一昨年から、高齢者クラブの方でも新しい会員を増やすためにゴルフコンペっていうのを開きましたら、最初は10組を募集しましたが、16組の申し込みがありました。昨年度も10組行い、今年度もまた10組で予定しています。その参加者の中には、高齢者クラブに入ってない方が参加するため、その方を高齢者クラブへ勧誘していこうとしています。また、昨年、計10回ほど健康麻雀を行い、延べで約300

人の参加者が集まりました。今後も普及させていこうしています。また、東部地区で旅行を計画すると150人ぐらい集まる。今年度も5月8日に参加者156名、バス4台ということでやるんですけど、そういう楽しい企画をすると参加者が増えます。これから高齢者クラブの方でも高齢者が希望を持てるような、イベントを数多くやっていこうと考えています。一方で先ほど言ったように、役員のなり手がいない現状もあります。特に会計処理が補助金等の関係等で非常に難しく、会計役員が嫌だとのことで担い手がおらず解散することもある。その辺を改善しなければならないと考えています。皆さんの方から知恵があればぜひお聞きしたいなと考えています。

委　員　：地域サロンにいらっしゃる方が高齢者クラブに入ってないことが意外と多く、地域サロン以外でも麻雀教室や体操教室だったら行きますって言ってくださるんですね。うちの地域の方でも高齢者クラブで麻雀をやってますが、来てもいいけど高齢者クラブに入らないと参加出来ないと言われると、そこで行きたくないと。麻雀はやりたいけど、高齢者クラブの会員になりたくないという意見があり、自治会と一緒だと感じます。自治会には入りたくないけど自治会で何か催し物があったら出てもいいっていう形がすごく増えてるなと、地域でいろんな活動をしていての実感があります。人を外に出すっていうことだけを考えるんであれば、外に出る機会をいろんなところに作ってあげること以外ないのかなと思うんですね。私の地区の高齢者クラブの形だと活動場所のお金を払ったりするのに、廃品回収に高齢者クラブの方たちが出てきてくださって、お手伝いをして売上金のいくらかを会費に回すということをやっています。このように上手く回っていくようになればいいのではないかと思います。

会　長　：他に御意見等ございますか。

＜意見なし＞

会　長　：続きまして（８）補聴器購入費助成事業について事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは補聴器購入費助成事業について説明いたします。179ページ、資料7を御覧ください。これは東京都が新規で設定した高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業の補助金に関する概要であります。青梅市では、この補助金を活用し、補聴器を購入した際の費用の一部を助成する事業を検討しております。詳細については現在検討中でありますが､基本的には資料に合わせて実施していこうと考えているところでございます。まず、資料の左上、加齢性難聴に係る状況につきましては、転倒発生や認知機能の低下など、高齢者の健康に影響を及ぼすこと、加齢性難聴の有病率は65歳以上から急増し、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴と言われていることなどの現状がございます。右側の課題につきましては、加齢性難聴には根本的な治療がないため、診断を受けた後に、補聴器装着など適切な対応を早期に取る必要があり、また軽度認知障害の時点で、難聴がある場合についても、できるだけ早く補聴器の装用など対策を考える必要がございます。このため、難聴に早期に気づき、適切に対応することの必要性を広く周知し、支援が受けられる体制を構築する必要がございます。資料の中ほど、

事業内容の２項目下にあります、補助要件につきましては、１、障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でないこと、２、補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医の診察および聴力検査結果により補聴器の必要性を確認していること、３、年齢は原則として事業を実施する年度に65歳以上となるもの。４、住民税非課税のもの。５、補聴器購入前に市が支給等の審査および意思決定をしているものとなってございますので、市は、この要件に準じて実施することを検討しております。なお、詳細につきましては、決まり次第御報告させていただきたいと思います。

委　員　：これ予算が5億8000万で、左下の方に基準額13万7000円とありますので、単純に計算すると4253人が受けられると計算してよろしいんでしょうか。

事務局　：この金額は東京都の予算になりますので、青梅市については検討していくということになります。

会　長　：他に御意見等ございますでしょうか。それでは議題は以上になります。

続きまして次第の6、その他でございます。何か委員の方の皆様から何かございますでしょうか。

＜意見なし＞

会　長　：それでは事務局から何かございますか。

事務局　：事務局からの3点ほど御連絡を申し上げたいと存じます。

まず1点目ですけれども、参考資料としてつけさせていただきました日程の一覧表でございます。今後、上位計画であります地域福祉総合計画における地域共生社会推進会議との調整により変更となる場合がございますので御承知おきをいただければと存じます。日程に変更が生じました場合は改めて通知をさせていただきたいと存じます。次に2点目であります。本日机上に配付いたしました6月2日、市役所本庁舎で開催予定のおうめ健康まつりについてであります。イベント内におきまして、個別でブースを設けて、介護体験のコーナーを実施する予定であります。市内の介護サービス事業者の御協力をいただきながら、来場者の方に介護をする側、受ける側になっていただくなど介護の模擬体験をしていただく内容となっております。内容の詳細につきましては現在調整をしているところでありますが、時間がある方はぜひお越しいただければと存じます。最後に、本日の議事録につきましては、作成委員へ送付させていただきますので、御確認をいただくようお願いいたします。また次回の運営委員会でございますけれども、8月9日金曜日の13時30分から予定をしております。事務局からは以上です。

会　長　：ありがとうございます。本日は長時間にわたりまして熱心に御討議いただきありがとうございました。これにて終了とさせていただきます。事務局の方では本日の論議を踏まえまして整理の方よろしくお願いいたします。それではこれで散会といたします。

御苦労さまでした。

資料3

イ　介護保険の実施状況について

１　要介護認定について

(1) 要介護度別認定者数の推移（令和６年５月３１日現在）

要介護・要支援等認定者数（青梅市）		5月	
		人数	
要支援１	R6	1,011	15.1%
	R5	896	13.9%
	増減	115	1.3%
要支援２	R6	841	12.6%
	R5	802	12.4%
	増減	39	0.2%
要介護１	R6	1,235	18.5%
	R5	1,240	19.2%
	増減	▲ 5	▲0.7%
要介護２	R6	1,012	15.1%
	R5	946	14.7%
	増減	66	0.5%
要介護３	R6	871	13.0%
	R5	860	13.3%
	増減	11	▲0.3%
要介護４	R6	1,000	15.0%
	R5	988	15.3%
	増減	12	▲0.4%
要介護５	R6	713	10.7%
	R5	719	11.1%
	増減	▲ 6	▲0.5%
青梅市　計	R6	6,683	100%
	R5	6,451	100%
	増減	232	―
認定率※1 実績	R6	16.6%	
	R5	16.1%	
認定率※1 計画値※2	R6	17.2%	
	R5	17.6%	

←前年同月比0．5ポイントの増

※１　認定率＝認定者数（１号認定者数＋２号認定者数）／第１号被保険者数（令和６年５月３１日現在40,200人）

※２　認定率の計画値は、介護保険事業計画における推計値（各年度とも９月末時点）

(2) 申請件数等の月別集計（令和６年５月３１日現在）

			5月	合計※	月平均
申請件数（件）	R6	新規	207	387	193.5
		更新	244	493	246.5
		変更	80	156	78.0
		計	531	1,036	518.0
	R5	新規	165	2,022	168.5
		更新	349	3,489	290.8
		変更	74	1009	84.1
		計	588	6,520	543.3
認定調査数（件）	R6		505	984	492.0
	R5		584	6,303	525.3
審査判定数（件）	R6		506	1,019	509.5
	R5		559	6,272	522.7
変更率（%）	R6		11.7%	―	―
	R5		9.7%	―	―
認定結果通知平均日数（日）	R6		43.7	42.2	―
	R5		45.4	41.1	―

※合計は、令和６年度は令和６年５月３１日末現在、令和５年度は年度計

認定調査委託先を含めて認定調査員の人材不足のため、認定調査にかかる日数がかかっています。認定結果通知平均日数は30日を上回る状況が続いています。

(3) 審査判定内訳（件）（令和６年５月３１日現在）

	5月	合計	構成比	構成比順
非該当	15	29	2.8%	⑧
要支援1	79	162	15.9%	②
要支援2	56	112	11.0%	⑥
要介護1	112	220	21.6%	①
要介護2	74	137	13.4%	③
要介護3	58	111	10.9%	⑦
要介護4	61	134	13.2%	④
要介護5	51	114	11.2%	⑤
計	506	1,019	100.0%	－

(4) 第1号被保険者における認定率（令和６年３月３１日現在）

第1号被保険者数			３月		
			人数	構成比	認定率
全国	R5	合計	35,890,590	100.0%	19.4%
		前期（65～74歳）	15,709,385	43.8%	4.3%
		後期（75歳以上）	20,181,205	56.2%	31.1%
	R4	合計	35,845,542	100.0%	19.0%
		前期（65～74歳）	16,359,630	45.6%	4.3%
		後期（75歳以上）	19,485,912	54.4%	31.3%
東京都	R5	合計	3,157,194	100.0%	20.7%
		前期（65～74歳）	1,341,309	42.5%	4.7%
		後期（75歳以上）	1,815,885	57.5%	32.4%
	R4	合計	3,150,483	100.0%	20.2%
		前期（65～74歳）	1,387,784	44.0%	4.7%
		後期（75歳以上）	1,762,699	56.0%	32.4%
青梅市	R5	合計	40,163	100.0%	16.1%
		前期（65～74歳）	18,319	45.6%	4.0%
		後期（75歳以上）	21,844	54.4%	26.2%
	R4	合計	39,869	100.0%	15.7%
		前期（65～74歳）	18,947	47.5%	4.1%
		後期（75歳以上）	20,922	52.5%	26.3%

※ここでの認定率は、第2号被保険者の認定者数を含まずに計算しています。
青梅市の合計は16.1%で、前年同月比（15.7%）0.4%増加しています。
全国（19.4%）および東京都（20.7%）から、それぞれ3.3、4.6ポイント下回っています。

(5) 認定者構成比（令和６年３月３１日現在）

介護度		３月		
		構成比		
		青梅市	国	都
要支援1	R5	14.9%	14.4%	15.3%
	R4	14.3%	14.2%	15.2%
要支援２	R5	12.8%	14.1%	13.1%
	R4	12.2%	13.8%	12.7%
要介護１	R5	18.6%	20.8%	20.6%
	R4	19.3%	20.9%	21.0%
要介護２	R5	15.0%	16.8%	16.7%
	R4	14.7%	16.7%	16.3%
要介護３	R5	13.4%	13.0%	12.8%
	R4	13.1%	13.1%	12.8%
要介護４	R5	15.0%	12.6%	12.7%
	R4	15.6%	12.7%	12.9%
要介護５	R5	10.5%	8.3%	8.9%
	R4	10.9%	8.5%	9.0%
認定率※	R5	16.5%	19.7%	21.1%
	R4	16.1%	19.4%	20.7%

※国と東京都の資料は3月31日現在が最新であるため、市も同時点のデータで記載しています。
ここでの認定率は2号被保険者も含みます。
分析としては、青梅市は国や都と比べて要介護4や5の比率が高い状況です。

2　介護保険料について

(1) 令和５年度介護保険料の賦課収納状況（5月末日現在）

（単位：千円）

区分			予算額	調定額（5月末日現在）	月別収入済額（月末値） 4月	7月	10月	1月	3月	翌5月	合計（4～翌5月）
現年度分	特別徴収	R5	2,274,377	2,234,121	0	382,324	△ 8,623	371,300	368,709	△ 1,408	2,236,775
		R4	2,249,010	2,231,748	0	376,324	△ 5,672	372,940	370,156	△ 1,219	2,234,104
	普通徴収	R5	188,054	250,714	0	30,742	27,862	21,397	18,632	1,542	234,962
		R4	210,664	243,880	0	25,460	24,180	22,071	21,552	1,736	228,873
	計	R5	2,462,431	2,484,835	0	413,066	19,239	392,696	387,341	134	2,471,737
		R4	2,459,674	2,475,628	0	401,784	18,509	395,011	391,708	517	2,462,977
滞納繰越分	普通徴収	R5	4,476	24,931	410	1,667	608	826	403	0	7,646
		R4	5,612	22,098	397	847	320	360	382	0	5,799
合　計	特別徴収	R5	2,274,377	2,234,121	0	382,324	△ 8,623	371,300	368,709	△ 1,408	2,236,775
		R4	2,249,010	2,231,748	0	376,324	△ 5,672	372,940	370,156	△ 1,219	2,234,104
	普通徴収	R5	192,530	275,645	410	32,409	28,470	22,223	19,035	1,542	242,608
		R4	216,276	265,978	397	26,307	24,500	22,432	21,933	1,736	234,672
	計	R5	2,466,907	2,509,766	410	414,734	19,847	393,523	387,744	134	2,479,383
		R4	2,465,286	2,497,725	397	402,631	18,829	395,371	392,089	517	2,468,776

※ 普通徴収は７月から第１期の納期がはじまるため、４月、５月、６月分は前年度相当分。ただし、財務会計上は当該年度の調定として処理します。賦課決定が新年度（４月以降）であるためです。対象となる方　⇒　３月以前に転入した方（所得調査を行ったのちに賦課決定します。）や遅れて税の申告をした方

※ 特別徴収（年金特徴）が市の収入となるのは奇数月のみですが、還付金については毎月処理しているため、奇数月はプラス、偶数月はマイナスとなります。還付金が発生する理由　⇒　課税更生のため過納となり還付が発生します。

区分			予算額	調定額（5月末日現在）	月別収入済額（月末値） 4月	7月	10月	1月	3月	翌5月	合計（4～翌5月）
延滞金	普通徴収	R5	200	109	5	5	1	34	24	0	109
		R4	200	22	0	2	0	0	3	0	22

(2) 督促状の発送状況（5月末日現在）

（単位：件）

区　分	－	－	3期	6期	8期	随時	合計（1期～随時）
R5	－	－	798	602	631	20	5,529
R4	－	－	646	625	664	18	5,204

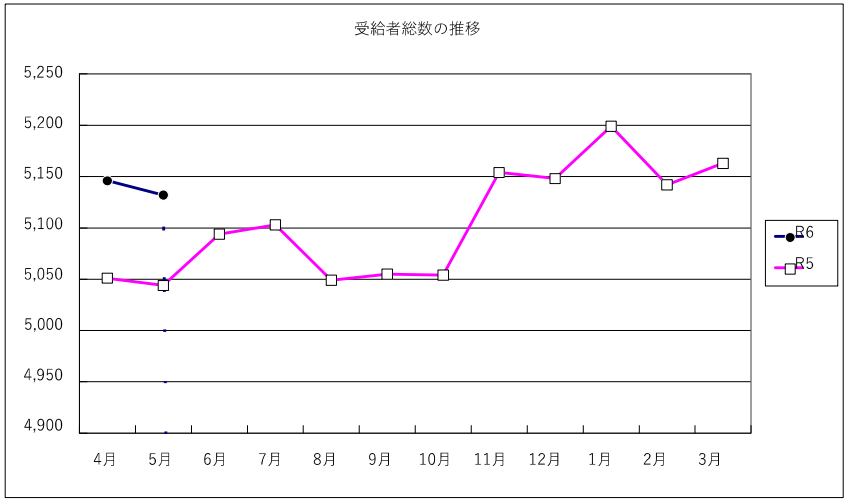
3　受給者数および給付費の状況について

(1)　受給者数

（単位：人）

区　　分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス受給者	R6	3,210	3,210											6,420	3,210
	R5	3,145	3,164	3,193	3,186	3,161	3,174	3,152	3,225	3,223	3,265	3,210	3,219	35,098	3,193
地域密着型サービス受給者	R6	530	524											1,054	527
	R5	541	539	550	546	534	529	530	552	548	539	529	543	5,937	540
施設サービス受給者	R6	1,406	1,398											2,804	1,402
	R5	1,365	1,341	1,351	1,371	1,354	1,352	1,372	1,377	1,377	1,395	1,403	1,401	15,058	1,372
介護老人福祉施設	R6	1,024	1,022											2,046	1,023
	R5	980	979	985	1,003	992	982	992	996	999	1,013	1,018	1,013	10,939	996
介護老人保健施設	R6	354	352											706	353
	R5	346	318	329	331	332	343	348	347	353	360	357	355	3,764	343
介護療養型医療施設	R6	10	0											10	5
	R5	16	18	16	16	8	9	8	7	6	6	11	10	121	11
介護医療院	R6	24	29											53	27
	R5	33	27	28	29	24	23	28	27	26	24	24	26	293	27
受給者　計	R6	5,146	5,132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,278	5,139
	R5	5,051	5,044	5,094	5,103	5,049	5,055	5,054	5,154	5,148	5,199	5,142	5,163	56,093	5,105

※　Ｒ６については４月～５月のみ、Ｒ５については４～３月までの合計を記載



前年同月比で、居宅介護サービス、施設サービス受給者数は増加しています。

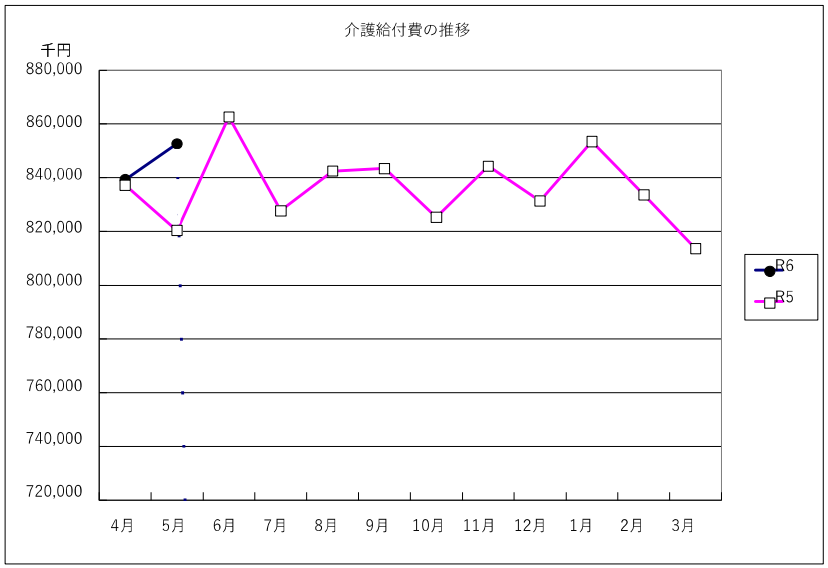
(2)　給付状況

（単位：円）

区　　分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス費	R6	259,738,318	262,412,604											3,132,905,532	261,075,461
	R5	264,288,315	259,402,305	270,900,914	258,810,387	271,210,131	267,397,281	263,069,438	266,737,786	268,375,559	266,972,824	254,299,744	255,539,759	3,167,004,443	263,917,037
地域密着型サービス費	R6	75,672,956	75,613,303											907,717,554	75,643,130
	R5	74,589,192	70,521,526	76,195,542	73,139,214	69,364,200	77,277,291	75,289,575	78,233,431	75,935,375	75,694,803	71,976,187	71,771,325	889,987,661	74,165,638
施設介護サービス費	R6	415,699,181	416,369,536											4,992,412,302	416,034,359
	R5	406,244,226	389,482,513	404,073,978	398,980,796	407,102,103	405,343,024	396,659,094	407,391,414	393,385,669	417,085,992	416,217,361	394,074,808	4,836,040,978	403,003,415
福祉用具購入費	R6	606,444	1,246,548											11,117,952	926,496
	R5	2,134,872	1,083,893	1,229,200	925,364	1,407,186	1,435,448	460,179	900,285	1,536,526	1,129,146	574,627	1,375,331	14,192,057	1,182,671
住宅改修費	R6	2,237,795	2,780,444											30,109,434	2,509,120
	R5	4,142,498	1,004,299	2,973,501	3,028,506	2,817,236	2,546,586	1,947,392	3,060,737	2,723,934	2,967,783	800,466	3,104,155	31,117,093	2,593,091
サービス計画給付費	R6	40,392,494	41,197,383											489,539,262	40,794,939
	R5	40,393,868	40,984,411	41,265,671	40,922,478	40,767,304	40,976,530	40,346,162	41,295,303	41,066,889	41,395,218	40,598,790	40,525,281	490,537,905	40,878,159
審査支払手数料	R6	705,942	710,097											8,496,234	708,020
	R5	687,425	699,158	707,714	698,425	705,331	700,198	702,397	713,214	715,720	727,147	710,953	712,908	8,480,590	706,716
高額介護サービス費	R6	20,154,840	22,156,412											253,867,512	21,155,626
	R5	20,155,771	24,755,630	23,342,789	23,743,591	23,514,832	24,279,793	23,725,802	22,920,873	24,390,943	23,083,268	24,371,689	23,900,660	282,185,641	23,515,470
高額医療合算介護サービス費	R6	23,906	7,079,466											7,103,372	3,551,686
	R5	59,624	8,563,480	17,756,126	4,107,291	1,093,504	404,674	344,090	116,701	319,763	172,434	129,912	49,229	33,116,828	2,759,736
特定入所者介護サービス費	R6	24,119,991	23,056,780											283,060,626	23,588,386
	R5	24,501,014	23,873,767	24,207,359	23,349,670	24,465,754	23,026,547	22,729,782	22,940,448	22,907,281	24,210,617	23,908,655	22,538,369	282,659,263	23,554,939
給付費　計	R6	839,351,867	852,622,573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,116,329,780	140,997,870
	R5	837,196,805	820,370,982	862,652,794	827,705,722	842,447,581	843,387,372	825,273,911	844,310,192	831,357,659	853,439,232	833,588,384	813,591,825	10,035,322,459	836,276,872

※　Ｒ６については４～５月実績の平均×12で計上しています。

ただし、高額医療合算介護サービス費については４月～５月実績計としています。



前年同月比で、受給者数の総数はほぼ横ばいながら、給付費全体は増加しています。

４　相談苦情受理状況（令和６年５月末現在）

(1)　月別受付件数　　（件）

月	Ｒ５	Ｒ６	都全体(Ｒ４)
04月	9	4	220
05月	4	3	228
06月	2	－	207
07月	23	－	379
08月	5	－	715
09月	5	－	245
10月	4	－	274
11月	4	－	242
12月	4	－	219
01月	4	－	191
02月	5	－	184
03月	0	－	222
計	69	7	3,326

Ｒ５年度は主に介護保険料、次いでサービス提供、保険給付の苦情があり、保険料に関する問い合わせ・苦情が当初賦課を行った７月に増加しました。サービス提供、保険給付では従事者の態度に対する苦情が多く見られます。
Ｒ６年度は、苦情の傾向としては例年と類似しているものの、５月現在では例年よりも苦情件数が少ない状況となっております。

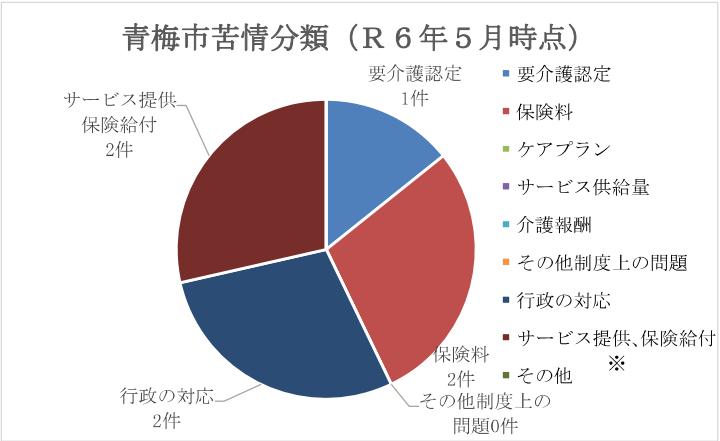
(2-1)　分類　　（件）

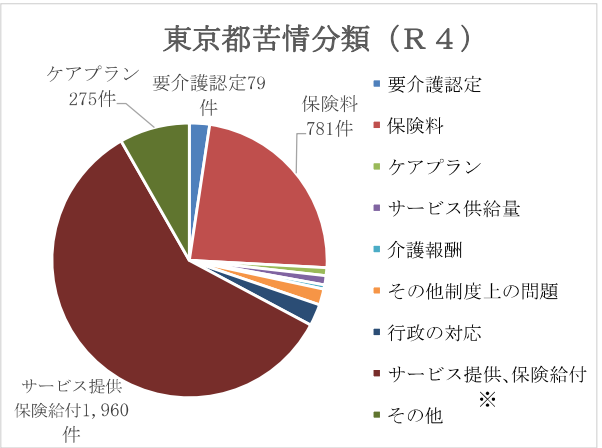
	Ｒ５	Ｒ６	都全体(Ｒ４)
要介護認定	10	1	79
保険料	32	2	781
ケアプラン	0	0	31
サービス供給量	0	0	37
介護報酬	0	0	15
その他制度上の問題	5	0	63
行政の対応	8	2	85
サービス提供､保険給付※	14	2	1,960
その他	0	0	275
計	69	7	3,326

(2-2)　苦情内容　　（件）

	Ｒ５	Ｒ６	都全体(Ｒ４)
サービスの質	1	0	528
従事者の態度	8	1	337
管理者等の対応	3	0	243
説明・情報の不足	1	0	393
具体的な被害・損害	0	0	180
利用者負担	0	0	36
契約・手続関係	1	0	139
その他	0	1	104
計	14	2	1,960

※2の分類がサービス提供、保険給付の場合の苦情内容





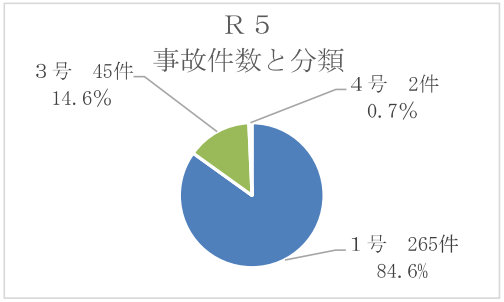
５　事故発生時の報告状況（令和６年５月末現在）

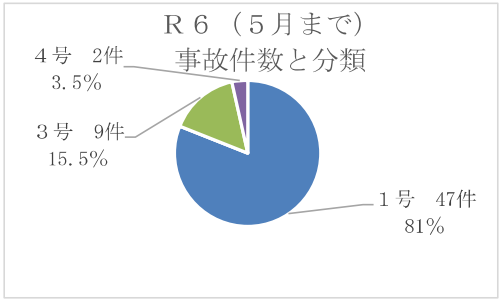
（1）月別届出件数　（件）

	Ｒ５	Ｒ６
04月	29	28
05月	25	30
06月	18	－
07月	23	－
08月	27	－
09月	18	－
10月	30	－
11月	31	－
12月	29	－
01月	30	－
02月	27	－
03月	25	－
計	312	58

（2）分類別届出件数　（件）

分類	Ｒ５	Ｒ６
１　号	265	47
２　号	0	0
３　号	45	9
４　号	2	2
計	312	58





＊ 分 類 ＊

【１号】
介護サービス利用者に対する介護サービスの提供により発生した死亡または重傷等の入院加療等を必要とする事故
①ケガ等で医療機関で入院や治療を受けたもの
②誤飲が原因等で医療機関で入院や治療を受けたもの
③利用者等のトラブルで医療機関で入院や治療を受けたもの

【２号】
利用者に対する介護サービスの提供に伴う業務遂行により発生し、請求された損害賠償にかかる事故

【３号】
食中毒、感染症等（結核、疥癬）で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故

【４号】
その他市長が必要と認める事故
①従業員の法令違反
②不祥事等利用者の処遇に影響があるもの
③震災、風水害、火災等これに類する災害

R5年度は分類１号が事故報告の８割以上を占めています。

R6年5月時点においても、１号の事故報告が大半を占めています。

6　市内介護サービス事業所数　　令和６年５月３１日現在。
（ ）内は、令和６年２月２９日現在。

（1）介護サービス

区分 / サービス種別		
居宅介護支援（ケアプラン作成）	２９	（ ３１）
居宅サービス	１０３	（ １０３）
訪問介護	１５	（ １６）
訪問入浴介護	３	（ ３）
訪問看護	１９	（ ２０）
訪問リハビリテーション	６	（ ６）
通所介護	１７	（ １７）
通所リハビリテーション	４	（ ４）
短期入所生活介護	２４	（ ２４）
短期入所療養介護	３	（ ３）
特定施設入居者生活介護	２	（ ２）
福祉用具貸与	４	（ ４）
特定福祉用具販売	４	（ ４）
施設サービス	３０	（ ３０）
介護老人福祉施設	２４	（ ２４）
介護老人保健施設	３	（ ３）
介護療養型医療施設	２	（ ２）
介護医療院	１	（ １）
地域密着型サービス	３０	（ ２９）
地域密着型通所介護	１４	（ １４）
認知症対応型通所介護	４	（ ４）
小規模多機能型居宅介護	２	（ ２）
看護小規模多機能型居宅介護	２	（ ２）
認知症対応型共同生活介護	７	（ ７）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	１	（ ０）

（2）予防サービス

区分 / サービス種別		
介護予防支援（ケアプラン作成）	３	（ ３）
介護予防居宅サービス	６９	（ ６９）
介護予防訪問入浴介護	３	（ ３）
介護予防訪問看護	２０	（ ２０）
介護予防訪問リハビリテーション	６	（ ６）
介護予防通所リハビリテーション	４	（ ４）
介護予防短期入所生活介護	２３	（ ２３）
介護予防短期入所療養介護	３	（ ３）
介護予防特定施設入居者生活介護	２	（ ２）
介護予防福祉用具貸与	４	（ ４）
特定介護予防福祉用具販売	４	（ ４）
地域密着型介護予防サービス	１３	（ １３）
介護予防認知症対応型通所介護	４	（ ４）
介護予防小規模多機能型居宅介護	２	（ ２）
介護予防認知症対応型共同生活介護	７	（ ７）

（3）介護予防・生活支援サービス

区分 / サービス種別		
介護予防・生活支援サービス	６４	（６５）
介護予防通所介護相当の通所型サービス	２９	（２８）
軽度者向けの通所型サービス	１１	（１１）
介護予防訪問介護相当の訪問型サービス	１１	（１２）
家事支援に特化した訪問型サービス	１１	（１２）
研修修了者による訪問型サービス	２	（ ２）

※各項目の事業所数については、調査時点で市が把握している限りのものになります。
　休止等各事業所の状況に応じ、遡及して事業所数に変化が生じることもございますので、御了承ください。

7　地域密着型サービスの利用状況について

※　R５の計は４～３月までの実績を記載。R６の計は４～５月までの実績を記載。

(1) 認知症対応型通所介護

圏　域	事　業　所　名		定員		05月	計
第１地区	東青梅デイサービスセンター	R6	１日	営業日数	27日	53日
				延利用者	235人	458人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	8.7人	8.6人
	す　ず　ら　ん	R5	１日	営業日数	27日	310日
				延利用者	235人	2,531人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	8.7人	8.2人
第２地区	河辺デイサービスセンター	R6		営業日数	27日	53日
			１日	延利用者	298人	599人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	11.0人	11.3人
	わ　か　く　さ	R5		営業日数	27日	310日
			１日	延利用者	286人	3,347人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	10.6人	10.8人
	デイサービスセンター	R6		営業日数	23日	45日
			１日	延利用者	213人	416人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	9.3人	9.2人
	リバーパレス青梅	R5		営業日数	23日	256日
			１日	延利用者	205人	2,319人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	8.9人	9.1人
第３地区	木野下デイサービスセンター	R6		営業日数	27日	53日
			１日	延利用者	229人	441人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	8.5人	8.3人
		R5		営業日数	27日	310日
			１日	延利用者	170人	2,350人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	6.3人	7.6人

(2) 地域密着型通所介護

圏　域	事　業　所　名		定員		05月	計
第１地区	東青梅デイサービスセンター	R6	１日	営業日数	27日	53日
				延利用者	403人	785人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			18人	１日平均	14.9人	14.8人
		R5	１日	営業日数	27日	310日
				延利用者	382人	4,405人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			18人	１日平均	14.1人	14.2人
	デイサービス のぞみ	R6	１日	営業日数	26日	52日
				延利用者	60人	113人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	2.3人	2.2人
		R5	１日	営業日数	26日	294日
				延利用者	74人	770人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	2.8人	2.6人
	カラダラボとまりぎ青梅駅前	R6	１日	営業日数	21日	43日
				延利用者	248人	529人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	11.8人	12.3人
		R5	１日	営業日数	23日	255日
				延利用者	297人	3,379人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	13.2人	13.3人
	第１地区計	R6	１日	延利用者	711人	1,427人
			38人	１日平均	9.6人	9.6人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		R5	１日	延利用者	753人	8,554人
			38人	１日平均	10.0人	10.0人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0.0人

認知症対応型デイサービス・地域密着型デイサービスについては、前年同月比で大きな変化はありません。

第２地区

事業所名		定員		５月	計
デイサービスセンター たんぽぽ	R6	1日	営業日数	22日	44日
			延利用者	143人	272人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	6.5人	6.2人
	R5	1日	営業日数	22日	253日
			延利用者	172人	1,729人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	7.8人	6.8人
デイサービス ぬくもり	R6	1日	営業日数	27日	53日
			延利用者	171人	346人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	6.3人	6.5人
	R5	1日	営業日数	27日	308日
			延利用者	171人	1,977人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	6.3人	6.4人
リハビリデイサービス 足軽	R6	1日 午前10人	営業日数	24日	50日
			延利用者	362人	725人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	15.1人	14.5人
	R5	1日 午前10人	営業日数	24日	286日
			延利用者	341人	4,029人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	14.2人	14.1人
デイサービスセンター ＣＬＵＢ ＲＩＶＥＲ	R6	1日	営業日数	23日	45日
			延利用者	270人	518人
			電話連絡・訪問対応者	6人	10人
		15人	1日平均	11.7人	11.5人
	R5	1日	営業日数	23日	257日
			延利用者	242人	2,762人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		15人	1日平均	10.5人	10.7人
二俣尾幸廻堂	R6	1日	営業日数	27日	53日
			延利用者	202人	414人
			電話連絡・訪問対応者	5人	8人
		10人	1日平均	7.5人	7.8人
	R5	1日	営業日数	27日	310日
			延利用者	236人	2,604人
			電話連絡・訪問対応者	4人	38人
		10人	1日平均	8.7人	8.4人
デイサービスセンター シエロ 青梅	R6	1日	営業日数	25日	51日
			延利用者	212人	415人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	8.5人	8.1人
	R5	1日	営業日数	27日	309日
			延利用者	202人	2,365人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	7.5人	7.7人
デイサービスセンター ほたる	R6	1日 午前10人	営業日数	21日	42日
			延利用者	296人	578人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	14.1人	13.8人
	R5	1日 午前10人	営業日数	20日	235日
			延利用者	270人	3,115人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	13.5人	13.3人
第２地区計	R6	1日 95人	延利用者	1,656人	3,268人
			1日平均	9.8人	9.7人
			電話連絡・訪問対応者	11.0人	18.0人
	R5	1日 95人	延利用者	1,634人	18,581人
			1日平均	9.6人	9.5人
			電話連絡・訪問対応者	4.0人	38.0人

第３地区

事業所名		定員		５月	計
デイサービス やぎさん家	R6	1日	営業日数	27日	53日
			延利用者	189人	366人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		15人	1日平均	7.0人	6.9人
	R5	1日	営業日数	27日	308日
			延利用者	210人	2,122人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		15人	1日平均	7.8人	6.9人
トータル・ライフ・ヘア・サポート 華暖	R6	1日	営業日数	23日	45日
			延利用者	245人	476人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		14人	1日平均	10.7人	10.6人
	R5	1日	営業日数	23日	257日
			延利用者	252人	2,872人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		14人	1日平均	11.0人	11.2人
デイサービス さくら	R6	1日 午前10人	営業日数	21日	42日
			延利用者	119人	251人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	5.7人	6.0人
	R5	1日 午前10人	営業日数	20日	241日
			延利用者	186人	1,912人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	9.3人	7.9人
デイサービスセンター きぼうの里	R6	1日	営業日数	27日	53日
			延利用者	248人	466人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	9.2人	8.8人
	R5	1日	営業日数	27日	313日
			延利用者	241人	2,716人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	8.9人	8.7人
第３地区計	R6	1日 59人	延利用者	801人	1,559人
			1日平均	8.2人	8.1人
			電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人
	R5	1日 59人	延利用者	889人	9,444人
			1日平均	9.2人	8.6人
			電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人

(3) 認知症対応型共同生活介護　　R6.5.31現在

圏　域	事 業 所 名	定　員		利用者内訳（保険者）			利用者内訳（要介護度）						
		定員数	充足率	青梅市	他	計	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１地区	グループホームひだまりの家	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	1人	3人	2人	2人	0人	8人
	グループホームみんなんち	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	3人	2人	2人	1人	1人	9人
第２地区	グループホームはぴねす若草	18人	88.9%	16人	0人	16人	0人	4人	5人	4人	3人	0人	16人
	グループホームみんなんち第2	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	3人	0人	2人	3人	1人	9人
	グループホームともだ	18人	94.4%	16人	1人	17人	0人	4人	5人	5人	3人	0人	17人
第３地区	グループホームはぴねす新田山	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	1人	1人	5人	1人	0人	8人
	地域ケアサポート館　福わ家 グループホーム	18人	100.0%	18人	0人	18人	0人	3人	6人	6人	1人	2人	18人
合　　計		90人	94.4%	84人	1人	85人	0人	19人	22人	26人	14人	4人	85人

定員90名に対して85名利用中。そのうち青梅市民は84名。
令和６年３月時点と比較して、要介護度別利用者内訳は大幅な変化は見られません。

（4）小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名								5月	月平均
第１地区	多機能ケアホーム みんなんち	R6	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		21人	21人
			利用者数	通所	定員／日		延利用者		403人	391人
					15人		1日平均		13.0人	12.8人
				訪問	基準なし		延利用者		547人	532人
							1日平均		17.6人	17.4人
				宿泊	定員／日		延利用者		118人	111人
					9人		1日平均		3.8人	3.7人
		R5	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		22人	23人
			利用者数	通所	定員／日		延利用者		363人	355人
					15人		1日平均		11.7人	11.6人
				訪問	基準なし		延利用者		608人	564人
							1日平均		19.6人	18.5人
				宿泊	定員／日		延利用者		54人	69人
					9人		1日平均		1.7人	2.2人
第３地区	地域ケアサポート館 福わ家	R6	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		29人	29人
			利用者数	通所	定員／日		延利用者		279人	267人
					18人		1日平均		9.0人	8.8人
				訪問	基準なし		延利用者		749人	754人
							1日平均		24.1人	24.7人
				宿泊	定員／日		延利用者		15人	15人
					5人		1日平均		0.5人	0.5人
		R5	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		28人	28人
			利用者数	通所	定員／日		延利用者		328人	288人
					18人		1日平均		10.6人	9.4人
				訪問	基準なし		延利用者		624人	646人
							1日平均		20.1人	21.2人
				宿泊	定員／日		延利用者		26人	26人
					5人		1日平均		0.8人	0.8人

（6）定期巡回随時対応型訪問介護看護

圏域	事業所名						5月	月平均
第３地区	ここひろヘルパー２４	R6	営業日数				31日	－
			登録者数				4人	4人
			利用者数	登録者数		延利用者	66人	46人
						1日平均	2.1人	0.8人
				訪問看護		延利用者	14人	8人
						1日平均	0.5人	0.1人
			訪問回数	訪問介護		訪問回数	116人	77人
						1日平均	8.3人	1.3人
				訪問看護		訪問回数	14人	8人
						1日平均	1.0人	0.1人
			訪問種別	定期巡回		訪問回数	128人	84人
						1日平均	9.1人	1.4人
				随時訪問		訪問回数	2人	1人
						1日平均	0.1人	0.0人

（5）看護小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名						5月	月平均
第２地区	青梅複合型ケアサービスセンター	R6	定員（基準）			営業日数	31日	－
			登録定員 29人			登録者数	26人	27人
			利用者数	通所	定員／日 15人	延利用者	357人	374人
						1日平均	11.5.	13.0人
				訪問介護	基準なし	延利用者	384人	354人
						1日平均	12.4人	11.6人
				訪問看護	基準なし	延利用者	24人	23人
						1日平均	0.8人	0.8人
				宿泊	定員／日 9人	延利用者	107人	115人
						1日平均	3.5人	3.8人
		R5	定員（基準）			営業日数	31日	－
			登録定員 29人			登録者数	24人	26人
			利用者数	通所	定員／日 15人	延利用者	347人	344人
						1日平均	11.2人	11.3人
				訪問介護	基準なし	延利用者	374人	339人
						1日平均	12.1人	11.1人
				訪問看護	基準なし	延利用者	28人	22人
						1日平均	0.9人	0.7人
				宿泊	定員／日 9人	延利用者	172人	111人
						1日平均	5.5人	3.6人
	藤の華	R6	定員（基準）			営業日数	31日	－
			登録定員 29人			登録者数	11人	11人
			利用者数	通所	定員／日 15人	延利用者	90人	77人
						1日平均	2.9人	2.5人
				訪問介護	基準なし	延利用者	198人	192人
						1日平均	6.4人	6.3人
				訪問看護	基準なし	延利用者	48人	52人
						1日平均	1.5人	1.6人
				宿泊	定員／日 6人	延利用者	21人	11人
						1日平均	0.7人	0.4人
		R5	定員（基準）			営業日数	－	－
			登録定員 29人			登録者数	－	4人
			利用者数	通所	定員／日	延利用者	－	19人
						1日平均	－	0.6人
				訪問介護	基準なし	延利用者	－	62人
						1日平均	－	2.1人
				訪問看護	基準なし	延利用者	－	17人
						1日平均	－	0.6人
				宿泊	定員／日	延利用者	－	1人
						1日平均	－	0.0人

○小規模多機能型居宅介護事業所
　前年同月比で大きな変化は見られません。
○看護小規模多機能型居宅介護事業所
　前年同月比で大きな変化は見られません。
○定期巡回随時対応型訪問介護看護
　令和６年３月２１日「ここひろヘルパー２４」が開設されました。

8　青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について

(1) 青梅市地域包括支援センター連絡会

回	開催日	内　容
180	３月６日（水）	・令和６年度事業計画について ・認知症カフェについて　ほか
181	４月 10 日（水）	・介護予防教室について ・各職種グループ実施計画についてほか
182	５月８日（水）	・主任介護支援専門員連絡会について ・地域ケア会議について ほか

(2) 地域ケア会議

開催日	内　容
３月２２日（金）	３事例検討 ・アルツハイマー型認知症の一人暮らしの活性化を図る ・精神的に不安定でサービス利用のキャンセルが多いが卒業には不安があるケースへの対応について ・家族の思いは強いが本人の意向が見えない利用者への支援
５月２４日（金）	３事例検討 ・住み慣れた地域で暮らし続けるためのヒントが隠れているかもしれない事例 ・腰痛の原因がはっきりせず、意欲の低下のある方への支援 ・自分の時間を大切にし、生き甲斐や楽しみを見つけたい

(3) 総合相談支援業務

（延べ件数）

区　分	相　談　件　数	
	R６年３月～R６年５月	R５年３月～R５年５月
地域包括支援センター（市）	290	931
地域包括支援センターすみえ	130	0
地域包括支援センターうめぞの	988	971
地域包括支援センターすえひろ	719	458
計	2,127	2,360

※令和６年５月 31 日現在　事業対象者　72 人

(4) 権利擁護業務

（延べ件数）

区　分	相　談　件　数	
	R６年３月～R６年５月	R５年３月～R５年５月
地域包括支援センター（市）	22	33
地域包括支援センターすみえ	6	0
地域包括支援センターうめぞの	56	52
地域包括支援センターすえひろ	128	76
計	206	161

※成年後見制度の利用や申立てに関する相談等：８件（各包括計）

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 相談件数

（延べ件数）

区　分	相　談　件　数	
	R６年３月～R６年５月	R５年３月～R５年５月
地域包括支援センター（市）	4	22
地域包括支援センターすみえ	7	0
地域包括支援センターうめぞの	22	38
地域包括支援センターすえひろ	22	10
計	55	70

イ 勉強会等

開催日	名　称	参加人数	内　容
５月 13 日（月）	主任介護支援専門員連絡会	41	多様化・複雑化する課題に対応するため、他制度連携ができるケアマネジャーに　ほか
３～５月 各月７回 （計 21 回）	ケアプラン勉強会	320（延べ人数）	各グループの目標に沿った事例検討、自立支援のケアプランへの指導、地域のケアマネジャーからの相談　ほか

(6) 介護予防に係るケアマネジメント

ア 介護予防支援委託にかかる居宅介護支援事業所

令和６年５月分

介護予防支援事業所名	委託事業所数	委託件数	契約事業所数
地域包括支援センターすみえ	26	95	28
地域包括支援センターうめぞの	31	258	62
地域包括支援センターすえひろ	33	186	68

イ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援件数　（延べ件数）

区　分	プ　ラ　ン　件　数	
	R６年３月～R６年５月	R５年３月～R５年５月
地域包括支援センター（市）	228	636
地域包括支援センターすみえ	436	0
地域包括支援センターうめぞの	1,312	1,200
地域包括支援センターすえひろ	1,033	901
計	3,009	2,737

(7) 任意事業

ア 認知症サポーター養成研修事業

指定のカリキュラムを受講したキャラバン・メイトを講師とし、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する研修を実施した。

開催日	受講者	開催地区	参加人数
３月 16 日（土）	民生・児童委員	成木	18
４月 18 日（木）	学生	根ヶ布	30
計			48

イ 介護サービス相談員派遣等事業

派遣期間	派遣回数	派遣施設等	
３月	10 施設 延べ 10 回	グループホームひだまりの家	二俣尾幸廻堂
		特別養護老人ホーム第二喜久松苑	特別養護老人ホーム和楽ホーム
		特別養護老人ホームリバーパレス青梅	特別養護老人ホーム第二青梅園
		デイサービスセンターたんぽぽ	グループホームみんなんち第２
		特別養護老人ホーム青梅園	博仁会デイサービスセンターさざなみ
４月	６施設 延べ６回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホームあゆみえん
		特別養護老人ホーム和楽ホーム	特別養護老人ホーム喜久松苑
		喜久松苑デイサービスセンター	グループホームひだまりの家
５月	11 施設 延べ 11 回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホームあゆみえん
		特別養護老人ホーム和楽ホーム	青梅河辺温泉デイサービスセンター湯梅の郷
		デイサービスセンターきぼうの里	グループホームはぴねす若草
		グループホームひだまりの家	特別養護老人ホームカントリービラ青梅
		特別養護老人ホーム第二青梅園	特別養護老人ホーム第二喜久松苑
		河辺デイサービスセンター	

(8) その他

ア 介護予防教室

介護予防、フレイル予防等をテーマに、リハビリテーション専門職などを講師として、講義や体操、レクリエーションを実施した。

開催日	場　所	参加人数
3月12日（火）	和田町自治会館	22
3月26日（火）	東青梅六丁目自治会館	8
3月26日（火）	裏宿公会堂	12
計		42

イ ７５歳在宅高齢者調査票の送付

フレイルチェック等や既往歴を確認する調査票を送付し、郵送で回収を行った。

調査結果をもとに、訪問を行い、高齢者の状況把握に努めた。

調査票発送数	調査票返送数	電話・訪問等 延人数	把握人数
2,195通	1,796通	3,045人	2,080人

送付対象者：令和５年４月１日時点で７５歳の市民（要介護認定者のうち居宅介護支援事業所との契約のある者と病院施設入所者は除く。）

ウ 趣旨普及および広報

広報おうめ

3月1日号	・いつまでも住み慣れた町で自分らしく過ごそう！～認知症の方やご家族にやさしい町を目指して～ ・寄りませんか「うめカフェ」 ・わかぐさ講演に高齢者懸賞の看板を設置しました ・おいでください地域サロン
3月15日号	・高齢者向けスマートフォン教室 ・高齢者クラブで仲間を見つけませんか
4月1日号	・【新体制】地域包括支援センター ・バス・鉄道がお得に利用できます ・温泉保養施設利用料を割引します ・シルバーマイスターを募集します ・おいでください地域サロン
4月15日号	・高齢者向けパソコン教室 ・健康寿命のび～る教室
5月1日号	・寄りませんか「うめカフェ」 ・高齢者スマートフォン使い方相談会 ・おいでください地域サロン
5月15日号	・認知症予防！脳イキイキ教室 ・高齢者スマートフォン教室 ・おうめ生活サポーター養成研修

※令和６年３月１日～令和６年５月末まで

資料４

地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について

１　令和５年度の青梅市地域包括支援センター事業運営委託料と消費税相当額の相殺について

令和５年度の青梅市地域包括支援センター事業運営委託契約については、本来非課税とすべきところ、消費税相当分を含んだ契約金額で締結していました。当該委託料は月払いであり、支払い予定の令和６年２月と３月分の委託料から、消費税相当額を差し引いて支払いをしました。

(1) 医療法人社団和風会

消費税相当額　６，１５２，４７１円

(2) 医療法人財団岩尾会

消費税相当額　５，１３７，３２４円

２　今後の対応について

上記以外の未返還分につきましては、引き続き各委託事業者と協議してまいります。

資料５

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第１節　健康保持と健康寿命の延伸　／　基本施策　第１項　健康管理の継続支援と生活習慣病の予防										
1	健康教育	健康課 高齢者支援課		生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	生活習慣病などの健康教育を年5回実施（健康課）	予定通りに健康教育を実施できた。	B	生活習慣病の予防や健康に関連した教育を実施できた。	B	教育事業の周知啓発を図る。	必要時、高齢者に応じた知識の普及を図る。
2	健康相談	健康課		健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	中央図書館で健康相談12回、栄養相談12回	予定通りに事業を実施できたため	B	利用者本人や家族の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行った。	B	個別性が高いため、関連機関との調整が必要	必要時、関係機関と連携し支援する
3	データヘルス計画にもとづいた保健事業【拡充】	保険年金課 健康課		特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。（糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等）	実施期間：令和5年9月～令和5年11月 対象者数：3,372人 受診者数：71人 受 診 率：2.1% 受診率は昨年度と同じであった。	概ね予定通り実施された。	B	健康増進法に基づき、ポスター・チラシによる啓発およびLINEでの周知を行った。	B	・万年の低受診率。 ・がん検診と比較して興味が低い。	受診率向上のため、引き続き、周知方法の検討・実施をする。
4	特定健康診査	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40 歳から74 歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	各種がん検診を実施した。 胃がん検診(35歳以上)：1,579人 肺がん検診(40歳以上)：1,986人 大腸がん検診(40歳以上)：13,975人 乳がん検診(40歳以上)：2,068人 子宮頸がん検診(20歳以上)：2,081人 骨密度検診(18歳以上)： 1,085人	概ね予定どおり実施したものである。	B	各種がんの早期発見等に一定の効果を上げたものである。	B	受診率のさらなる向上	国の推奨するがん検診について、受診率の向上を図る
5	特定保健指導	健康課 保険年金課		特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	中央図書館で健康相談12回、栄養相談12回の健康相談を行ったほか、各種保健サービスを総合的に推進した。	概ね予定通り実施された。	B	市民に施すべき保健サービスを着実に実施した。	B	個人の健康事情に応じたサービスのより一層の提供	個人へのアプローチの模索
6	成人歯科検診	健康課		「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	実施期間：令和5年9月～令和5年11月 対象者数：3,372人 受診者数：71人 受 診 率：2.1% 受診率は昨年度と同じであった。	概ね予定通り実施された。	B	健康増進法に基づき、ポスター・チラシによる啓発およびLINEでの周知を行った。	B	・万年の低受診率。 ・がん検診と比較して興味が低い。	受診率向上のため、引き続き、周知方法の検討・実施をする。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
7	後期高齢者医療健康診査【拡充】	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	実施期間：令和5年6月～11月 対象者数：20,047人 受診者数：11,266人 受 診 率：　56.20% 前年度より、0.2%受診率が増加した。	対象者への受診券の送付、広報、行政メール、ホームページの掲載、実施医療機関や薬局、市施設、郵便局等でのポスター掲示、多摩ケーブルテレビ、ツイッター等で周知に努めた。	B	高齢者の健康の維持と増進、医療費の増加抑制に努め、目標値の55%を上回った。	B	受診率の向上	継続して受診勧奨、周知を行う。
8	後期高齢者歯科健康診査	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	実施期間：令和5年9月～11月 対象者数：20,785人 受診者数：469人 受 診 率：2.3% 東京都後期高齢者医療広域連合健康診査・歯科健康診査推進計画の目標受診率が2.0%なので、目標を0.3ポイント上回った。	歯科医療機関や特定健診実施医療機関、薬局、金融機関、郵便局、スーパー等にポスターを掲示し、またケーブルネットワークで受診勧奨の放映をした。	B	歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態を確認し、口腔機能の低下維持の恐れがある高齢者をスクリーニングし、口腔機能の維持、向上、全身疾患の予防に努めた。	B	受診率の維持、向上	継続して受診勧奨、周知を行う。
9	がん等の検診事業【拡充】	健康課		胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	各種がん検診を実施した。 胃がん検診(35歳以上)：1,579人 肺がん検診(40歳以上)：1,986人 大腸がん検診(40歳以上)：13,975人 乳がん検診(40歳以上)：2,068人 子宮頸がん検診(20歳以上)：2,081人 骨密度検診(18歳以上)：　1,085人	概ね予定どおり実施したものである。	B	各種がんの早期発見等に一定の効果を上げたものである。	B	受診率のさらなる向上	国の推奨するがん検診について、受診率の向上を図る
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第１節　健康保持と健康寿命の延伸　／　基本施策　第２項　健康体操の推進										
10	のびのび体操教室	スポーツ推進課		65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	指定管理者にて実施 ・パワーヨガ 延べ回数：49回 延べ参加人数：824人 ・骨盤調整ヨガ 延べ回数：49回 延べ参加人数：739人 ・リラックスヨガ 延べ回数：45回 延べ参加人数：765人 ・アクティブヨガ 延べ回数：45回 延べ参加人数：461人	新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加してきた。	A	ヨガを通して、全身を心地よくストレッチすることで、リラックスを亢進することができた。	A	新型コロナウイルス感染症の流行（対策）に伴う延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加している。今後も継続し、流行以前の水準となるようにする。	継続実施。周知方法の改善・拡充。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
11	登録制ヨガ教室【新規】	スポーツ推進課		参加者が目的に合わせて選べる複数種類のヨガ教室を実施します。	・住友金属鉱山アリーナ青梅のデジタルサイネージにおいて、体操啓発動画を放映したほか、ゆめうめ体操推進員連絡会議を開催し、体操の周知方法等について検討を行った。 ・検診時や教室等の際にDVD放映や体操を実施した。（健康課）	・令和4年3月12日に市公式YouTubeチャンネルでゆめうめ体操の動画を公開したほか、庁内に推進員を置き周知方法について検討した。 ・実施、放映し周知を図った。（健康課）	B	・新たにゆめうめ体操を作成することで、体操の普及・啓発を促進した。 ・周知を図った（健康課）	B	・今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。 ・教室の対象者64歳以下の方には運動強度が低く関心が低い（健康課）	・類似の事業があるため計画からは削除する。
12	ゆめうめ体操（仮称）【新規】	高齢者支援課 健康課 スポーツ推進課		子どもから高齢者まで、全世代を対象とした青梅市オリジナル体操を作成し、各種イベントでの実演を通じて周知を図ります。	・4月～3月まで各市民センター計110回、参加者数（延べ）計1,547人 （健康課）	参加者の健康面を配慮し、会場や内容を検討し実施	B	運動実践指導を行い、健康保持・増進に寄与した	B	参加者の年齢層が若年～中年層がおらず、偏りが生じている。	検討した結果、事業を終了とした。
13	いきいき健康体操教室【新規】	スポーツ推進課 高齢者支援課 健康課		幅広い年齢層を対象とした健康体操教室を市内11か所の市民センターで実施し、健康の維持と増進に努めます。	市内の教室等で梅っこ体操をはじめ介護予防の運動や知識の普及啓発を行った。 実施回数　10回	介護予防教室等の中で介護予防の普及啓発を行いながら、梅っこ体操を実施して健康づくりに取り組んだ。	B	梅っこ体操をはじめとした運動を実践してもらうことで市民が主体的に取り組める健康づくりを促進した。	B	教室を開催できていない地域もあるため、そういった地域にも教室を開催していく必要がある。	現状維持
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第１節　健康保持と健康寿命の延伸　／　基本施策　第３項　介護予防の推進										
14	介護予防運動等の普及・啓発	高齢者支援課		青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	指定管理者にて継続実施 延べ回数：50回 延べ参加人数：2804人	新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加してきた。	A	音楽にあわせて体を動かす楽しさから、健康増進へと繋げることができた。	A	新型コロナウイルス感染症の流行（対策）に伴う延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加している。今後も継続し、流行以前の水準となるようにする。	継続実施。周知方法の改善・拡充。
15	フレイル予防に関する普及・啓発	高齢者支援課 健康課		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の３つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	・介護予防教室でフレイル予防に関する講義や運動を行った。 実施回数　33回 参加人数延べ539人（高齢者支援課） ・介護予防やフレイル予防に関する内容を盛り込んだ「介護予防だより」等を作成し、介護予防教室や通いの場、窓口などで配布することで、多くの市民へフレイル予防の重要性について周知を行った。（高齢者支援課）	・介護予防教室でフレイル予防を行った他、フレイル予防の冊子を市民に配布することでフレイル予防の普及啓発を行った。	B	・健康運動指導士の他、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、フレイル予防推進員など各専門職を講師にすることで多角的にフレイル予防を行うことができた。	B	・フレイルの認知度は未だ低い為、各教室や配布物等を通して引続きフレイル予防の普及啓発に取組む必要がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
16	元気に♪楽しく♪梅っこ体操	高齢者支援課 スポーツ推進課		本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	介護予防教室や通いの場、出前講座で梅っこ体操の実施し、普及啓発を行った。 実施回数　　10回	市内のイベントや介護予防教室等で梅っこ体操を市民の前で実践して普及啓発を行った。	B	広報以外でも実地で市民の前で梅っこ体操を実施することで、体操の普及啓発に繋がった。	B	自宅から外に出られない方に向けての普及啓発をしていく必要がある。	現状維持
17	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【新規】	高齢者支援課 保険年金課 健康課		ＫＤＢ（国保データベース）システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援（ハイリスクアプローチ）および通いの場での積極的関与（ポピュレーションアプローチ）による支援を行います。	高齢者支援課、保険年金課、健康課の三部署で打ち合わせを行い、どのような体制で実施することが望ましいか話し合った。また、先進事例として日野市役所を視察し、実際の業務を確認したうえで青梅市ではどのような取組が可能か協議した。	医療専門職に対し一定の認識の共有ができ、実施内容についての具体化に向けた協力体制を作ることができた。	B	関係部署が多岐にわたる中で一体的実施に向けた実務者の認識の共有、関係部署所属長との認識の共有を経て令和６年度の本格的実施に向けての下地作りができた。	B	実施内容の具体化、体制の整備	企画担当の医療専門職を配置し、ＫＤＢを分析しながらポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチを実施する。なお、ポピュレーションアプローチについては３圏域で実施する。
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第１項　地域で活動する団体への支援										
18	高齢者クラブへの支援	高齢者支援課		高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者クラブ連合会および各単位クラブへ補助金を交付し、活動の支援を行った。 ・単位クラブ クラブ数：49クラブ 会員数：4,226人 補助金額：16,335千円 ・連合会 補助金額：758千円	健康増進、ボランティア活動、クラブ活動等への支援を実施した。	B	健康増進、ボランティア活動、クラブ活動等に対して補助金を交付することにより、連合会および各単位クラブの活動を支援した。	B	会員の高齢化に伴う役員の担い手不足などにより、クラブ数や会員数が減少傾向である。	現状維持
19	自主グループ活動への支援	社会教育課		自主グループをホームページ等に掲載するなど、情報提供を行います。	生涯学習サークルとして登録している自主グループをホームページに掲載し周知した。 文化系：83団体 体育系：　28団体 合　計：111団体	ホームページ掲載等を通じて情報提供を行い自主グループ活動の支援することができた。	B	ホームページ掲載等を通じて情報提供を行い自主グループ活動の支援をすることで、施策推進に貢献した。	B	より多くの市民に知って活用してもらえるよう、サークル紹介のホームページの知名度を上げる必要がある。	今後も同様に周知していきたい。
20	スポーツクラブの活用	スポーツ推進課		地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、高齢社会への対応を目的に、スポーツクラブを活用します。	総合型地域スポーツクラブの２クラブが現在休止中のため、取り組みができなかった。	総合型地域スポーツクラブの２クラブが現在休止中のため、取り組みができなかった。	D	総合型地域スポーツクラブの２クラブが現在休止中のため、施策推進に貢献できなかった。	D-1	総合型地域スポーツクラブの２団体が休止中であり、現在活用できない状況にある。	地域スポーツクラブが自立して運営再開できるよう支援していくとともに活性化を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第２項　生きがいづくりと交流機会の促進										
21	シルバーマイスター事業	高齢者支援課		優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。 活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	シルバーマイスターを公募した結果、1名の新規認定者があった。 また、地域サロンにおいて12名のマイスターに技能を披露する機会を創出することができた。	地域サロンにおけるイベントの開催を通じて、事業の周知とマイスターの活用を行った。	B	イベントに参加することによって、マイスターの生きがいづくりに貢献した。	B	今後、マイスターに対しどのように活躍の幅を広げていくかが課題となっている。	拡充
22	地域サロンの開設【新規】	高齢者支援課		地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	市内4か所の自治会館において開設した。 ・富岡1丁目自治会館…18回実施（2回/月）※5.22開始 ・二俣尾4丁目自治会館…49回実施（4回/月） ・河辺6丁目自治会館…50回実施（4回/月） ・下長淵第二第四自治会館…23回実施（2回/月）	定期的にシルバーマイスターによるイベントや介護予防教室等を実施した。	B	市広報やチラシ等で周知することで、市民の交流機会を促進した。	B	今後、市民への周知方法やイベントの企画、備品の充実など市民の方が自主的に集まる居場所づくりを運営していくことが課題である。	拡充
23	介護ボランティアの推進【新規】	高齢者支援課		高齢者が、介護施設等でのボランティア活動を通じて、生きがいや社会参加の機会を得られるよう、介護ボランティアを推進します。	既に事業を実施している自治体の制度内容や運用方法を調査し、厚労省による制度導入・運用の手引きを参考に青梅市での介護ボランティア制度の素案を作成した。	新たに介護ボランティア制度を設けるため、素案を作成した。	C	他自治体の事例について情報収集・調査分析することで、関連知識の拡充につながった。	D-1	今後、どのように青梅市に適した制度設計・運用を行っていくか課題である。	拡充
24	温泉保養施設利用助成事業	高齢者支援課		市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者の健やかな生活を図るため高齢者温泉保養施設の利用助成を実施した。 宿泊助成（１泊3,000円・年度内４泊） 発行人数：　744人 延利用数：　781泊 日帰り（１日300円・年度内１２回） 発行人数：　3,303人 延利用数：　14,560日	市の広報で温泉保養施設利用助成事業に関する情報の掲載や電子申請での受付を行った。	B	事業内容を市の広報に掲載することで、市民への普及を行った。また、R3年度より電子申請を導入することで助成券の申請を行いやすくした。	B	長期間、対象施設の見直しが行われていない。	対象施設等の見直し

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
25	生涯学習情報の提供	社会教育課		様々な生涯学習の機会を提供できるよう、「生涯学習だより」を発行するほか、生涯学習情報をホームページに掲載し、自主的な学習機会の確保を図ります。	各種教室・講座・イベントなどを紹介する情報紙「生涯学習だより」を年４回、各1,200部発行するとともに、ホームページに掲載した。	生涯学習だよりの定期的な発行、ホームページの掲載を行うことができたため。	B	生涯学習だよりの定期的な発行、ホームページの掲載を行うことで自主的な学習機会を確保でき施策推進に貢献した。	B	より多くの市民に生涯学習だよりの情報が届くように工夫する必要がある。	今後も同様に情報を発信していきたい。
26	生涯学習の充実	社会教育課		高齢者が参加しやすい学習環境を整備します。 高齢者が学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるよう生涯学習の充実を図ります。	高齢者が参加しやすい講座を実施し、受講者は次のとおりであった。 ・(公財)青梅佐藤財団共催事業「渡邊學而の名曲へのお誘い」 延べ受講者数：721人 ・青梅市生涯学習推進市民会議企画講座「苔（こけ）を楽しもう」 延べ受講者数：13人 ・「作業療法学生による認知症予防講座」（全５回） 延べ受講者数：95人 ・新町ウォーク（歴史講座、野帳講座） 延べ受講者数：32人 ・特別展「中尊寺金色堂」関連文化講演会 受講者数：196人	様々なジャンルの講座を実施することができた。	B	高齢者が参加しやすい講座を実施することで、生涯学習の充実を図ることができ施策推進に貢献した。	B	高齢者のニーズを常にとらえて、より多く参加してもらえる企画を立案する必要がある。	今後も様々な講座を開催していきたい。
27	高齢者の生きがいづくり	社会教育課		自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	直接的に地域活動と地域交流を学ぶ講座の実施はないが、No.46「生涯学習の充実」で実施した講座の他、釜の淵新緑祭での発表の場を提供した。	講座などを通して地域交流に触れる機会を提供できた。	B	取組みを通じて仲間、まち、地域へとかかわりの輪を広げることができ施策推進に貢献した。	B	直接的に地域活動と地域交流を学ぶ講座の実施。	今後も様々な講座を通して高齢者の生きがいづくりの場を提供していきたい。
28	ウォーキングフェスタの開催	スポーツ推進課		いつでも、どこでも、手軽にできるウォーキングの普及に努めます。正しい理解のもと、高齢者の体力増進、健康維持を図ります。	第１９回ウォーキングフェスタを開催した。 ・参加者数：95人	雨天により中止になった年もあったが、概ね予定通り実施した。	B	イベントの開催を通じて、ウォーキングの普及・促進を行うことができた。 特に高齢の参加者が多く、体力増進、健康維持に貢献するとともに、交流機会の促進に繋がった。	B	イベント参加後も、それぞれのライフスタイルに合わせて無理なくウォーキングを続けてもらう工夫や仕組みが必要	ウォーキングに関する各種情報発信を並行して行う等、さらに効果的な取り組みを行っていく

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
29	スポーツ施設・レクリエーション施設の充実	スポーツ推進課		高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できるスポーツ施設、レクリエーション施設の充実を図ります。	様々な世代の市民が安心して利用できるよう、わかぐさ公園野球場ネット新設工事実施、および30か所の運動広場のネット、フェンス等の修繕を実施した。	施設の改修や修繕を実施し、施設の充実が図られた。	B	運動広場等の身近な場所でスポーツ(ゲートボールやファミリーゴルフ等)ができる環境構築を行うことで、高齢者のスポーツ・交流機会の促進に繋がった。	B	施設や設備の老朽化に対応（修繕・更新など）	施設や設備の老朽化に伴い、施設の廃止や修繕等の計画を図りながら施設の充実を図り、高齢者のスポーツ・交流機会の促進に貢献する。
30	健康センター事業	健康課		市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、予防接種等の保健サービスを総合的に行っていきます。	中央図書館で健康相談12回、栄養相談12回の健康相談を行ったほか、各種保健サービスを総合的に推進した。	概ね予定通り実施された。	B	市民に施すべき保健サービスを着実に実施した。	B	個人の健康事情に応じたサービスのより一層の提供	個人へのアプローチの模索
31	協働によるまちづくり	市民活動推進課		優れた技能・知識・経験を有する高齢者を中心とした市民活動団体との協働事業を推進し、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	市民活動の活性化を目指し、年齢層を問わずボランティア活動に興味がある市民等を対象にした「ふみだそう！ボランティア活動の第一歩」講座を開催した。 市民提案協働事業により市民活動団体との協働事業を推進した。	市民活動団体との協働事業については市民提案協働事業を中心に推進が図れたと判断する。	B	ボランティア活動への参加により生きがいづくりと交流機会の促進に貢献するものと判断する。	B	当課が実施しているのは、あくまでも全体的な市民活動の支援および推進に関することであるため、高齢者保健福祉計画に即した促進が図れたと言えるかは課題である。	
32	都市公園等における健康遊具整備事業	公園緑地課		高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できる公園施設の充実を図ります。	若者から子育て世代、高齢者までが健康や体力の保持増進を図ることを目的に、都市公園等に設置している健康遊具について、利用者が安心して使用できるよう、定期的に巡視、点検し、安全管理に努めた。	年１回の専門業者による遊具点検と清掃業者による故障状況などの報告、迅速な修繕作業によるメンテナンス体制を構築し、安全にご利用頂けるように努めた。	B	高齢者と様々な世代の健康増進に貢献した。	B	高齢者の公園利用が多いことから、毎年の遊具更新の際は、地元の意見を取り入れた上で、健康遊具設置数の拡大を検討する必要がある。	引き続き、既存の遊具の安全管理に努めるとともに、健康遊具設置数の拡大を検討していきたい。
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第３項　高齢者の就労支援										
33	シルバー人材センターの運営支援	高齢者支援課		高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者福祉の増進に寄与した。 運営費補助金　23,348千円 登録会員　1,083人 請負受託事業・派遣事業 受注件数　4,315件 契約金額　427,849千円 就業延人数　77,888人 就業率　71.4%	シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者福祉の増進に寄与した。 受託事業における令和5年度受注件数が、令和4年度と比し、200件の減となったが、契約金額は11,657千円の増加となった。	B	シルバー人材センターの育成を図り、高齢者の就労支援を行うことにより、老人福祉の増進に寄与することができた。	B	会員数の減少と傷害事故件数の増加など。	現状維持
34	ハローワークとの　連携	高齢者支援課 商工業振興課		ハローワークと連携し、働く意欲のある高齢者の就職を支援します。	ミドル・シニア向け再就職支援セミナーをハローワーク青梅と共催で実施し、面接の受け方、仕事の探し方等、就職に必要なセミナーを２回実施した。	高齢者向けのセミナーをハローワーク青梅と共催して行うことで、再就職を希望する高齢者の支援を行った。	A	再就職を希望するミドル・シニアへ支援ができた。	B	説明会やセミナーの開催に際し、ニーズを的確に捉え時代に合った題材を提供すること。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第４項　高齢者を敬う機会の実施										
35	敬老金の贈呈	高齢者支援課		高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金を贈呈します。	長寿をお祝いするため、令和4年中に100歳を迎えた方を対象に、9月15日の老人の日前後に敬老金を贈呈した。 贈呈金額　1人あたり30,000円 贈呈者数　27人	長寿のお祝いをするため、当該年度に100歳を迎えた方を対象に9月15日の老人の日前後に敬老金を贈呈した。	B	敬老金を贈呈することで、高齢者を敬う機会を創出した。	B	対象者が増加していくことで直接敬老金を渡すことが困難になることが懸念される。	現状維持
36	敬老会の開催	高齢者支援課		開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	75歳以上の方の長寿をお祝いして、敬老会を開催し、演芸等を実施した。 開催日　9月30日（土） 会　場　総合体育館 参加者　2,120人	75歳以上の方の長寿をお祝いして、敬老会を開催し、演芸等を実施した。	B	敬老会を開催することで、高齢者を敬う機会を創出した。	B	参加率の低さ、送迎等の事業の見直し。また、敬老会事業を廃止し、経費を別に施策へ充てる。	内容の変更 廃止
37	高齢者憲章の制定	高齢者支援課		市民が高齢者を敬うとともに、高齢者が希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる長寿社会の実現を目指すため、高齢者憲章を制定し、市民への周知活動を行います。	総合体育館およびわかぐさ公園に新たに高齢者憲章を設置し、広報に掲載した。	市制施行から70周年を迎えたことを記念して、令和3年10月23日に実施した市制施行70周年記念式典にて、青梅市高齢者憲章を制定した。	A	新たに青梅市高齢者憲章を制定することで、全市民に対し、高齢者への敬愛を持つ機会を増進した。	A	市民に対し継続的に周知していく。	現状維持
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第１節　福祉のまちづくりの推進　／　基本施策　第１項　公共建築物等のバリアフリー化の推進										
38	公共建築物等のバリアフリー化の促進	地域福祉課		高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	東京都福祉のまちづくり条例の規定にもとづく特定都市施設の新設、改修に当たり、届出を受理し、施設のバリアフリー化を推進した。 届出受理件数４件 内訳　物品販売業２件 診療所１件 飲食店舗等１件	常時、福祉のまちづくり条例に関する相談等を受付ていた。	B	窓口等でチラシ、リーフレットを配布し、周知を行った。	B	バリアフリー化の推進および相談に対応できる職員の知識の向上を図る。	だれでも使いやすい施設となるように今後もバリアフリー化の推進とまちづくり条例の周知を行う。
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第１節　福祉のまちづくりの推進　／　基本施策　第２項　歩行者空間の整備と交通安全対策										
39	歩道の整備	土木課		幅員の狭い歩道の拡幅や段差の解消などの整備を行います。	都市計画道路３・５・５号線の歩道整備を行った。また、青２００１号線の無電柱化事業に取り組んだ。	都市計画道路や幹線道路などの歩道整備を進めることができた。	B	歩道整備ができない狭あいな道路の無電柱化事業に取り組み、将来の歩行空間を確保するための事業を遂行した。	B	安全かつ快適な道路環境に向けた計画的な整備を推進していく必要がある。	引き続き歩道の整備や歩行空間の拡幅を推進していく。
40	市道区画線等の整備	土木課		市道の区画線や文字表示などの新設や、薄くなった区画線等の再設置により歩行者と車両の通行区分を明確にし、交通安全対策を図ります。	地域、ＰＴＡ、警察署等の要望や道路管理者のパトロールなどにより区画線等の新設、補修を行った。 ・区画線延長　9165.5m ・路面標示の設置	自治会等からの要望にもとづいた区画線等の新設・補修を行い、地域の交通安全対策を図ることができた。	B	区画線の新設や路面標示の設置に当たっては、警察と協議し進めた。	B	安全かつ快適な道路環境に向けた計画的な整備を推進していく必要がある。	引き続き市道区画線等の整備を推進していく。

第８期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における評価について

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
41	交通安全教育の実施	交通政策課		高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	警察署と連携し、交通安全に関する講話を行った。	令和3，4年度はコロナにより中止、令和5年度は講話を行った（歩行者シミュレーターを使用できなかった）。	C	実施すれば効果はあると思われる。	D-1	早期にコロナ以前の事業体制にする必要がある。	コロナ以前の実施方法（歩行者シミュレータの活用）で実施予定

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第１節　福祉のまちづくりの推進　／　基本施策　第３項　権利擁護等の推進										
42	権利擁護事業	高齢者支援課 障がい者福祉課	基本目標３－施策３	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者に対する権利擁護に取り組みます。	・社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 ・令和５年度相談件数（地域包括支援センター３か所合計延べ件数） 虐待603件、成年後見92件、支援拒否0件、その他14件 ・青梅市障がい者サポートセンターにおいて障がい者虐待防止対策の一環として、障害者虐待防止講演会を実施した。	・社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 ・青梅市障がい者サポートセンター、西多摩保健所および地域包括支援センターと連携し、情報共有を密にし、障害者虐待防止、早期対応を図ることができた。	B	・地域包括支援センターを中心に、関係機関等と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見、支援に取り組んだ。また、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度の利用支援に取り組んだ。 ・青梅市障害者サポートセンター主催で事業者向け虐待防止講演会を本庁舎会議室において対面、ZOOM併用で開催した。	B	・認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく問題も複合化している。関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。 ・虐待防止講演会について、チラシの配布やHP、メールで周知したが、参加者がやや低迷した。	・複合化した問題等への円滑な支援に向け関係機関との連携体制強化を行う。 ・周知方法を拡充する等より多くの事業者や市民に周知できるよう工夫する。
43	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	高齢者支援課	基本目標３－施策３	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携を強化するとともに、高齢者虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	青梅市齢者虐待防止ネットワーク連絡会を２回開催し、虐待対応状況の報告、事例検討等を行った。	「青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携や、虐待に関する研修を行うことにより、虐待の予防と早期発見について取り組むことができた。	B	虐待の予防と早期発見の取り組みを行うことで権利擁護等の推進を行った。また、高齢者虐待防止市民講座を実施した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
44	成年後見制度の活用支援	地域福祉課	基本目標３－施策３	社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。 また、中核機関の体制整備や地域連携ネットワークの構築に取り組みます。	成年後見制度の相談窓口については社会福祉協議会に委託している。社会福祉協議会では、チラシを作成し、包括支援センター、介護老人施設、金融機関に設置し、制度の周知に努めた。また、報酬費用の助成については、１件の申請に対して補助を行った。	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	関係機関への周知	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、事業の推進を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
45	成年後見制度申立事業	高齢者支援課 障がい者福祉課 地域福祉課		関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判申立てを行います。	・関連部署と連携して、成年後見制度の利用が必要な高齢者等について情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。 ・地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・障害を持つ高齢者等の法定後見の開始の申請・申立てについて、関連部署と連携して取り組んだ。	・関連部署と連携して、成年後見制度の利用が必要な高齢者等について情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。 ・関連部署と連携して、法定後見が必要な障害を持つ高齢者等の情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。	B	・市長申立を通じて、高齢者の権利擁護を図った。 ・身寄りがない高齢の障害者等の保護を図ることにつながった。	B	・高齢者における成年後見市長申立の件数は増加傾向であり、事務量も増加している。 ・障害者の高齢化など、複数の問題を抱える障害者等のニーズが多様化しており、関連部署とのより深い連携が必要となっている。	・現状維持 ・引き続き、関連部署と連携して情報共有を行い、市長申立ての手続きを行う。
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第１項　緊急時の安全確保										
46	緊急通報システム事業	高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	高齢者救急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、高齢者福祉の増進を図った。 ・消防庁方式 設置世帯数　5世帯 利用人数　5人 協力員数　9人 ・民間方式 設置世帯数　55世帯 利用人数　55人	高齢者救急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、高齢者福祉の増進を図った。	B	高齢者緊急通報システム事業を運営することにより、高齢者の緊急時の安全を確保し、生活安全対策の強化に繋がった。	B	申請数が少ないため、制度の周知が課題となっている。	現状維持
47	火災安全システム事業	高齢者支援課		家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	高齢者住宅火災通報システム事業を運営することにより、高齢者の家庭内における火災等に迅速に対応できる体制をつくり、高齢者の生活の安全を図った。 設置世帯数　6世帯	高齢者住宅火災通報システム事業を運営することにより、高齢者の家庭内における火災等に迅速に対応できる体制をつくり、高齢者の生活の安全を図った。	B	高齢者住宅火災システム事業を運営することにより、高齢者の緊急時の安全を確保し、生活安全対策の強化に繋がった。	B	申請数が少ないため、制度の周知が課題となっている。	現状維持
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第２項　災害対策の推進										
48	家具転倒防止器具給付事業	高齢者支援課 防災課		家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。 支給高齢者世帯数：15世帯 （総支給世帯数：35）	家具転倒防止事業を運営することにより、支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。	B	家具転倒防止事業を運営することにより、支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
49	高齢者向け防災情報の発信	高齢者支援課 防災課		高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者世帯へ配布している「高齢者の暮らしの手引き」に防災に関する記事を掲載し、周知に努めた。 防災講演会や出前講座などにより、防災に関する情報発信を行った。	高齢者世帯へ配布している「高齢者の暮らしの手引き」に防災に関する記事を掲載し、周知に努めた。 防災講演会や出前講座などにより、防災に関する情報発信を行った。	B	高齢者に対し防災意識の向上を図った。	B	高齢者に対し、各種情報を効率的に伝達できる手段の拡大が課題となっている。	拡充
50	防災訓練の実施	防災課 高齢者支援課		災害などの危険から高齢者を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	総合防災訓練や青梅市・第九消防方面合同土砂災害水防訓練の中で、関係機関や自主防災組織との情報連携の方法などを改めて確認し、危機管理体制の充実を図った。	関係機関や自主防災組織と連携した訓練を実施することで、危機管理体制の充実を図った。	B	自主防災組織の防災力向上、青梅市および関係機関との連携強化を図ることで、震災時および風水害時における災害対応能力を一層向上させた。	B	高齢者の増加に伴い、避難支援体制の強化が必要となる。	避難行動要支援者制度などを考慮し、訓練内容の充実強化に努める。
51	避難行動要支援者の　支援	防災課 高齢者支援課	基本目標３－施策４	災害発生時等の避難の際に配慮が必要な方である避難行動要支援者の台帳を作成し、自主防災組織などの避難支援等関係者による平常時からの声かけ等、支援協力体制の強化に努めます。	避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に対して、同意者の名簿情報等を提供した。	名簿の作成・提供に加え、避難支援等関係者からいただいた情報を名簿情報等に反映した。また、自主防災組織に対し、避難行動要支援者制度について説明するなど、平常時からの支援協力体制の強化に努めた。	B	避難行動要支援者に平常時からの名簿情報等の提供の同意確認を行った。同意の方の名簿情報等については、平常時から避難支援等関係者に提供した。	B	今後、避難行動要支援者数は増加傾向にあり、避難支援等関係者の負担が大きくなることが見込まれる。	避難支援等関係者に支援活動を行っていただくにあたり、より活動しやすい仕組みづくりに励む。
52	市内特別養護老人ホーム等との災害協定	介護保険課		特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、大規模災害時の速やかな応急対策活動に備えます。	特別養護老人ホーム等との協定により、青梅市地域防災計画にもとづく災害時要援護者の避難に備えた。	特別養護老人ホーム等との協定により、青梅市地域防災計画にもとづく災害時要援護者の避難に備えた。	B	引き続き協定にもとづく緊急時受け入れ体制を整えることで、大規模災害時に速やかな対策を講じることができるよう、備えることができた。	B	実際に災害が起きた際の想定等は各施設に委ねられており、協定締結から年数もだいぶ経過していることから内容の見直しや市と施設のそれぞれの動きについて確認を行う必要がある。	内容の改正を含め関係団体および庁内関係部署と協議し、災害発生時に備えたい。
53	介護事業所等の災害に関する具体的計画の周知徹底【新規】	介護保険課		介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、災害種別ごとに対策を構築し、避難に要する時間や避難経路等の確認および職員や利用者等への周知を促進します。	適宜、関連する部署と情報を共有するとともに、介護サービス事業所へ災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内を行った。	適宜、関連する部署と情報を共有するとともに、介護サービス事業所へ災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内を行った。	B	災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内により、緊急時における各事業所の対応方針について、事業所自身に振り返っていただくことができ、防災意識の増進に繋がった。	B	各事業所で策定された計画について、今後その実効性を把握をしていく必要がある。	介護サービスの持続性を高めるため、それぞれの事業所に寄り添いながら取り組んでいく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
54	要配慮者施設の避難確保計画の作成促進【新規】	防災課 介護保険課		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	避難確保計画対象施設を訪問し、避難確保計画の作成方法などについて説明を行った。また、土砂災害対応訓練に合わせて、希望する施設に対し避難情報等の伝達訓練を実施したほか、電子メール等により避難訓練や訓練実施報告の必要性について周知した。	避難確保計画対象施設に避難確保計画作成の説明や避難訓練の促進等を行った。	B	避難確保計画作成の説明やアドバイスを通じて、地域防災計画に掲載されている要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が全て完了した。	B	計画作成の対象となる施設の洗い出しを行い、関係各課で連携を取りながら、実際の避難行動について今後確認していく必要がある。	避難確保計画作成の新規対象施設があれば、その施設に避難確保計画の作成方法などについて説明を行う。また、避難訓練の実施報告も義務化となったため、避難確保計画対象施設に周知していく。
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第３項　感染症対策の推進【新規】										
55	在宅高齢者等に向けた感染拡大防止のための情報提供および発信	健康課 高齢者支援課		感染症の拡大防止のため、国、都など関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努めます。 また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、市民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行います。	感染症の予防に関して、広報紙・ホームページ等で周知した。	概ね予定通り実施された。	B	感染症の予防に一定の効果を発揮した。	B	コロナ以後にも一定のレベルを保つこと	感染症の流行に応じて柔軟に対応していくこと
56	介護事業所等の感染症対応能力の向上	介護保険課		介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービスを提供するため、感染症対策の具体的な方法や留意点などについて必要な情報提供を行うとともに、感染症対応能力向上に資する研修などを実施します。	適宜、介護サービス事業所へ国や都からの感染症対策に関連する情報提供を行った。	適宜、介護サービス事業所へ国や都からの感染症対策に関連する情報提供を行った。	A	市内各事業所等へ国や都からの情報を周知することで、感染症対策や、これにかかる補助制度の利用を促進することができた。	A	各種制度の特例等臨時的な取扱いについて、各事業所への周知を図っていたものの、その理解や認識の度合いについても確認を行う必要がある。	「介護事業所等の感染症対策に関する支援」に統合される。
57	介護事業所等の感染症に関する体制整備支援	介護保険課		介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するための備えを講じ、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援します。	昨年度、新型コロナウイルス感染症発生時の従業員相互派遣に関する協定が締結された。 令和５年度において協定が適用された実績は無いものの、有事に備え必要な体制を維持した。	新型コロナウイルス感染症流行に備え、対応体制を維持した。	A	実績なし（新型コロナウイルス感染症５類移行のため）	A	突発的な感染症の拡大等への対応力を組織として磨いていく必要がある。	新型コロナウイルス感染症や従来の感染症に限らず、新たな感染症が流行した際などにも必要な情報の周知および体制整備支援を行う。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第４項　熱中症の対策の推進【新規】										
58	熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施	健康課 高齢者支援課		熱中症を予防するため、広報おうめ、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、パネル展等の啓発活動を実施します。 また、気象庁が「熱中症警戒アラート」を発表した場合、防災無線で広報するなど情報提供に努めます。	熱中症予防対策として、広報おうめ、ホームページ、リーフレットの配架、ポスター掲示などにより啓発活動を実施 熱中症警戒アラート発表時は、防災無線や行政メールで情報提供し、徹底した予防行動を促した（健康課）	熱中症予防に関する情報提供・啓発活動を実施。（健康課）	B	熱中症予防に関して、情報提供・啓発活動を行い貢献した。	B	近年の急速な温暖化により、関係機関の連携が求められる	防災課や市民活動推進課、総務課等、必要な関係機関と連携し対応していく
59	高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起	高齢者支援課		地域包括支援センターによる高齢者訪問等の際、熱中症予防の啓発と注意喚起を行います。	高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起を市の広報に掲載した。	市の広報を用いて、高齢者の熱中症予防啓発と注意喚起を行った。	B	広報に高齢者の熱中症予防啓発と注意喚起に関する記事を掲載することで、熱中症予防を促した。	B	今後、より多くの市民に対して、どのように予防啓発と注意喚起を行っていくかが課題となっている。	現状維持
60	梅っこサロンの開設	高齢者支援課		市の施設の一部を、暑さをしのぎ休憩できる高齢者の集いの場「梅っこサロン」として開放し、暑い時期に自宅で過ごすことができない高齢者に対する居場所を提供します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	D	―	D-2	高齢者の居場所については「地域サロン事業」を令和３年度より開始していること、また熱中症対策事業としては、令和５年度より健康課が「涼み処開設事業」を実施予定であることから、梅っこサロンについては事業終了とする。	廃止
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第５項　防犯対策の推進										
61	消費生活に関する啓発相談事業	市民安全課		悪質商法被害防止等について、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や消費生活相談を実施します。	出前講座、街頭キャンペーン、パネル展示、イベントでの出張相談および啓発資料の配布、広報・公式ＬＩＮＥを活用した啓発を行った。	出前講座、パネル展示、イベントでの出張相談・啓発資料の配布、広報・公式ＬＩＮＥを活用した啓発を行ったほか、相談事業を実施した。また、コロナウイルス感染症のため、令和元年１０月以降実施できなかった街頭キャンペーンによる啓発事業は、令和５年６月に実施することができた。	B	被害事例の現状を伝え、注意すべき点などを周知することにより消費者意識の向上につながるとともに、トラブルを未然に防ぐための一助にもなった。また、万が一トラブルに巻き込まれた場合に相談できる場所を知っていることは安心材料の一つにもなった。	B	多種多様なトラブルが増加し、高齢者からの相談数もふえている。また、相談内容も複雑化している中で、新たな啓発の場や方法を模索していく。	高齢者が安全・安心に生活が送れるよう、さまざまな機会を捉えて啓発・相談事業を行う。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
62	消費者を見守る体制づくり	市民安全課 高齢者支援課		高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月および２月の２回開催し、関係機関と情報共有を図った。	警察等と市関係機関が出席する高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月と２月に開催し、高齢者を取り巻くトラブルについて情報共有を図った。	B	高齢者の消費者被害やトラブルについて関係機関で情報を共有することによって被害の現状を把握し、被害の拡大を防止することができた。	B	認知症が疑われる消費者の相談がふえることが見込まれるため、消費者相談室との連携強化を図っていく。	関係機関で引き続き連携を密にし、さまざまなトラブルを未然に防いだり、トラブルに遭った際に迅速に対応できる体制づくりを行う。
63	犯罪防止のための情報提供の促進	市民安全課		特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、チラシの配付、市広報等への記事掲載、犯罪発生情報を配信するとともに、対象世帯には自動通話録音機の設置を行うなど、関係機関と連携して啓発等に努めます。	自動通話録音機の貸出、防犯メールの発信、地域安全運動での啓発チラシの配布、広報等での周知活動を行った。	毎月の広報での防犯情報の発信、河辺駅前での啓発チラシの配布を青梅警察と合同で行い、防犯啓発活動を実施した。	B	広報、街頭啓発キャンペーンを通して、防犯情報の発信を行うことができた。	B	巧妙化する詐欺の手口に合わせ、情報発信を実施していく必要がある。	警察との連携を強化し、効果的な防犯情報の発信を行う。
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第１節　総合的な生活・居住支援の充実　／　基本施策　第１項　生活支援サービスの充実										
64	福祉総合相談体制の強化	地域福祉課 高齢者支援課 生活福祉課 介護保険課 健康課 障がい者福祉課 子育て応援課	基本目標３－施策１	「青梅市地域福祉計画」にもとづき、多様化するニーズに対応するため、関係部署および関係機関との連携の強化に努めます。	重層的支援体制整備事業実施要綱を策定し、複雑化・複合化した相談に対応する相談支援体制を整備した。	制度・分野ごとの「縦割り」を超えた総合的な相談支援を実施する体制の構築には時間を要したが体制整備ができた。	A	令和６年度重層的支援体制整備事業の実施に向け、庁内で調整を重ね、体制の整備に至った。	A	体制整備は完了したが、実際の運用の中で見えてくる課題は少なくないと想定されるため、課題を解消していく作業が求められる。	庁内での福祉総合相談体制の整備は完了したが、次期計画では市民に身近な福祉総合相談窓口を設置する計画とした。
65	高齢者の暮らしの手引の作成・配付	高齢者支援課		高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。 高齢者がいる世帯等に配付し、市の高齢者施策の周知を図ります。	民間事業者との協働により作成していたが、事業者の倒産により、発行できず、今年度は令和４年度版との変更一覧表を作成し、市民等に渡した。	高齢者の暮らしに役立たせるため、「高齢者の暮らしの手引き」を約11,000部作成し、民生児童委員の協力を得て、市民等に配布した。	B	市の施策やその他の高齢者に関わる情報を毎年度更新して配布することにより、在宅高齢者の生活の充実に貢献した。	B	民間事業者との協働により作成しているが、今後事業者の変更も含め発行について検討していく。	現状維持(一部変更)
66	配食サービス事業	高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。	在宅の一人暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、高齢者の心身の健康保持と地域交流を深め、高齢者福祉の向上に寄与した。 登録者数　259人 延配食者数　3,013人 ボランティア配食数　2,664人 業者直送数　22,361人	在宅の一人暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、高齢者の心身の健康保持と地域交流を深め、高齢者福祉の向上に寄与した。	B	ひとり暮らしや高齢者世帯の高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ることができた。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
67	高齢者福祉電話設置事業	高齢者支援課		ひとり暮し高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。また、福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	ひとり暮らし高齢者等に対し福祉電話を貸与し、連絡手段を確保するとともに、安否確認等を実施することで孤独感の解消を図った。 利用者実数　　9人 年間延利用台数　86台 年間延利用者数　86人	近隣に親族が居住していない一人暮らしの高齢者および高齢者のみで構成される世帯に対し、福祉電話を設置し、安否確認を行うことで高齢者の福祉の増進を図ることができた。	B	福祉電話を設置することで、近隣に親族のいない一人暮らしの高齢者および高齢者のみで構成される世帯の方の安否確認や孤独感の解消を図った。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
68	寝具乾燥サービス事業	高齢者支援課		寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥を行い、寝たきり高齢者等の衛生と健康の保持を図った。 対象者　　19人 実施回数　　12回 延件数　　92回	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥事業を行った。	B	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥を行い、寝たきり高齢者等の衛生と健康の保持を図った。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
69	訪問理美容サービス事業	高齢者支援課		理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。 介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	要介護３以上の高齢者に対し、訪問理美容サービス事業を実施し、社会福祉の増進を図った。 登録者数　56人 利用枚数　64枚	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料の助成を行った。	B	自宅で理・美容を受ける際の出張料の助成を行うことで、介護者の負担を軽減し、高齢者の快適な生活を支援した。	B	今後、市民に対し事業内容や電子申請をどのように普及していくかが課題となっている。	現状維持
70	紙おむつ等給付事業	高齢者支援課		寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。 介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	65歳以上の在宅の寝たきりまたは失禁状態にある高齢者に対し、紙おむつ等を給付し、日常生活を容易なものとし福祉の増進を図った。 利用者数　509人	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ等を給付を行った。	B	紙おむつの給付を行うことで、介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
71	日常生活用具給付事業	高齢者支援課	基本目標４－施策１	65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	申請　0件	介護保険で非該当と認定された高齢者に対し、入浴補助具、歩行補助車等の日常生活用具を給付することで高齢者の福祉の増進を図ることができた。	B	日常生活用具を給付することで、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう支援した。	B	申請数が少なく、制度の周知が課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
72	住宅改造費助成事業	高齢者支援課		住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢者に対し、その方の居住する住宅の浴室等の改造に要する費用を現物給付により助成し、日常生活の利便を図り福祉の増進に寄与した。 ・浴室設備等　9件 ・手すり等　7件 ・洋式便器　3件	住宅改造が必要と認められた高齢者に対し、浴室等の改造、段差の解消等を現物支給にて助成することで、高齢者の日常生活の利便を図り福祉の増進に寄与することができた。	B	住宅改造費を助成することで、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう支援した。	B	申請数が少なく、制度の周知が課題となっている。	現状維持
73	養護老人ホームへの入所措置	高齢者支援課		環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	65歳以上の方で、入院加療を要する病態でなく、環境および経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方に対する措置を実施した。 ・市内養護老人ホーム施設数 2施設 ・養護老人ホーム 措置施設数　7施設 実人数　18人 延人数　180人 ・特別養護老人ホーム 措置施設数　1施設 実人数　1人 延人数　3人	65歳以上の方で、入院加療を要する病態でなく、環境および経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方に対する措置を実施した。	B	入所措置を行うことで高齢者福祉の増進に寄与した。	B	高齢化が進むことで措置対象者が増加していくことが懸念される。	現状維持
74	外出等支援の情報提供の実施	高齢者支援課		移動に困難を抱える高齢者に対し、病院や買い物等の在宅生活に必要な支援について検討するとともに、移動支援サービス等を提供する事業者についての情報収集と、必要に応じて情報提供を行います。	高齢者の個別相談支援を行う中で、必要に応じて外出や移動手段等に関する情報提供を行った。 市で新たに移動支援事業を行った団体に対し補助金を交付する事業を実施した。	高齢者の個別相談支援を行う中で、必要に応じて外出や移動手段等に関する情報提供を行った。	B	高齢者が住み慣れた地域で生活を行う上での情報提供に努めた。 市で新たに移動支援事業を行った団体に対し補助金を交付する事業を実施した。	B	移動支援サービスを提供している事業者が限られている。 移動支援事業を実施する団体がいないため、更なる周知が必要。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
75	対話支援機器の導入【新規】	高齢者支援課 障がい者福祉課		高齢者等が対話の中で聞こえにくさを感じる際に、意思疎通をよりスムーズに行うための機器を市窓口に導入します。	高齢者支援課および障がい者福祉課窓口に設置済である話し手側の声を聞き取りやすい音質に変換して聞き手側に届ける、卓上型対話支援機器「comuoon(コミューン)」を活用することで、耳の聞こえに問題を抱える来庁者の利便性向上を図った。 ・高齢者支援課および障がい者福祉課窓口に設置済である話し手側の声を聞き取りやすい音質に変換して聞き手側に届ける、卓上型対話支援機器（コミューン）を活用することで、耳の聞こえに問題を抱える来庁者の利便性向上を図った。令和２年度に対話支援機器３台を購入し、窓口に設置。聴覚障害者等との対話に効力を発揮している。	令和２年度に対話支援機器３台を購入し、窓口に設置。聴覚障害者等との対話に効力を発揮している。 ・コロナ禍において、窓口にアクリル板が設置され、従前に比べコミュニケーションが取りづらくなったが、コミューン設置の活用のシーンが増え、費用対効果が上がった。	A	・対話支援機器の導入を通じて、市民窓口サービスの向上に努めた。 ・聴覚障害者および高齢者の支援、サービス向上に貢献した。	B	機器本体の経年劣化による不調、損耗などに関する対処	引き続き、機器を活用したサービスを提供してゆく
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第１節　総合的な生活・居住支援の充実　／　基本施策　第２項　多様な住まいの確保										
76	居住系サービスの整備	高齢者支援課		有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応します。	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応した。	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応した。	B	「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき、新規施設の総量規制や既存施設の転換等を制限した。	B	有料老人ホーム等の建設については、市に許認可に関する権限がなく、事業者に対し要請しかできないことが課題である。	現状維持
77	サービス付き高齢者向け住宅の整備	住宅課		「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、高齢者の多様な住まいなどの立地状況を踏まえた適正な供給を誘導します。	引き続き、「福祉施設等の配置のありかたに関する基本方針」および「青梅市における東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し事業者に求める基準」に沿って、建設にかかる相談に対応した。	建設にかかる相談および東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の案内を実施した。	B	サービス付き高齢者向け住宅の設立の案内を行った。	B	東京都の補助金の案内は年間数件行っているものの、設立に至らない。	引き続き、設立に対し、適切な案内を行う。
78	高齢者住宅事業（シルバーピア）	住宅課		令和５（2023）年度までは、入居者が安心して生活できるよう配慮した高齢者専用の住宅に生活協力員を配置し、生活の安定を図ります。 令和５（2023）年度をもって廃止し、より公平で広く住宅の支援を行う制度を検討します。	引き続き、借り上げた青梅シルバーピア新町を、住宅に困窮した65歳以上の高齢者の使用に供した。 入居者数　　8人 入居率　　53％ 生活協力員　　１名 なお、令和５年度をもって事業そのものを廃止した。	引き続き、借り上げた青梅シルバーピア新町を、住宅に困窮した65歳以上の高齢者の使用に供した。 入者数 R3当初：14人→R5末:8人 入居率 R3当初：93%→R5末:53% 生活協力員　1名	B	既存の入居者に対して事業の目的に沿った住居を提供できた。	B	利用可能者数が少なく、限られた高齢者のみが利用できる制度のため、より広く利用できる形にする必要がある。	今期計画の終期と同時に事業そのものを廃止したため、次期計画では、既存住宅への高齢者向け住戸の拡充や、共用部への手すり等の設置等の環境改善についての施策を掲載した。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
79	住替え支援事業	住宅課		住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	引き続き、居住支援協議会の設立に向け、東京都居住支援協議会にオブザーバーとして参加するなど、情報の収集に努めた。	居住支援協議会の設立に向け、東京都居住支援協議会へのオブザーバー参加など、情報収集に努めた	B	都の会議・ワーキングに積極的に出席し、市居住支援協議会設立に向け、参加市町村と情報収集意見交換を行った。	B	青梅市居住支援協議会設立に向け、庁内・関係団体との調整が必要である。	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討する。
80	住宅相談会	住宅課		定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、住宅の新築、増改築、リフォーム、売買、賃貸等およびマンションの修繕、維持管理等に関する相談について適切な助言を行います。	・定例住宅相談会 毎月異なるテーマで年間11回開催した。 ・住宅なんでも相談会 10月に全テーマを一度に取扱う「住宅なんでも相談会」を開催した。	定例住宅相談会および住宅なんでも相談会を開催し、市民等の住宅に関する悩みに対応した。	B	住まいについて悩みを抱える市民等に対し、専門家からのアドバイスを受けられる環境を整備した。	B	オンライン相談の実績が無く、来庁が難しい方のニーズに応えきれていない可能性がある。	より多くの方の悩みに寄り添える形を検討しながら、引き続き住まいに関する相談に対応していく。
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第２節　地域福祉活動の推進　／　基本施策　第１項　ボランティア活動等の支援										
81	ボランティア・市民活動センターの運営	市民活動推進課	基本目標１－施策３	センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。 市民のボランティア活動、ＮＰＯ活動を支援する拠点機能の充実を図ります。	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア・市民活動に関する各種相談受付や活動場所の提供などを行い、市民活動団体を支援した。出前講座として「ボランティア活動について」を吉川英治記念館にて開催した。	同センターとの協力により、市民のボランティア活動、ＮＰＯ活動を支援する拠点機能の充実が図れたと判断する。	B	ボランティア活動等の支援に貢献したものと判断する。	B	事業内容の前段「センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。」について、当課では取り組みは実施していない。	
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第２節　地域福祉活動の推進　／　基本施策　第２項　福祉コミュニティづくりの推進										
82	自治会との連携	市民活動推進課 高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する声掛けや安否確認について、自治会との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。	自治会振興交付金を令和２年度から引き続き、１自治会あたり一律２万円増額し、高齢者の見守り活動の準備を含めた自治会に対する財政的支援を実施した。	回覧板を回す際に声掛けを行うなど、自治会の負担が増加しない方法で実施。	B	補助金を増額したことにより、自治会の負担軽減を図り、取組の推進の一助となっている。	B	近年、自治会の役割が多く役員の負担増加が課題となっている。声掛けや安否確認を自治会に委ねるのは限界があると考える。	今後も回覧板を回す際に声掛けを行うなど、自治会の負担が増加しない方法で進めたい。
83	民生児童委員合同協議会との連携	地域福祉課 高齢者支援課		支援を必要とする高齢者に対し、民生児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生児童委員と意見交換等の場を設けます。	各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	【地域福祉課】 各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	B	【地域福祉課】 各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	B	【地域福祉課】 新型コロナウィルス感染症が5類感染症に移行したあとも、高齢者世帯へはより配慮が必要なことから訪問ができない世帯があった。	【地域福祉課】 各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行っていく。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
84	社会福祉協議会等との連携	地域福祉課 高齢者支援課		地域における民間福祉団体の中心的組織である社会福祉協議会および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	B	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	B	【地域福祉課】 社会福祉協議会および関係団体とさらなる連携を図る。	
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第２節　地域福祉活動の推進　／　基本施策　第３項　見守りネットワークの充実										
85	見守り支援ネットワーク事業	高齢者支援課	基本目標４－施策２	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	民間事業者による見守り活動を行った。また、見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを希望する締結事業者へ配布した。 協定締結事業者　　44社	民間事業者による見守り活動を行った。年度末には連絡会を開催し情報共有を図った。また、見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを作成し締結事業者へ配布した。	B	民間事業者による見守り活動を行った。見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを作成・配布することで、事業の普及啓発を図った。	B	協定締結事業者について、末端の従業員まで見守り協定についての知識が浸透していない部分がある。	拡充
86	徘徊・ＳＯＳネットワーク事業【新規】	高齢者支援課	基本目標４－施策２	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ＩＣＴを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	GPS機器の貸出と高齢者見守りシールの交付	在宅の認知症高齢者を介護する家族等にＧＰＳ機器の貸出しや、二次元コードを使用した見守りができる高齢者見守りシールの交付を行った。	B	ケアマネや行政機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られた。	B	行政機関（主に警察）が行方不明者を保護した場合、捜索支援アプリの使用に制限がある（QRコードが読み込み可能な機器がなく、私物を使用せざるを得ない）ことから、一部課題が残っている。 家族の情報リテラシーが低く、十分に活用できないケースがある（申請者が高齢の配偶者の場合など）	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進										
	１　介護予防・生活支援サービス事業　(1) 訪問型サービス										
87	現行相当サービス（介護予防サービス相当の訪問型サービス）	高齢者支援課		国の基準による訪問型サービスで、ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体介護や家事援助を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
88	家事支援に特化した訪問サービス（訪問型サービスＡ）	高齢者支援課		ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
89	おうめ生活サポーターサービス（訪問型サービスＡ）	高齢者支援課		おうめ生活サポーター（青梅市が実施する一定の研修修了者）が訪問し、家事援助を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
90	短期集中型予防サービス（訪問型サービスＣ）	高齢者支援課		柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を、短期間で集中的に行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業を実施することで改善が見込まれる方は一定数いると考えられ、提供事業所も十分あるが、うまく周知・利用促進できていない。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進										
	１　介護予防・生活支援サービス事業　(2) 通所型サービス										
91	現行相当サービス（介護予防サービス相当の通所型サービス）	高齢者支援課		国の基準による通所型サービスで、生活機能向上のための体操や食事、入浴等のサービスを実施します。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
92	軽度者向けの通所サービス（通所型サービスＡ）	高齢者支援課		生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
93	短期集中型予防サービス（通所型サービスＣ）	高齢者支援課		短期間で集中的に行う２種類のサービスを実施します。 ●機能訓練指導員による運動指導やマシーンなどを使った筋力向上のための運動 ●柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じて、柔道整復師によるサービスを提供した。	C	機能訓練指導員による筋力向上サービスについては、事業が実施出来ず、施策推進につながらなかった。	C-1	事業の要件や趣旨、介護報酬等の見直しなど必要である。	事業内容の改正
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進										
	１　介護予防・生活支援サービス事業　(3) その他の生活支援サービス										

第８期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における評価について

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
94	その他の生活支援事業	高齢者支援課		生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。	生活支援コーディネーターと各協議体などが必要な関係機関や地域の団体との協議により、必要なサービスについて検討をすすめた。	各地域で第２層協議体114回開催した。延べ約1,381人の地域住民が参加し、事業所とも連携や協議を行いながら、地域の支え合いや必要なサービスについての話し合いを行った。	B	各地域の第2層協議体で地域課題の把握、必要なサービスについて検討を行い、介護予防、日常生活支援総合事業を推進した。	B	協議体の中で検討された課題を施策化する力が弱いことが課題になっている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進										
	２　一般介護予防事業										
95	介護予防事業対象者把握事業（介護予防把握事業）	高齢者支援課		要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	令和５年４月１日現在、７５歳の市民（要介護認定者のうち居宅介護支援事業と契約のあるもの、病院、施設など入所者は除く）を対象にフレイル状況を確認する調査票とフレイル予防のチラシを送付し、家庭訪問や電話での状況確認を実施した。 調査票発送数　2,195人 調査票返送数　1,796人 電話・訪問延べ人数3,045人 把握人数　2,080人	毎年4月1日時点で75歳の市民を対象に訪問や電話での状況確認を実施し、生活機能に関する状態等の把握や介護予防事業の説明・案内を実施した。	B	75歳の市民を対象にフレイル状況を確認する調査票とフレイル予防のチラシを送付した。送付者全員に家庭訪問や電話での状況確認を実施することで介護予防の普及や推進を行った。	B	高齢者が増加する中でいかに効率よく高齢者の実態把握を行うかが課題。	現状維持
96	介護予防講演会（介護予防普及啓発事業）	高齢者支援課		介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	介護予防、認知症予防等に関する講演会を２回開催した。 ・認知症講演会 「明日認知症と言われたら」 参加者　36人 講師：とうきょう認知症希望大使 能任智子氏 ・介護予防講演会 「今だからできるフレイル予防について」 参加者　22名 講師：東京都健康長寿医療センター　東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター　秦俊貴氏	毎年認知症と介護予防の講演会をそれぞれ1回ずつ、計2回行い、知識の普及啓発を行った。	B	地域で介護予防活動している方の参加によって、通いの場でも講演の内容が生かされ参加できなかった市民にも知識が波及した。 認知症の理解や当事者の社会参加、本人発信の大切さを普及できた。	B	参加者の声より、具体性・実践性のある知識の普及が課題となっている。認知症の本人発信について課題となっている	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
97	介護予防教室（介護予防普及啓発事業）	高齢者支援課		介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	介護予防教室を以下のとおり実施した。 ・健康長寿のび～る教室 全10回×年2回 参加実人数30人　延べ270人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：河辺市民センター、文化交流センター ・脳イキイキ教室 全6回×年3回 参加実人数46人　延べ226人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：成木市民センター、梅郷市民センター、今井市民センター	運動教室等を開催し、介護予防に関する知識や運動の普及啓発を図った。	B	自身でできる運動についての講義と実践を行ったことで、自立した介護予防運動の実践を促進することができた。	B	地域によっては参加者数が少ない。また、男性の参加率が低いことが課題となっている。	現状維持
98	介護予防リーダー養成事業（地域介護予防活動支援事業）	高齢者支援課	基本目標１－施策２	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	介護予防リーダー養成のための取り組みを以下のとおり実施した。 ・介護予防リーダー養成講座 全10回 参加実人数14人　延べ124人 ・介護予防リーダーフォローアップ講座 全16回　延べ363人 ・介護予防リーダー交流会 全4回　延べ71人 委託事業者：医療法人社団和風会	自分や家族、地域のために自主的に介護予防活動を行う介護予防リーダーを養成した。また、介護予防リーダーが継続的に地域で自主活動を行えるよう、フォローアップとして交流会を開催した	B	既存の通いの場だけでなく、新規の通いの場の立ち上げ支援も行い、介護予防リーダーが地域で活躍できる環境づくりを行った。	B	既存のリーダーの高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいない。また、地域によってはまだまだ通いの場の数が不足している。	現状維持
99	介護予防運動等の普及・啓発【再掲】（関連事業：元気に♪楽しく♪梅っこ体操）	高齢者支援課		青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	市内の教室や講座で梅っこ体操をはじめ介護予防の運動や知識の普及啓発を行った。 実施回数　10回	介護予防教室や講座の中で介護予防の普及啓発を行いながら、梅っこ体操を実施して健康づくりに取り組んだ。	B	梅っこ体操をはじめとした運動を実践してもらうことで市民が主体的に取り組める健康づくりを促進した。	B	教室を開催できていない地域もあるため、そういった地域にも教室を開催していく必要がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
100	フレイル予防に関する普及・啓発【再掲】	高齢者支援課 健康課		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	・介護予防教室でフレイル予防に関する講義や運動を行った。 実施回数　33回 参加人数　延べ539人（高齢者支援課） ・介護予防やフレイル予防に関する内容を盛り込んだ「介護予防だより」等を作成し、介護予防教室や通いの場、窓口などで配布することで、多くの市民へフレイル予防の重要性について周知を行った。（高齢者支援課）	・介護予防教室でフレイル予防を行った他、フレイル予防の冊子を市民に配布することでフレイル予防の普及啓発を行った。	B	・健康運動指導士の他、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、フレイル予防推進員など各専門職を講師にすることで多角的にフレイル予防を行うことができた。	B	・フレイルの認知度は未だ低い為、各教室や配布物等を通して引続きフレイル予防の普及啓発に取組む必要がある。	現状維持
101	介護予防機能の強化（地域介護予防活動支援事業）	高齢者支援課		介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	R４年度補助金利用団体 延１１２団体、実１３団体 補助金交付額合計　239,400円 自主グループ数２１ 民間施設を使用するリーダーへの補助ができるよう要綱改正を行った。	公共施設を利用して地域介護予防活動を行う団体に対し、支援を行った。	B	団体への支援を通して、地域介護予防活動を支援し、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	介護予防活動の定義が明確でなく、対象の活動かどうかの線引きに課題がある。	制度の見直し、改良
102	高齢者クラブの健康づくりへの支援	高齢者支援課		高齢者の健康づくり、介護予防のために、高齢者クラブの要望に応じて介護予防教室等を開催します。	高齢者クラブからの依頼に応じて、フレイル予防等をテーマに教室を開催した。 実施回数　10回 参加延べ人数　233人	高齢者クラブ加入者を対象に、介護予防教室を実施し、介護予防の普及啓発や自発的な介護予防に資する組織の育成・支援を行った。	B	介護予防教室を通して、一般介護予防の普及を行った。	B	高齢者クラブが市に依頼する際に、どのような教室があるのかが分からないことがあるため、介護予防教室の内容を周知する必要がある。	現状維持
103	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課		高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	・市内3か所の各包括支援センターで介護予防、フレイル予防等をテーマにリハビリテーション専門職等を講師に、講義や体操、レクリエーションを実施した。 介護予防教室 実施回数　33回 参加延べ人数　539人 ・介護の日イベント 家族介護教室 参加延べ人数　23人	リハビリテーション専門職などを講師に、介護予防教室を開催した。	B	介護予防教室では、専門職によって日常生活でそのまま使えるような内容を実践することで、自身で介護予防を行うことを促進した。	B	男性の参加率が低いことが課題となっている。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	１　地域包括支援センターの運営										

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
104	総合相談支援	高齢者支援課	基本目標３－施策１	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。 地域の民生児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	令和5年度相談件数 電話9,459件、訪問6,747件、来所676件（３か所の地域包括支援センターの合計延べ件数） 地域の民生委員や関係機関等、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	B	医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	B	認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく世帯の抱える問題も複合化している。高齢部門問わず、幅広く関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。	拡充（地域包括支援センター体制強化）
105	権利擁護	高齢者支援課		地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者の権利擁護に取り組みます。	社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 令和５年度相談件数（地域包括支援センター３か所合計延べ件数） 虐待603件、成年後見92件、支援拒否0件、その他14件	社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。	B	地域包括支援センターを中心に、関係機関等と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見、支援に取り組んだ。また、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度の利用支援に取り組んだ。	B	認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく問題も複合化している。関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。	拡充（地域包括支援センター体制強化）
106	包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者支援課		ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用した体制の構築や介護支援専門員に対する個別支援等を行った。 ・ケアプラン勉強会 開催：84回　1,343人参加 ・ケアマネジャー研修会等　の開催：研修会１回、勉強会１回、意見交換会２回、	包括的・継続的なケアマネジメント支援を実施できるよう、ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行った。	B	包括的・継続的なケアマネジメント支援を実施できるよう、ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行った。	B	包括的・継続的ケアマネジメントの実現に向けた取り組みにおける地域づくりの視点および地域ケア会議の活用が課題。	現状維持
107	介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）	高齢者支援課		介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるようアセスメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。	要支援１・２もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	要支援１・２もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	B	要支援１・２もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	B	生活支援体制整備事業および認知症施策と連動した取り組みが課題。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	２　地域ケア会議の推進										

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
108	地域ケア会議の推進	高齢者支援課	基本目標４－施策１	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	個別事例の検討により、介護予防・自立支援に向けた支援への助言や関係機関のネットワーク構築、地域課題の抽出等を図る地域ケア会議を実施した。 開催回数：6回 検討事例：18事例	事例検討を通じ、関係者など多職種のネットワーク構築につながった。 個別事例の中にある地域課題の把握に意識して会議を進行することができた。	B	個別事例の検討から地域課題を意識することで、「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を推進できた。	B	個別事例の中から地域課題の要素を把握して、地域課題を検討する場につなげていない。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	３　在宅医療・介護連携推進事業										
109	在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	在宅医療、介護連携に関する課題の抽出、また、地域の医療機関や介護事業所等の情報、機能等を把握し、多職種ネットワーク連絡会等において医療・介護関係者と、対応等の検討や情報共有を行います。	顔の見える関係づくりについてをテーマに、多職種ネットワーク連絡会を開催した。 開催回数：年１回 参加人数：18人	顔の見える関係づくりについてをテーマに、多職種ネットワーク連絡会を開催し、市の取組状況の共有および連携に向けた課題等について検討を行った。	B	顔の見える関係づくりについてをテーマに、多職種ネットワーク連絡会を開催し、市の取組状況の共有および連携に向けた課題等について検討を行った。	B	医療ニーズ・介護ニーズともに必要な高齢者が増加している。医療・介護の一体的提供を目指した連携体制のための情報共有、課題の抽出が課題。	拡充
110	在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	直営地域包括支援センター総合相談支援事業において、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	直営地域包括支援センター内に窓口設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	B	直営地域包括支援センター内に窓口設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	B	より身近な場所での相談支援窓口として、各地域包括支援センターに相談窓口を設置することが必要。	拡充（各地域包括支援センターに相談窓口を設置）
111	在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	・人生の最終段階における医療・ケアの方針や、生き方について日頃から話し合い共有する人生会議をテーマに市民対象の講演会を開催した。 開催：１回　22人 内容：人生会議 講演会～人生の最終章、あなたはどう飾りますか？～ ・また、西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として住民向け講演会を開催した。 開催：１回　154人 内容：治さなくてよい認知症～認知症は直らない　でも私たちにできることがある～	地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図るための取組みとして住民向け講演会を開催した。また、希望者にエンディングノート周知を行った。、	B	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ることを目指した。	B	地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図るためには、在宅医療・介護関係者間における情報共有や連携体制に向けた取り組みが必要。	現状維持

第８期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における評価について

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
112	在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として医療・介護関係者向け研修会をオンラインで開催した。 開催：１回　69人 内容：「地域包括ケアを考える」	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を実施した。	B	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を実施した。	B	地域住民の医療ニーズ市内外ともに求められることから、西多摩地域における連携が必要。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	４　生活支援体制整備事業										
113	生活支援サービスの体制整備【拡充】	高齢者支援課	基本目標１－施策３ 基本目標２－施策１・施策２	各圏域に配置された生活支援コーディネーターは、地域の協議体と一緒に地域の実情に応じた生活支援の基盤整備を推進していきます。 地域の社会資源や課題の把握を行い、多様な主体間の情報共有、および関係者間のネットワークの構築を図り、高齢者の社会参加につながるような地域活動を創出します。	地域の支え合い活動を推進するために11の地域で第２層協議体の活動を実施。計114回開催した。第１層協議体を開催し、情報共有と青梅市全体の課題について話し合いを行った。	生活支援コーディネーターを日常生活圏域に各々配置することができた。 生活支援の体制整備として地域での支えあい活動を推し勧め、第２層協議体を各市民センターごとに設置する取り組みを行った。その結果、地域活動や課題の共有、関係者間のネットワークの構築を図ることができた。 今後も既存の活動の維持・拡充や地域の実情に合わせた活動の創設に向け取り組んでいく。	B	第２層協議体を１１か所設置し、各々の協議体が地域の実情に合った活動を続け、地域の支え合い活動を推進した。	B	生活支援体制整備事業と第２層協議体の認知度が低く、今後市民にどのように周知し、支え合い活動の大切さや参加者を増やしていくかが課題となっている。	現状維持
114	元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手（おうめ生活サポーター）養成研修	高齢者支援課		高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の１つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスのうち、元気高齢者等が実施するサービスを安定して供給するために担い手（おうめ生活サポーター）養成研修を行った。 参加者人数　14名	青梅生活サポーター養成研修を実施した。研修終了後に任意参加で社協、シルバー人材センターが業務内容の説明や質疑応答の時間を取り、登録を積極的に勧奨した。	B	元気高齢者に対して担い手研修を実施することで生活支援体制整備事業の推進につながった。	B	研修を受講した後に登録する人の割合が少ないことが課題になっている。	拡充
115	高齢者の社会参加への取組	高齢者支援課		生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が介護予防教室やリーダー養成研修、認知症カフェなどに参加し、高齢者の社会参加につなげるための支援を実施した。	生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携し、11の地域で第２層協議体114回開催した。延べ1,381人の住民が参加し地域の支え合いや高齢者の社会参加について話し合いを行った。認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを6か所で開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。介護予防リーダーを養成し、通いの場の拡大を図った。	B	生活支援コーディネーターと認知症地域推進員が地域住民や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加の機会を検討、創出し生活支援の体制整備を推進した。	B	活動が拡大するにあたり、費用や場所の確保が課題になっている。	拡充（地域および関係機関との連携強化を行う）

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第３項　任意事業の推進										
116	介護サービス事業者連絡会	高齢者支援課 介護保険課		市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者連絡会を行います。	介護サービス事業者連絡会を以下のとおり開催した。 回数：1回 内容：実効性のあるＢＣＰ－現場リスクマネジャーが伝授－	定期的に介護サービス事業者連絡会を開催することにより、市と介護サービス事業者の情報交換と連絡協議の場を提供することができた。	B	市と介護サービス事業者との情報交換と連絡協議を通して、任意事業を推進した。	B	介護サービス事業所に共通して参考になる講演テーマの選定などについて課題がある。	現状維持
117	居宅介護支援事業者連絡会	高齢者支援課 介護保険課		ケアマネジャーの情報交換と連絡協議の場として居宅介護支援事業者連絡会を行います。	居宅介護支援事業者連絡会を以下のとおり開催した。 回数：1回 内容：住まいの防火防災診断における連携について、青梅消防署との意見交換	定期的に居宅介護支援事業者連絡会を開催することにより、ケアマネジャー同士の情報交換と連絡協議の場を提供することができた。	B	市と居宅介護支援事業者との情報交換と連絡協議を通して、任意事業を推進した。	B	居宅介護支援事業所に共通して参考になる講演テーマの選定などについて課題がある。	現状維持
118	介護給付費通知発送	介護保険課		介護サービス利用者に、実際に利用しているサービスの種類・費用を通知します。 利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	介護給付費通知を発送し、給付内容を確認いただくことにより、給付の適正化を図るとともに、制度理解を促進した。 ・10月発送(令和４年８月～令和５年７月分) 送付件数：6,245通	通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう、今年度も圧着はがきの形態を採った。	B	利用者が自身の給付内容について把握するため、必要な情報の提供を行うことができた。	B	国が標準的に定める通知内容が複雑であることから、高齢者本人ならびに家族が理解することが困難であり、当初期待されていた効果を達成できていないこと。	本事業については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第９期計画期間中に実施の方向性を検討していく。
119	家族介護教室	高齢者支援課		高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	介護の日イベントに合わせて家族介護教室を開催した。 実施回数　２回 参加者延べ人数　23人	高齢者を介護している家族等に対して、介護や健康づくり等に関する教室を開催し、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図った。	B	介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを通して、任意事業を推進した。	B	参加者数の増加のための周知に課題がある。 テーマや講師の選定に課題がある。	現状維持
120	家族介護慰労金支給事業	高齢者支援課		重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	該当件数：　3件 支給額：30,000円	一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給することにより、重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図ることができた。	B	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図ることを通して、任意事業を推進した。	B	慰労とともに、専門職による介護等に関する適切なアドバイスを実施したいが、慰労金の支給や専門職の受け入れに否定的な世帯がある。	現状維持
121	介護サービス相談員派遣事業	高齢者支援課		介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	介護サービス相談員の派遣を以下のとおり実施した。 ・介護老人福祉施設 ・通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・個人宅	介護サービス相談員を介護施設へ派遣し、利用者の相談に乗ることで、利用者と介護施設、行政との橋渡しを行うことができた。	B	介護サービス相談員を介護施設へ派遣し、利用者の相談に乗ることで、利用者と介護施設、行政との橋渡しを行い、任意事業を推進した。	B	事業の知名度が十分でなく、受入れに否定的な事業所が依然として多い。 相談員の個性やスキルの問題もあるが、過去に受け入れた事業所から否定的な印象を持たれてしまうことがあった。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第１項　普及啓発・本人発信支援										
122	認知症サポーター養成研修	高齢者支援課	基本目標１－施策１・施策２	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、講師を派遣し、研修を行います。	認知症サポーター養成研修を以下のとおり実施した。 ・実施回数　25回 ・養成サポーター数　575人	市民や学生に対し認知症サポーターを養成し、認知症にやさしいまちを目指した。	B	認知症サポーターを養成することで、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	コロナ禍により中断した小、中学校での開催が再開できていない。	拡充
123	認知症ケアパスの活用	高齢者支援課		認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み（認知症ケアパス）等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	認知症ケアパスを増刷し、市内の医療機関、公的施設等に配置したり、訪問時に必要に応じて交付したほか、認知症サポーター養成講座にて受講者に交付した。	認知症ケアパスの増刷を行った。 医療機関、介護事業所等に配布したほか、市民や認知症サポーター養成講座受講者等にも広く配布した。	B	認知症ケアパスの更新、配布を通して、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	ケアパスには医療機関の情報が乏しい事や、認知症基本法や健診の取り組みによっては改正が必要になる可能性もある	現状維持
124	認知症の相談窓口の周知	高齢者支援課		認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	広報での周知に加え、スーパーや図書館、文化交流センター、アルツハイマー月間において市役所ロビーなどでもの忘れ相談会を実施し、相談窓口等の周知に加え、実際の相談対応を行った。	出張もの忘れ相談会の開催および実際の相談対応を通して、認知症相談窓口の周知を行った。	B	認知症相談窓口の周知を通して、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	出張もの忘れ相談会における相談者の秘匿性の確保や、気軽に相談できる雰囲気づくりなどに課題がある。	現状維持
125	認知症簡易チェックシステムによる啓発	高齢者支援課		認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	認知症チェックシステムを運用し、定期的に広報等で周知することで利用につながっている。	認知症チェックシステムの周知・利用促進を行うことで認知症の早期発見を支援した。	B	認知症の早期発見を支援することで、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	独居や高齢者のみ世帯等で電子機器を用いた認知症簡易チェックが困難な方への対応等に課題がある。	現状維持
126	本人発信支援に向けた基盤づくりへの取組【新規】	高齢者支援課		認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	認知症講演会や、認知症ステップアップ講座などで本人発信や社会参加の重要性について普及啓発を行った。地域支援推進員を中心に認知症カフェの普及に取り組み、認知症サポーターの活動の場づくりや本人発信に向けた支援を実施した	市内で6か所で認知症カフェが開催され、認知症サポーターの活動の場や、認知症本人の発信の場の創出に取り組んだ。	B	住民主体の認知症カフェの開設の支援や事業所と連携して認知症本人の発信の場の創出について話し合いを行い、普及啓発、本人発信の推進を行った。	B	本人発信の場についての周知や、当事者自身への働きかけに課題を感じている。本人の発信の場としてもチームオレンジの設置が必要。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
127	認知症の正しい知識と理解の普及・啓発	高齢者支援課		世界アルツハイマーデーおよび月間にちなんだパネル展や講演会等各種イベント等を開催し、認知症の普及・啓発を図ります。	認知症の理解を深めるため、認知症月間にあわせ、カフェ形式の相談会（うめカフェ）、認知症サポーター養成講座、認知症講演会、もの忘れ相談会、パネル展示などを実施した。	認知症月間に認知症に関するイベントを集中的に実施した。	B	認知症講演会を開催し、認知症の正しい知識と理解の普及・啓発を行った。	B	認知症講演会のテーマや講師の選定について課題がある。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第２項　認知症予防の推進										
128	認知症支援コーディネーター事業の推進	高齢者支援課		認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	個別ケースへの訪問等により認知症の疑いがある人への相談他早期発見・早期診断につなげる支援を行った。 相談件数：延べ353件 訪問件数：延べ146件	認知症支援コーディネーターの配置により、個別ケース支援のバックアップ、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を行うことができた。また、各地域包括支援センターとも綿密な連携を行うことができた。	B	認知症支援コーディネーターを配置したことにより、認知症の早期発見、早期治療につなげ、認知症の重症化予防を推進した。	B	令和6年度より地域包括支援センターに認知症コーディネーターを配置することにより、活動実績のカウントの仕方や対応方法などにばらつきが生じる可能性がある。	拡充
129	認知症地域支援推進員の配置	高齢者支援課		地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。 認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取組等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	地域支援推進員を中心に、認知症講演会や、認知症ステップアップ講座などで本人発信や社会参加の重要性について普及啓発を行った。認知症カフェの普及に取り組み、認知症サポーターの活動の場づくりや本人発信に向けた支援を実施した	認知症地域支援推進員の配置により、もの忘れ相談会や認知症カフェをはじめ、各地域で認知症の正しい知識の普及と、認知症に優しいまち作りを目指し認知症施策を展開した。	B	各地域で認知症施策を展開することにより、認知症に対する正しい知識の普及や認知症に優しいまちづくりを推進した。	B	認知症本人や認知症家族の支援ニーズと認知症サポーターの活動をつなげる仕組みづくりが課題。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
130	介護予防講演会（介護予防普及啓発事業）【再掲】	高齢者支援課		介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	介護予防、認知症予防等に関する講演会を２回開催した。 ・認知症講演会 「明日認知症と言われたら」 参加者　36人 講師：とうきょう認知症希望大使 能任智子氏 ・介護予防講演会 「今だからできるフレイル予防について」 参加者　22名 講師：東京都健康長寿医療センター　東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター　秦俊貴氏	毎年認知症と介護予防の講演会をそれぞれ1回ずつ、計2回行い、知識の普及啓発を行った。	B	地域で介護予防活動している方の参加によって、通いの場でも講演の内容が生かされ参加できなかった市民にも知識が波及した。 認知症の理解や当事者の社会参加、本人発信の大切さを普及できた。	B	参加者の声より、具体性・実践性のある知識の普及が課題となっている。認知症の本人発信について課題となっている	現状維持
131	介護予防教室（介護予防普及啓発事業）【再掲】	高齢者支援課		介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	介護予防教室を以下のとおり実施した。 ・健康長寿のび～る教室 全10回×年2回 参加実人数30人　延べ270人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：河辺市民センター、文化交流センター ・脳イキイキ教室 全6回×年3回 参加実人数46人　延べ226人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：成木市民センター、梅郷市民センター、今井市民センター	運動教室等を開催し、介護予防に関する知識や運動の普及啓発を図った。	B	自身でできる運動についての講義と実践を行ったことで、自立した介護予防運動の実践を促進することができた。	B	地域によっては参加者数が少ない。また、男性の参加率が低いことが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
132	高齢者の社会参加への取組【再掲】	高齢者支援課		生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が介護予防教室やリーダー養成研修、認知症カフェなどに参加し、高齢者の社会参加につなげるための支援を実施した。	生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携し、11の地域で第２層協議体114回開催した。延べ1,381人の住民が参加し地域の支え合いや高齢者の社会参加について話し合いを行った。認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを6か所で開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。介護予防リーダーを養成し、通いの場の拡大を図った。	B	生活支援コーディネーターと認知症地域推進員が地域住民や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加の機会を検討、創出し生活支援の体制整備を推進した。	B	活動が拡大するにあたり、費用や場所の確保が課題になっている。	拡充（地域および関係機関との連携強化を行う）
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第３項　医療・ケア・介護サービス・介護者への支援										
133	認知症カフェの普及	高齢者支援課		認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	認知症当事者と介護者等の集いの場としての認知症カフェは市内で6カ所設置している。	認知症地域支援推進員がカフェの運営者と連携し、カフェの支援や周知を行った。	B	住民主体の認知症カフェが立ち上がり、認知症本人や家族が集う場を推進した。	B	認知症カフェが増加した一方、周知が課題となっている。	拡充
134	認知症ＢＰＳＤケアプログラム推進事業	高齢者支援課		介護サービス事業者等を対象に、認知症ＢＰＳＤケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	「日本版ＢＰＳＤケアプログラム」の普及促進のため、市内介護サービス事業者のうち希望のあった事業所を対象としてアドミニストレーター養成研修・フォローアップ研修を実施した。 また、認知症ケアプログラムの導入を支援するため、申請のあった事業者に対し、初期経費の補助を行うが、令和５年度は交付申請がなかった。	日本版BPSDケアプログラムの普及啓発のため、アドミニストレーター養成研修、フォローアップ研修を実施し、地域の認知症ケアの質向上を図った。	B	地域の認知症ケアの質向上を図ることにより、認知症に係る医療・ケア・介護サービス・介護者への支援を行った。	B	認知症ケアプログラム導入初期にハードルが多く、広く普及につながっていない点が課題である。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
135	認知症初期集中支援チーム推進事業	高齢者支援課	基本目標３－施策２	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついておらず認知症または認知症の疑いがある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、早期に関わり診断・対応できるよう専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、周知を行ったが、支援には繋がらなかった。	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、早期に関わり、医療や介護につなげることができた。	B	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、医療や介護につなげることができ、認知症の早期発見、重症化予防を推進した。	B	事業の周知や、対象者の選定や介入時期などについて課題がある。	現状維持
136	徘徊高齢者家族支援サービス事業	高齢者支援課		徘徊高齢者を探索するための位置探索ＧＰＳ機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	GPS端末の貸与	認知症により行方不明になるおそれのある方の家族にＧＰＳ機器を貸与し、家族の介護負担軽減を図った。	B	認知症の方の家族の介護負担軽減を図ることで、認知症に係る医療・ケア・介護サービス・介護者への支援を行った。	B	貸与者の中にはGPS機器の位置探索をほとんど行っていない者もあり、課題となっている。	現状維持
137	認知症疾患医療センター等との連携	高齢者支援課		受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	都が指定する認知症疾患センターと連携をして、各種イベントや相談会を実施し、連携を深めた。地域の認知症の方の相談対応で民生委員やかかりつけ医との連携を深めた。	受診困難等認知症の疑いがある高齢者については、各地域包括支援センターで対応し、もの忘れ相談会などで認知症疾患医療センターと連携し、個別対応を行った	B	認知症のイベントや相談会を認知症疾患医療センターと連携して実施し、認知症予防を推進した。	B	受診困難等認知症の疑いがある高齢者について、初期集中支援チームと地域包括支援センターの連携が課題となっている。	拡充
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第４項　認知症バリアフリーの推進、社会参加支援										
138	認知症サポーターの活動の場づくり【新規】	高齢者支援課		認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	認知症サポーター養成講座修了生を対象に、より深い知識や対応方法を学ぶ機会として、ステップアップ講座を開催した。 参加人数　25人	認知症サポーター養成研修修了者を対象にステップアップ講座を開催し、認知症の方や家族に対しサポーターとして地域で何ができるのかを考える機会とした。	B	認知症サポーター養成研修修了者を対象にステップアップ講座を開催し、より深い知識や対応を学び、認知症バリアフリーを推進した。	B	チームオレンジの活動に向けて、支援体制の構築に課題がある。	拡充
139	認知症本人の社会参加への取組【新規】	高齢者支援課		認知症カフェなど本人が気軽に参加できる場づくりを推進します。	認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを6か所で開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。認知症サポーターステップアップ講座を開催し、チームオレンジの設置に向けて取り組みを行った。	認知症地域支援推進員を中心に認知症の人や家族等への相談支援やて、地域で認知症の人や家族が参加しやすい場所の創出や体制づくりについて検討を行った。	B	認知症カフェなどを創出し、認知症サポーターの活動の場の拡充や本人の社会参加を促進した	B	認知症サポーターの活動の場の拡充についてサポーターへの働きかけなどに課題がある	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
140	徘徊・ＳＯＳネットワーク事業【再掲】	高齢者支援課		認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ＩＣＴを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	GPS機器の貸出と高齢者見守りシールの交付	在宅の認知症高齢者を介護する家族等にＧＰＳ機器の貸出しや、二次元コードを使用した見守りができる高齢者見守りシールの交付を行った。	B	ケアマネや行政機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られた。	B	行政機関（主に警察）が行方不明者を保護した場合、捜索支援アプリの使用に制限がある（QRコードが読み込み可能な機器がなく、私物を使用せざるを得ない）ことから、一部課題が残っている。 家族の情報リテラシーが低く、十分に活用できないケースがある（申請者が高齢の配偶者の場合など）	現状維持
141	消費者の見守り体制づくり【再掲】	市民安全課 高齢者支援課		高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月および２月の２回開催し、関係機関と情報共有を図った。	警察等と市関係機関が出席する高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月と２月に開催し、高齢者を取り巻くトラブルについて情報共有を図った。	B	高齢者の消費者被害やトラブルについて関係機関で情報を共有することによって被害の現状を把握し、被害の拡大を防止することができた。	B	認知症が疑われる消費者の相談がふえることが見込まれるため、消費者相談室との連携強化を図っていく。	関係機関で引き続き連携を密にし、さまざまなトラブルを未然に防いだり、トラブルに遭った際に迅速に対応できる体制づくりを行う。
142	成年後見制度の活用支援【再掲】	地域福祉課		社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。	成年後見制度の相談窓口については社会福祉協議会に委託している。社会福祉協議会では、チラシを作成し、包括支援センター、介護老人施設、金融機関に設置し、制度の周知に努めた。また、報酬費用の助成については、１件の申請に対して補助を行った。	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	関係機関への周知	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、事業の推進を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第４章　高齢者が安心して介護を受けられるまち　／　施策方針　第１節　介護保険事業の健全な運営　／　基本施策　第３項　介護サービスの適正な給付										
143	要介護認定の適正化	介護保険課		業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	業務分析データの分析を行い、認定調査結果に大きなばらつきは見られなかった。認定調査員には、現任研修および定期的に印刷物により、認定調査項目の定義の再確認を行った。	認定調査員に対し、認定調査員向けeラーニングを活用するなど、毎年現任研修を実施し、また、審査会委員に対し全体会や合議体長会議の場で認定状況等の情報情報提供を行った。 その結果、調査項目等のばらつきの改善を図ることができた。	B	要介護認定の適正化を図ることにより、介護サービスの適正な給付につなげることができた。	B	認定申請件数の増加が見込まれるなか、認定調査結果等のばらつきが生じないようにする必要がある。	現在の取組に加え、要介護認定事務のプロセスにおいて、ICT機器等を活用したオンライン化を推進する。
144	ケアプランの点検	介護保険課		介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者である市の職員がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	居宅介護支援事業所等の実地検査等で、ケアプラン146件の点検を実施した。	その他のケアプラン点検の実施により、市の職員の技量向上を図った。	B	自立支援に資するケアマネジメントの協働。	B	職員の専門的知識の向上が必要である。	高齢者支援課と協力し、点検時に主任介護支援専門員の目を通すことで、点検の質を高め、利用者の自立支援に貢献する。
145	住宅改修等の点検	介護保険課		受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請書の内容や改修概要が不明確なものについて５件実施した。	令和４年度は新型コロナウイルスの影響で市民（高齢者）の自宅に調査に行くことが困難であったが、少しづつ実施回数を増やせている。	B	書面では判断できかねるケースや例外ケース等に訪問し点検を行うことで介護サービスの適正な給付につなげることができる。	B	現地点検の時間短縮のため、業務スキルの向上が求められる。	現在の取組に加え、各事業者の適切な制度利用を促すための普及啓発を行う。
146	縦覧点検・医療情報との突合	介護保険課		（縦覧点検） 介護報酬の給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。誤りがある場合は事業者に正しい請求を行うよう促します。 （医療情報との突合） 介護給付情報と医療給付情報を突合させ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。	毎月、国民健康保険団体連合会からの医療情報との突合について確認を行い、請求誤りを是正した。 縦覧点検：270件	保険者（市）確認分（国保連合会処理委託分以外）について、未実施の項目を順次実施した。	B	各事業所の請求を適正な状態に保つべく、介護保険制度上給付の条件が限定されている項目について、検査を行うことができた。	B	職員の専門的知識の向上が必要である。	点検対象の帳票を増やし、不適切なサービス利用の発見および是正に務める。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
147	介護給付費通知の発送	介護保険課		介護サービス利用者に、利用しているサービスの種類・費用・回数等を通知し、利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	介護給付費通知を１回発送し、給付内容を確認いただくことにより、給付の適正化を図るとともに、制度理解を促進した。 ・10月発送(令和４年８月～令和５年７月分) 送付件数：6,245通	通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう、今年度も圧着はがきの形態を採った。	B	利用者が自身の給付内容について把握するため、必要な情報の提供を行うことができた。	B	国が標準的に定める通知内容が複雑であることから、高齢者本人ならびに家族が理解することが困難であり、当初期待されていた効果を達成できていないこと。	本事業については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第９期計画期間中に実施の方向性を検討していく。
148	給付実績の活用	介護保険課		給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。	居宅介護支援事業所10か所および地域密着型サービス事業所９か所の実地指導において、適正なサービス提供が行われているか確認を行った。	実地指導において、居宅介護支援事業所で36件分、地域密着型サービス事業所で36件分の利用者について、給付実績情報を活用し、検査を行った。	B	国保連合会から送付される給付実績情報等を活用し、不適正な給付が行われている可能性のある利用者を抽出・検査することができた。	B	実地指導と給付適正化の担当課が別であることから、意識の共有・連携のレベルを上げる必要がある。	本事業については廃止となり、一部ケアプランの点検にかかわる事務は、「ケアプラン等の点検」に統合される。

資料６

介護人材対策事業について

１　事業概要

介護事業所での人員不足が深刻化するなか、人材確保や介護の仕事の普及啓発を目的とした、介護人材対策事業を実施する。

２　実施内容

令和６年６月２日開催の健康まつりにおいて、青梅市高齢者福祉施設長会と連携し、介護の仕事について普及啓発を行い、合計約８０名の参加者が介護体験等を行った。

(1) 当日の様子

「介護の体験ブース」と「お話しブース」をそれぞれ設置した。

ア　介護の体験ブース

ベッドから車椅子への移動などの身体的な介護体験や、認知症の方の対応方法などの体験を、する側、される側になって疑似体験を行った。





イ　お話しブース

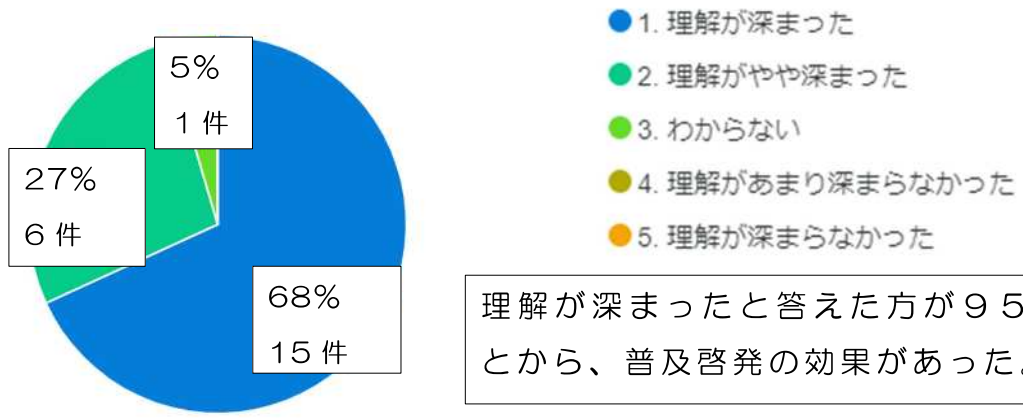
介護事業所で働く若手職員から日常的な仕事の様子や、介護の仕事のやりがいを伝えるとともに、介護のお悩み相談等も受けた。



(2) アンケート結果

介護体験をされた方の中で２２名が回答。結果は以下のとおり。

Ｑ１　介護の仕事について理解が深まりましたか？



理解が深まったと答えた方が９５％いることから、普及啓発の効果があった。

Ｑ２　介護の仕事に興味が湧きましたか？



興味が湧いた方が６８％いることから、介護の仕事のイメージアップに繋がった。

(3) 取材について

健康まつり開催前に、読売新聞（多摩版）において、今回の介護体験に関する記事が掲載された。

また、開催当日は多摩ケーブルネットワークの取材を受けた。

3　今後の予定

(1) イベント

お～ちゃんフェスタ、産業観光祭りにて介護体験ブース等を設置し参加予定。

(2) 学校訪問事業

市内中学校および高等学校と調整し、訪問および普及啓発を実施予定。

(3) 広報関連

介護の普及啓発のための動画および冊子を作成予定。

資料７

青梅市高齢者補聴器購入費助成事業について

１　目的

加齢等により聴力が低下した高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することで、聴力低下による閉じこもりを防ぐとともに、高齢者の社会参加の促進など高齢者福祉の増進に寄与する。

２　内容

(1) 助成対象者

次に掲げる要件を全て満たす方

ア 青梅市に住所を有する方

イ 満６５歳以上の方(申請日の年度中に６５歳に到達する者を含む。)

ウ 住民税が非課税の方

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号）にもとづく補装具費の支給を受けられない方

オ 申請日から過去５年以内に、この要綱による助成を受けていない方

カ 医療機関を受診し、中等度難聴（両耳の平均聴力レベルが４０デシベル以上７０デシベル未満)以上であることおよび補聴器の装用が必要であると診断を受け、その意見書等を得ることができる方

(2) 助成対象経費

補聴器本体およびその付属品の購入にかかる費用

(3) 助成金の交付額

助成対象経費の実支出額（上限４万円）

(4) 補聴器の購入

公益社団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店において、助成金の交付決定を受けた補聴器を購入するものとする。

３　実施期日

令和６年９月１日

資料１－１

（仮称）青梅市社会福祉審議会設置に伴う介護保険運営委員会の部会化について

１　地域共生社会推進会議の条例化におけるこれまでの経過

昨年度、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を含む福祉関係の計画を包含した地域福祉総合計画を策定するに当たり、これらの計画を一体的に推進する観点から地域共生社会推進会議を条例にもとづき設置することを検討したが、各計画を審議している会議体での調整や議会による議決が必要であることから、まずは要綱設置の会議体を設置して協議いただき、計画策定後に検討することとした。

なお、現行の介護保険運営委員会においては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を審議する条例設置にもとづく会議体となっている。

２　今後の方向性

地方自治法にもとづく（仮称）青梅市社会福祉審議会を条例にもとづき設置するとともに、福祉関係の計画を審議している介護保険運営委員会を含む各会議体を廃止し、地域福祉部会、高齢者部会、障がい者部会およびこども部会の４つの専門部会へ移行する。

このことについて本年５月開催の地域共生社会推進会議において協議した結果、概ね了承を得たことから、各会議体にて部会の所管事項および委員構成等について協議したうえで条例化を進めていく。

（仮称）青梅市社会福祉審議会・部会　所管事項〔案〕

（仮称）青梅市社会福祉審議会

【所管事項】
市長の諮問に応じ、社会福祉に関する基本的事項について調査審議し、答申する。

【移行前の会議体】
青梅市地域共生社会推進会議

地域福祉部会

【所管事項】
・　地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直し
・　成年後見制度の利用の促進
・　その他地域福祉計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市地域共生社会推進会議
青梅市成年後見制度利用促進審議会

高齢者部会

【所管事項】
・　介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直し
・　地域包括支援センターの設置、運営、評価等
・　地域密着型サービスの指定、運営、評価等
・　その他介護保険事業計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市介護保険運営委員会

障がい者部会

【所管事項】
・　障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の変更、進捗状況の把握、評価および見直し
・　分野を越えた地域のネットワークづくり
・　障がい者または支援機関等が抱える困難な課題への対応の在り方
・　相談支援事業の有効性や問題点の評価
・　障がい者およびその家族を支える地域における支援の連携
・　障がい者に対する社会資源の開発および改善
・　その他障害者計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市障害者地域自立支援協議会

こども部会

【所管事項】
・　こども・子育て施策に関する計画の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直し
・　こども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況の把握
・　特定教育・保育施設等の利用定員の設定
・　その他計画の推進に関し部会長が必要と認める事項

【移行前の会議体】
青梅市子ども・子育て会議

（仮称）青梅市社会福祉審議会と部会の委員構成（イメージ）

【（仮称）青梅市社会福祉審議会】
○委員数：14人以内（6人以内＋各部会から2名ずつ）
○委員構成
・学識経験者
・地域福祉部会の部会長・副部会長
・高齢者部会の部会長・副部会長
・障がい者部会の部会長・副部会長
・こども部会の部会長・副部会長
・市民
・その他市長が必要と認める者

各部会の正副部会長が審議会委員として出席する

【地域福祉部会】
○委員数：18人以内
○委員構成
・学識経験者
・市民
・医師
・地域福祉団体の代表者
（青梅市地域共生社会推進会議および青梅市成年後見制度利用促進審議会から引用）

【高齢者部会】
○委員数：13人以内
○委員構成
・介護保険被保険者の代表
・事業者の代表
・学識経験者
（青梅市介護保険運営委員会から引用）

【障がい者部会】
○委員数：20人以内
○委員構成
・指定相談支援事業者
・指定障害福祉サービス事業者
・保健、医療関係者
・教育関係者
・障害当事者および家族の代表
・民生児童委員の代表
・商工団体の代表
・青梅市社会福祉協議会の代表
・学識経験者
・その他部会長が必要と認める者
（青梅市障害者地域自立支援協議会から引用）

【こども部会】
○委員数：12人以内
○委員構成
・学識経験者
・子どもの保護者
・事業主を代表する者
・労働者を代表する者
・子育て支援に関する事業に関係する者
（青梅市子ども・子育て会議 から引用）

各会議体の委員構成と会議開催内容

①委員構成（令和６年度）

青梅市地域共生社会推進会議

選出区分	委員所属団体等
学識経験者	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員
	東京都立大学人文社会学部准教授
	一般社団法人日本シングルマザー支援協会代表理事
市民	公募市民
	公募市民
	公募市民
地域福祉団体の代表者	青梅市自治会連合会会長
	青梅市民生・児童委員協議会会長
	青梅市高齢者クラブ連合会会長
	西多摩地区保護司会青梅分区分区長

青梅市成年後見制度利用促進審議会

選出区分	委員所属団体等
学識経験者	田園調布学園大学名誉教授
専門的知識を有する者	弁護士
医師	中野クリニック医院長
市民	公募市民
福祉関係者	青梅市老人福祉施設長会会長
	青梅市民生・児童委員協議会会長
	青梅市地域包括支援センターうめぞの
	社会福祉法人南風会常務理事、東京都障害者施策推進協議会専門委員

青梅市介護保険運営委員会

選出区分	委員所属団体等
学識経験者	青梅市医師会の代表
	青梅市歯科医師会の代表
	青梅市薬剤師会の代表
	青梅市接骨師会の代表
	大学教授等
被保険者の代表	市民から一般公募
	青梅市高齢者クラブ連合会の代表
	青梅市民生児童委員合同協議会の代表
事業者の代表	介護老人福祉施設の代表
	地域密着型サービス連絡会の代表
	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表
	居宅サービス事業者の代表

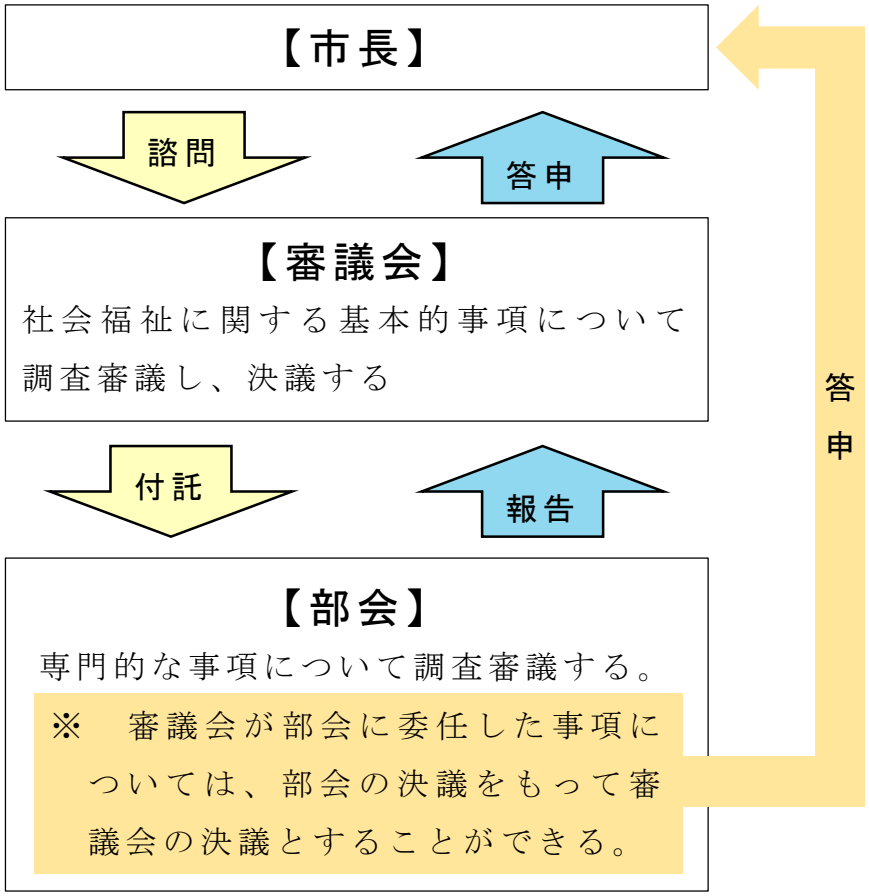
青梅市障害者地域自立支援協議会

選出区分	委員所属団体等
学識経験者	白梅学園大学准教授
障害当事者および家族の代表	青梅市重症心身障害児（者）を守る会会長
	障害当事者またはその家族（身体障害者）
	障害当事者またはその家族（知的障害者）
	障害当事者またはその家族（精神障害者）
指定相談支援事業者	青梅市障がい者サポートセンター副主任
	相談支援事業所くらやしき管理者
指定障害サービス事業者	地域交流プラザゆうあい施設長
	青梅市自立センター就労支援事業所課長補佐
保健、医療関係者	医療法人財団良心会青梅成木台病院事務部長
	多機能型支援施設ほたるの里施設長
	東京都西多摩保健所保健対策課課長代理（地域保健推進第一担当）
教育関係者	青梅市立中学校長会会長
	東京都立青峰学園相談支援部担当主幹
	東京都立羽村特別支援学校教諭
民生児童委員の代表	民生児童委員合同協議会障がい者福祉研究部会長
商工団体の代表	青梅商工会議所地域振興課長
青梅市社会福祉協議会の代表	青梅市社会福祉協議会地域係長
その他市長が必要と認める者	特定非営利活動法人青梅こども未来副代表理事

青梅市子ども・子育て会議

選出区分	委員所属団体等
学識経験者	明星大学特任教授
子どもの保護者	子どもの保護者
子どもの保護者	子どもの保護者
事業主代表	学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長
労働者代表	青梅商工会議所専務理事
子育て支援に関する事業に関係する者	
保育所の代表	青梅市保育園理事長会副会長
	駒木野保育園園長
幼稚園の代表	青梅幼稚園園長
小学校の代表	青梅市立第五小学校校長
学童保育の代表	青梅市放課後児童健全育成事業者連絡会会長、株式会社モアスマイルプロジェクト経営担当
子育て支援事業者の代表	特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事
民生児童委員の代表	青梅市民生児童委員合同協議会理事

（仮称）青梅市社会福祉審議会と部会の関連図



（例）計画の策定・評価等の流れ

①市長から審議会へ諮問

↓

②個別計画について審議会から各部会へ付託

↓

③各部会で審議

↓　↑

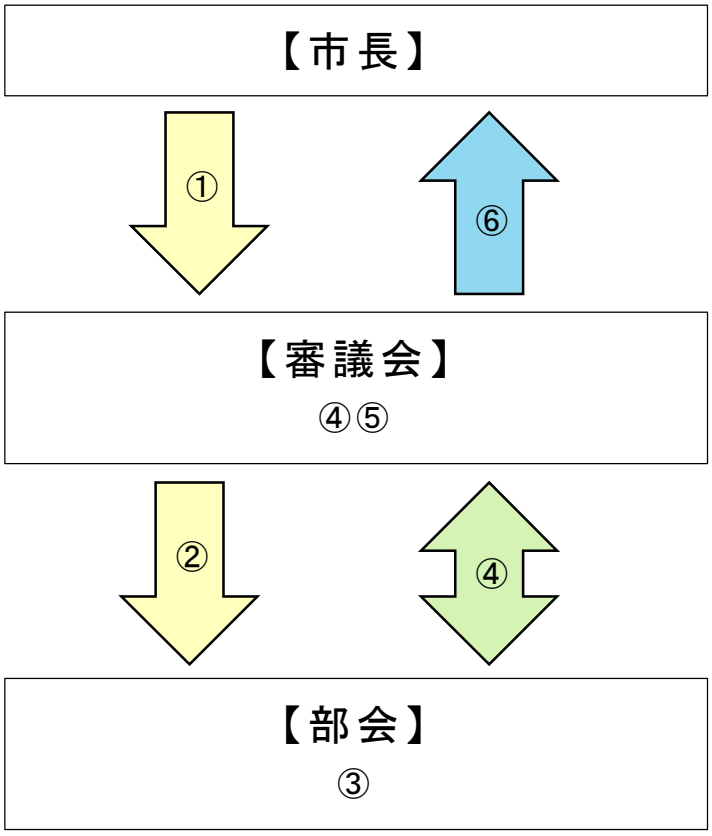
④各部会から審議会へ報告し、審議会で各計画の整合性をチェック

↓

⑤各計画を取りまとめて審議会で決議

↓

⑥審議会から市長へ答申

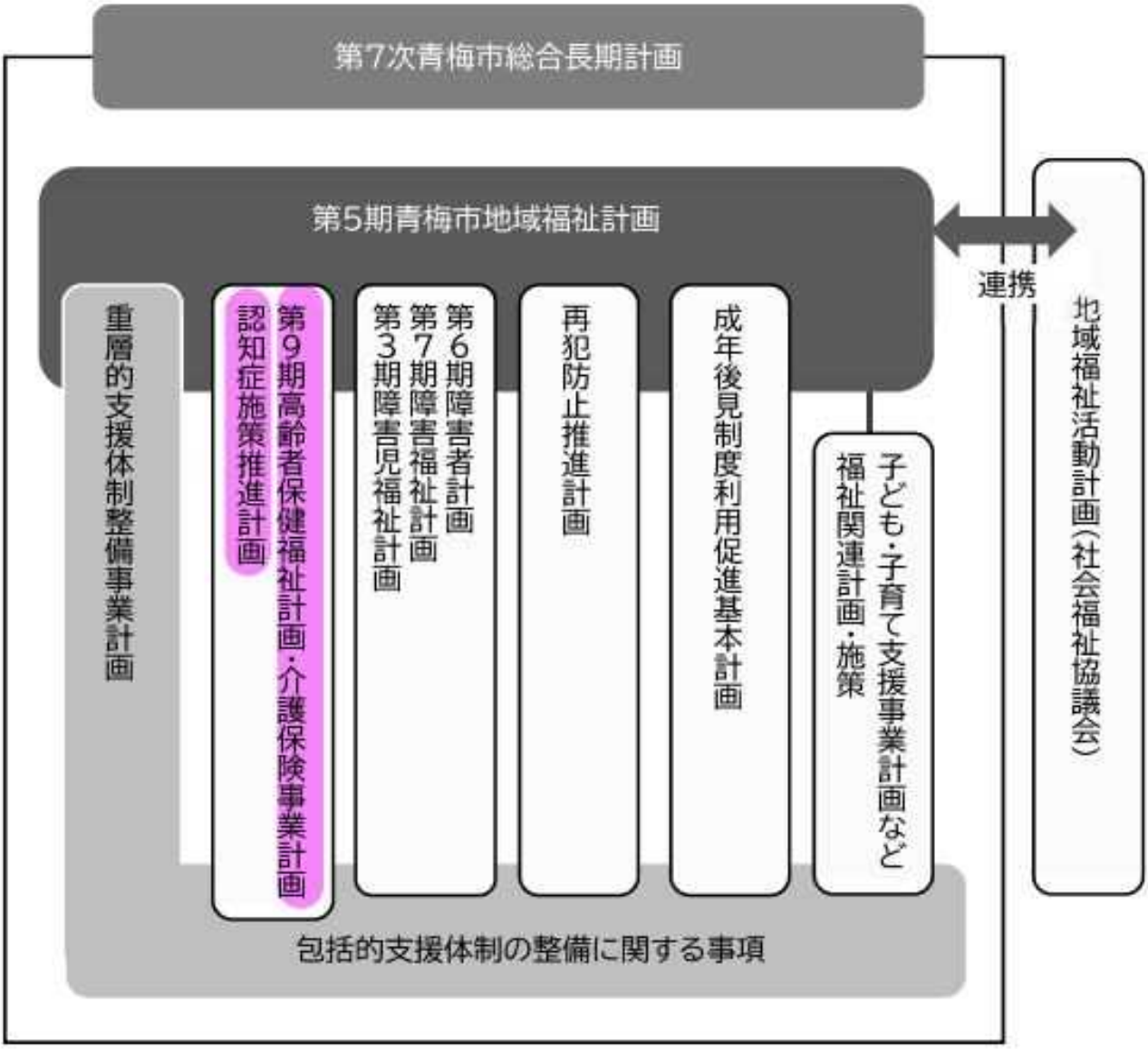


資料１－２

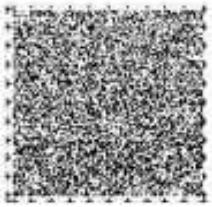
青梅市地域福祉総合計画P.10抜粋

（2）市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。なお、今後子どもの計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



青梅市地域福祉総合計画P.24抜粋



第５章　計画の進行管理

１　計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和8年度に中間見直しを実施します。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

なお、各計画を一体的に推進するため、青梅市地域共生社会推進会議を条例にもとづく設置とするよう検討していきます。

２　行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。



資料２

令和６年度　第１回介護保険運営委員会　議事要旨（案）

１　開催日時　令和６年４月２６日（金曜日）13 時 30 分～15 時 00 分

２　出席委員

三ツ木清次郎、木村誠志、沖山哲、橋本満智子、小嶋直之、角田昭文、原孝司、
長岐康範、土田大介、百瀬澄雄、田中三広、新井一夫、菅沼隆
（敬称略・順不同）

議　　事

＜開会＞

事務局　：それでは皆さんお揃いになりましたので、会議の方を始めさせていただきたいと存じます。皆様本日はお忙しいところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。令和６年度第１回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきたいと存じます。

事務局　：次第に従い進めさせていただきます。まず初めに、委員の改選により新たに委員となられました３名の委員に委嘱状の交付を行います。

副市長が委嘱状を交付いたしますので、誠に恐縮ですが、私がお名前をお呼びしましたら、前の方にお願いいたします。

＜委嘱状交付＞

事務局　：続いて、新規委員の方から自己紹介をお願いしたいと存じます。次第裏面の青梅市介護保険運営委員会委員名簿を御覧いただきたいと存じます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら起立をいただき、一言自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、お席にあるマイクの根元のボタンが、マイクのスイッチとなっております。発言の際はボタンを押していただきますと、赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら再度ボタンを押していただき、マイクをオフにしていただきたいと存じます。

＜委員のあいさつ＞

事務局　：続きまして事務局において人事異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

＜事務局のあいさつ＞

事務局　：続きまして、小山副市長より挨拶を申し上げます。

＜副市長のあいさつ＞

＜副市長退室＞

事務局　：本日の委員会は、13 時 40 分現在、13 名中 13 名の委員出席をいただいております。なお、菅沼委員におかれましてはリモートでの出席となりますので御承知おきください。

委員の出席数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第 52 条の 3 により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の傍聴者でございますが、5 名おりますことを併せて御報告いたします。それでは、議題に入る前に事前に送付をさせていただきました本日の資料につきまして御確認をさせていただきたいと存じます。

＜配布資料の確認＞

事務局　：まず最初に、会議次第でありますが、先ほども申し上げましたが差し替えをお願いいたします。なお裏面が名簿となってございます。

P1　資料番号１が、「令和 5 年度第 6 回青梅市介護保険運営委員会議事要旨（案)」。

P12　資料番号２が、「介護保険事業の実施状況について」。

P28　資料番号３が、「青梅市地域包括支援センターの支所等について」。

P29　資料番号４が、「地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について」。

P30　資料番号５が、「介護医療院への転換について」。

P31　資料番号６－１が、「青梅市地域福祉総合計画（高齢介護部分抜粋)」。

P163　資料番号６－２が、「第 9 期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画　概要版」。

P180　参考資料１が、「青梅市介護保険条例および青梅市介護保険規則の抜粋」。

P182　参考資料２が、「地域包括支援センター案内リーフレット」。

P184　参考資料３が、「令和６年度青梅市介護保険運営委員会開催予定」。

最後に本日机上にて「おうめ健康まつり」のチラシ、自治体ワークスと書かれた冊子を配布させていただいております。過不足等がございましたらお申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

事務局　：では、以後の議事につきましては、会長の進行でお願いいたします。

会　長　：それでは次第に沿って進めたいと思います。次第の 4、副会長の互選です。今回の委員の改選によりまして、副会長が不在となりましたので、副会長の互選を行いたいと思います。慣例では指名推選となっておりますがよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

会　長　：では異議がないようですので、副会長の指名推選をお願いします。

委　員　：副会長には三ツ木委員を推薦します。三ツ木委員は前任である小山副会長同様、高齢者の代表という立場にあり、市内 49 の高齢者クラブの代表であります。

また以前、介護保険運営委員会の委員も御経験されていると思いますので、今後の高齢者施策を考える上で、適任と思い、御推薦申し上げます。

会　長　：ただいま新井委員より副会長に三ツ木委員ということで御推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

＜異議なし＞

会　長　：それでは副会長は三ツ木委員に決定いたしました。三ツ木委員は、副会長席の方へ御

登壇をお願いいたします。

＜議題＞

会　長　：続きまして次第の５、議題報告事項（１）、令和５年度第６回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局　：本日資料１として配付いたしました議事要旨について、改めまして修正等ございましたらお願いいたします。以上です。

会　長　：ただいまの説明につきまして、御質問御意見がありましたらお願いいたします。

＜意見なし＞

会　長　：それでは次の報告事項に移ります。（２）介護保険事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは 12 ページ資料の 2 を御覧ください。介護保険実施状況のうち、1 の要介護認定について説明いたします。（１）要介護度別認定者数の推移です。表の認定率は、令和 6 年 2 月 29 日現在での実績値は 16.5％であり、前年同月の 16.0％と比較して、0.5 ポイントの増となっております。続きまして（２）申請件数等の月別集計です。このうち、認定結果通知平均日数につきましては、吹き出しのコメントにありますとおり、30 日を上回っている状況が続いております。続いて 13 ページの（４）第 1 号被保険者における認定率です。国と都の平均と比較できるデータは、令和 5 年 12 月時点ですので、その時点での比較となりますが、青梅市の認定率は 16.2％で、全国および東京都平均をそれぞれ 3.2 ポイント、4.5 ポイント下回っております。続いて 14 ページの（５）認定者構成です。吹き出しにもありますとおり、青梅市は、国や都と比べて要介護 4 や 5 の比率が高い状況となっております。

事務局　：それでは、令和 5 年度の介護保険料の賦課収納状況について説明いたします。資料の 15 ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは 2 月末日現在の収納状況となっております。（１）の表の一番右の列の合計欄、さらに下から 2 行目の令和 5 年度の合計を見ていただきますと、収納額が 20 億 8853 万 6000 円となっておりまして前年度と比較しまして約 1600 万円の増加となっております。なお記載はありませんが、2 月末日時点の収納率でございますが、83.8％となっておりまして、前年度の 83.5％と比較しまして、0.3 ポイント上回っている状況です。その下の延滞金の表、また（２）の督促状の発送状況については記載のとおりでございます。

事務局　：それでは 16 ページを御覧ください。こちらは介護サービスを利用されている受給者の推移になります。全体といたしましては、前年比で若干の増傾向となっており、特に居宅サービス、施設サービスがそれぞれ増となってございます。続きまして 17 ページを御覧ください。こちらは介護サービスを利用した際に発生する費用から、利用者の自己負担額を引いた金額を給付費と呼びますが、その給付費の推移をまとめた表になります。全体では昨年度より給付費は増加しておりまして、先ほど御報告いたしました受給者の増、こちらに伴いまして全体的にサービス料、費用が増えているということが要因と思

われます。続きまして18ページを御覧ください。こちらは市に連絡がありました、苦情相談等をまとめたものでございます。ここで一点訂正がございます。（１）月別受付件数の部分で、Ｒ4の右どなり、こちらもＲ4となっておりますが、こちらは令和5年度ですのでＲ5の誤りです。訂正させていただきます。なお、こちらの件数といたしましては、2月末時点で前年より33件増えておりまして、内訳としましては、保険料に関する苦情が多く占めております。続きまして裏面19ページを御覧ください。こちらは市へ報告のあった事故発生時の報告状況になります。事故の分類につきましては、下の方にございます1号から4号までの分類にわかれております。実績で見ますと前年比200件ほど減となっておりまして、こちらは新型コロナウイルス感染症による報告が減少したことが主な要因となっております。続いて20ページを御覧ください。こちらは2月末時点で市が把握している市内介護サービス事業所の一覧となっております。後ほどお目とおしいただければと思います。続きまして各地域密着型サービスの利用状況になります。21ページ、22ページにつきましては、認知症対応型デイサービス、地域密着型デイサービス、それぞれの利用状況になってございます。それぞれ前年比で微増、または微減の事業所もございますが特に大きな変化というのはありません。続いて23ページが認知症対応型グループホームの実績になっております。利用率としては約97%となっておりまして、前回と大きな変化というのはございません。続いて24ページは多機能型サービスの実績になっておりまして、利用登録者数は全体的に若干の増となっております。また昨年度の運営委員会でも御報告させていただきましたが、第2地区に2月1日付で新たに看護小規模多機能型居宅介護支援事業所「藤の華」が開設しております。なお、こちらには記載ございませんが、3月21日付で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「ここひろヘルパー２４」が開設しております。こちらの実績につきましては、次回以降確認でき次第、順次御報告いたします。報告事項（2）介護保険事業の実施状況についての説明は以上です。

事務局　：青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について説明させていただきます。12月から2月までの運営状況でございますので、内容としましては、直営地域包括支援センター、地域包括支援センターうめぞの、地域包括支援センターすえひろの3ヶ所体制の時点での内容となります。1の地域包括支援センター連絡会につきましては、月1回開催しまして、3ヶ所合同の会議で情報共有や連携強化を図っております。2の地域ケア会議は、医師薬剤師、リハビリテーション専門職、地域の主任介護専門員などを構成員に迎えた事例検討会議で、2ヶ月に1回開催しています。3、総合相談支援事業、4、権利擁護業務、5、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、の（１）につきましては、それぞれの事業ごとの相談件数を記載しております。また、５の（２）ケアマネジャーのための勉強会などですが、こちらは3ヶ所の地域包括支援センターの主任介護支援専門員が地域の主任介護支援専門員と連携して、市内のケアマネジャー支援の一環として行っている勉強会などです。26ページを御覧ください。6、介護予防に係るケアマネジメン

トにつきましては、2月時点の包括支援センターがそれぞれ担当するケアプラン作成についての事業所、委託事業所数、委託した件数、契約事業者数です。7、介護予防ケアマネジメント介護予防支援件数については記載のとおりとなっております。任意事業につきましては、（1）認知症サポーター養成研修事業（2）介護サービス相談員派遣事業になります。ページをおめくりいただきまして、27ページ、8、その他、介護予防教室、介護予防講演会、認知症サポーターステップアップ教室、出張物忘れ相談会につきましては、各包括支援センターがそれぞれの地域に応じた状況や、また市と連携をしながら開催をしております。右側の（5）広報につきましては、12月から2月の間に高齢者支援課で掲載した内容を記載しております。地域包括支援センターの主な運営状況につきましては、以上となります。また、ただ今、議題の（2）と（3）を続けて報告いたしました。

会　長　:それではただいまの説明につきまして御質問御意見がありましたらお願いいたします

委　員　:12ページ13ページについてです。介護認定は、通常の介護認定と区分変更の介護認定があるかと存じますが、それぞれの数字はお分かりになりますでしょうか？特に区分変更申請は状態が悪くなってから区分変更申請をした方と、認定結果に不服で区分変更申請をする方の2種類のパターンが発生してるため、そこの数字に関してより具体的にわかれば教えてください。というのも、認定結果が軽くでてしまったなど、認定結果に対して不服という形の区分変更申請が多々見られることは二重で経費も手間もかかり、決して良いことではないと思うので、この申請を減らすという方向についても今後考えていかなければならないからです。これからさらに高齢者が増えていき、限られた人で対応しなければならない中でどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

事務局　：お話いただきました区分変更についてですけれども、区分変更申請は状態が悪くなった、もしくは軽度になったという意味合いでの申請がもちろん主となっていますが、中には前回の認定結果が納得がいかない、もう一度認定をやり直してほしいというような趣旨で出される方も少なからずいることは、実態としてあります。ただ、統計的に、重度なのか程度なのか、それも含めてなんですけれども、項目がないものですので、統計がとれない状況にはあります。また、認定の結果ついては、お問い合わせいただいたときに､御本人様や申請者様に丁寧には説明をさせていただいているところでございます。それから、認定の結果の公平性につきましては、認定調査員の現任研修や、ｅラーニングによる普段の復習､年に数回ほど定期的に出させていただいております配布物などで、注意していただきたい事項を指示させていただきながら、ばらつきが出ないように、引き続き公平公正な結果を出せるように努めて参ります。

会　長　：他に御質問御意見等ございますでしょうか。

＜意見なし＞

会　長　：次の報告事項に移ります。（2）（3）を一括して報告しましたので、（4）青梅市地域包括支援センターの支所等について、事務局から説明をお願いします。

事務局　：地域包括支援センターの支所等について説明させていただきます。28 ページ、資料番号 3 を御覧ください。昨年度も委員であった皆様には、令和 6 年 3 月 18 日にメールでの事務連絡にてお伝えさせていただいたところですが、改めて 4 月からの窓口体制について説明をさせていただきます。まず、（1）4 月から 3 ヶ所の地域包括支援センターと 2 ヶ所の支所による計 5 ヶ所の窓口を設置し高齢者やその御家族の方々の御相談をお受けしております。続きまして、（2）第 1 地区につきましては従来、市役所内で市直営として地域包括支援センターが設置されておりましたが、4 月から医療法人財団利定会に委託し青梅市住江町 66 番地に青梅市地域包括支援センターすみえを設置しております。なお、第 1 地区の担当地区に変更はございません。続きまして、（3）ですが第 2 地区、第 3 地区については、これまで同様の地域包括支援センターに加えまして、支所をそれぞれ 1 ヶ所ずつ設置いたしました。下の表を御覧ください。こちらは地域包括支援センターと支所の所在地や担当地区がまとまった表となります。表の左から 2 番目の列に名称とありますが、その中の③が第 2 地区の支所となっておりまして、支所の名称が青梅市地域包括支援センターうめぞの河辺支所で、所在地については、河辺町 10－6－1 トミタワー602 となります。こちらは河辺駅北口を出まして、東側へ徒歩 2 分ほどの場所にあります。1 階に飲食店の入ったビルの 6 階となります。続きまして、同じく名称の列の一番下の行になります⑤番が第 3 地区の支所となっておりまして、支所の名称は青梅市地域包括支援センターすえひろ野上支所で、所在地は野上町 4－4－5 藤村ビル 3 階となります。こちらは河辺駅北口を出まして直進し河辺駅北入口の交差点の東側青梅街道沿いのビルの 3 階となります。

続きまして（4）窓口開設時間につきましては、本部も支所も 4 月からは土曜日も窓口を開設し祝日を除く月曜日から土曜日の 9 時から 17 時まで窓口を開設しております。続きまして 182 ページ参考資料の 2 を御覧ください。青梅市地域包括支援センターの周知用のチラシとなっております。市民センター等の市の公共施設や市内の医療機関などに配布させていただき、地域包括支援センターの周知に努めております。4 月に青梅市の地域包括支援センターが新しい運営体制となってから約 1 ヶ月が経過するところですが、現在までの新しいすみえの状況や、支所の状況についてそれぞれ 3 包括から御報告をさせていただきます。ではまず、第 1 地区の地域包括支援センターすみえ方から、第 2 地区第 3 地区と順番によろしくお願いいたします。

事務局　：（包括支援センター　すみえ）4 月 1 日から開設をさせていただきまして、一番多いときの電話の件数ですと 9 件で 1 日平均約 4 件から 5 件程度の電話での新規相談をいただいております。またＬＩＮＥに関しましては、1 日約 2 名程度のＬＩＮＥをいただいております。来所される地域の方からはとてもアクセスしやすい場所で、この場所に設置されて嬉しいという声もいただいております。報告は以上です。

事務局　：（包括支援センター　うめぞの）私共の河辺支所については、すみえと違って継続的に

包括支援センターを運営していた状況で新規という棲み分けはできないんですが、電話連絡については河辺支所の方にも、4月から88件ほど入っております。これはお電話いただいた状況とこちらから電話をした状況と混在している状況にはなっております。対象についてはこれまでで10件程度、来所いただいているところです。土曜日の来所については電話連絡についても事業者からの連絡や、こちらからかけた折り返しの御連絡が入る程度で利用者の方から直接電話が入っている状況は今のところ確認できておりません。また、周知を目的としまして、利用者さんのお宅に行った際に支所の出来た場所を、お話させていただいたきますと飲食店が目印になって、とてもわかりやすい場所だねということで認知していただけることが確認できています。

事務局　：（地域包括支援センターすえひろ）同じく支所の状況を説明させていただきます。来所に関しては、4月1日から20日までの間に、計3件の来所がございました。電話の件数に関しましては、4月1日から20日までの間に計85件、1日平均にすると5件になります。土曜日の開設状況について説明させていただきます。本部支所ともに、土曜日については、平日に比べますと電話、訪問ともに少ない状況にはあります。本部については、土曜日の訪問が今までで11件ですね。支所については15件です。電話については、本部の方が6件で、支所の方が5件です。電話が少ない状況になっているんですけれども、その分、職員の配置が平日と同様になっておりますので、お約束をして訪問に行くというような状況になっております。以上です。

会　長　：ただいまの説明について御質問御意見等がありましたらお願いいたします。

委　員　：新しく第1地区にすみえができ、場所の確認を行ったのですが、駐車場が狭いように感じます。どこか他の場所に設置の計画はあるのでしょうか。

事務局　：今のところ予定はないんですけども、来所される方からも類似した御意見がありますので、今後法人としても検討していきたいというふうに考えております。

委　員　：支所を含めると3ヶ所、新しく包括支援センターが増えたということですが、この所在地を見る限り比較的人口が多い市街地にできたと思います。一方で高齢化率の高い地域には特に今のところ包括支援センター等がないということになるわけですが、今後の展望として、地域包括支援センターが身近な場所という意味では各市民センターとの連携等は視野に入っていますでしょうか。

事務局　：ただいま御質問がありました、市民センターとの連携については、現在、支所の設置の検討はしておりませんが、今年度、地域福祉コーディネーターが市民センターに設置するされる予定でありますので、地域包括支援センターと連携をして、連携強化をしていきたいと考えております。

委　員　：利用者として自分がどこの地域包括支援センターの担当地区なのかわからないことが多いのではないでしょうか。私の住んでる地域は第1地区なんですが、私の自宅からだと野上や河辺の支所の方が近いです。師岡地区は第1地区のため包括支援センターすみえへの来所となると、遠いところに行くことになる。また、電話で相談したりＬＩＮＥ

で相談する際もこの地区分けをしているのでしょうか。例えば第2地区、第3地区の支所の方に第1地区にお住まいの方が御連絡をした際は地域の支援センター同士の横の繋がりで紹介していただいたり、センターの方から逆にお電話をいただくような連携がとれるのか。加えて、聞いた話になりますが、既存の支援センターの方に自分の家族ではなく、御近所の方のことで相談のお電話をしたら、本人からの電話でない限りいけませんと言われたと聞いたことがある。支援センターさんの方でどのような対応なさってるのかお聞きしたい。

事務局　：お話いただいたように、本部と支所の位置から遠いところにお住まいの方もいらっしゃると思います。電話で御相談いただいても、来所していただいても、もし自分の担当地区ではないところの包括支援センターの方が近いということで御相談に行っていただいても、包括支援センター同士で連携をとりまして、支援させていただけるように連携をしているところでございます。また、近所の方からの御連絡についても御相談いただいたことについては、センター内で情報共有して、対応はしていきたいと考えております。

会　長　：それでは次の報告事項に移ります（５）地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは、地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について説明させていただきます。29ページ、資料番号4を御覧ください。経緯につきまして改めて説明させていただきますと、市が締結していました複数の事業における委託契約について、消費税法第6条の規定により非課税であるべきところ消費税相当分を含んだ契約を行い、複数年度にわたって消費税相当額を過払いしていたことが判明いたしました。また介護予防日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営等の包括支援事業を実施するにあたり国や都から法定割合に応じて交付される地域支援事業交付金について平成29年度に算定方法が変更されましたが、変更せずにその後も、従前の算定方法で申請を行っていたことが判明いたしました。本日は、現在の進捗状況について説明させていただきます。なお、昨年度も委員であった皆様には、令和6年3月18日にメールにて事務連絡として通知させていただいた内容と重なる部分もございますが、改めて説明させていただきます。まず、1消費税相当分の過払いに係る返還状況についてでございますが、（１）日本版ＢＰＳＤケアプログラム人材養成研修の運営委託につきましては、株式会社日本能率協会総合研究所から令和6年3月5日に過払い金全額であります32万1291円が入金されたことを確認いたしました。また認知症初期集中支援チーム事業実施委託につきまして、医療法人財団利定会から令和6年3月6日に過払い金全額であります6万8165円が入金されたことを確認いたしました。続きまして、（２）今後の対応についてでございますが、在宅介護支援センター事業運営委託および地域包括支援センターの事業運営委託の消費税相当分の過払い分がございます。過払い金の返還について引き続き各委託事業者に対しまして丁寧な説明を行い、協議してまいります。なお、令和5年度の地域包括支

援センター事業運営委託料につきましては、委託料を非課税として取り扱うことに関する合意を各委託事業者に対して求めておりまして、一つの事業者からは合意をいただいております。もう一方の事業者については、現在も協議中となっております。続きまして、2、地域支援事業交付金算定の修正についてでございますが、国および東京都に対し平成29年度から令和3年度分の交付金に係る修正の申請を行いまして、国からは令和6年1月29日に、都からは令和6年2月20日に交付金の追加交付を受けております。令和4年度分の算定の修正については、今年度修正の対応をする予定となっております。地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について、説明は以上となります。

会　長　：ただいまの説明につきまして御質問御意見等ありましたらお願いいたします。

＜意見なし＞

会　長　：それでは次の報告事項に移ります（6）介護医療院への転換について事務局から説明をお願いします。

事務局　：では資料5を御覧ください。介護医療院についてですが、こちらは長期的に療養が必要な方に対して、医療、看護、介護、それぞれのサービスを一体として提供する東京都指定の介護保険施設になります。介護医療院の前身であります介護療養型医療施設につきましては、制度廃止が国で決定された後経過措置を経まして、第8期計画期間終了時である令和6年3月末をもちまして、完全に廃止となりました。それに伴い事業所の廃止、または介護医療院等への転換が選択肢としてありました。また一定の条件により医療病院から介護医療院への転換も認められているところです。市内の該当事業所の結果についてまとめた表が資料5になります。結果としましては、市内の介護療養型医療施設だった4施設のうちの2施設が介護医療院に転換しまして、医療病院が1施設、病床の一部を介護医療院に転換をしております。なお今後につきましては、医療病院等から転換など相談があった場合には状況を確認しまして、次期計画等に備えてまいります。説明については以上です。

会　長　：ただいまの説明について御質問御意見等ありましたらお願いいたします。

＜意見なし＞

会　長　：それでは次の報告事項に移ります。（7）第9期青梅市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画について事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは、31ページ、資料6－1を御覧いただきたいと存じます。第9期青梅市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画については、青梅市地域福祉総合計画に一本化されることとなりました。この資料は、青梅市地域福祉総合計画の高齢介護部分を抜粋した資料となります。既に説明している部分でありますので、概要および主な個別事業について説明いたします。34ページをお願いいたします。1、計画策定の背景となっております。次の35ページからは、2、高齢者に関する統計等から見た地域の状況について、続いて41ページからは、3、アンケート調査の実施概要、続いて43ページ以降については様々な角度からの現状分析を掲載しているところでございます。少し飛びまして74ペ

ージをお願いいたします。5、調査結果等から見える現状と課題について記載しておりまして、次の 75 ページからは、6、第 8 期計画の総括について記載をしております。続いて 78 ページからは、第 2 章、計画の基本的な考え方と施策体系がありまして、1、基本理念としまして高齢者が生き生き暮らせるまちといたしました。その下２、基本目標については、基本目標 1、支える側、支えられる側の枠組みを超えて、生き生きと過ごせる暮らし作り、基本目標 2、安心して暮らせる地域作り、基本目標 3、持続可能な福祉の仕組み作りといたしまして、次の 79 ページにありますように、基本目標の下に基本方針、その下に基本施策を構成する施策体系といたしました。その次の 80 ページ以降につきましては第 3 章、取り組み内容ということで、施策体系に基づいた各事業を掲載しております。

それでは、主な個別事業の一部を改めて紹介いたします。まず、81 ページをお開きください。右の表の一番下に記載のある高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきまして、介護予防のための取り組みとして、ＫＤＢシステムと呼ばれる国保データベースを活用し地域の高齢者の健康課題の把握、庁内外関係者間や医療関係団体との連携を深め、事業の企画、調整、分析等を行ってまいります。そして高齢者への個別支援を行うハイリスクアプローチや通いの場等への積極的な関与による支援を行うポピュレーションアプローチを実施していきます。令和 6 年度においては、従来も行っている一般介護予防事業と連携して、通いの場に参加している市民に対してより的確に介護予防に繋がるよう、国保データベースを活用し、事業を実施していきたいと考えております。続きまして 83 ページをお開きください。左側の下の表について、移動支援サービスの充実ということで、高齢者移動支援事業を実施いたします。外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業、それを実施する団体に対して補助金を交付する事業となっております。令和 6 年度においては、地域住民の団体や介護保険施設等に事業について説明、周知を行い、事業実施団体の増加に繋げていきます。第 9 期計画期間中においては、5 事業者以上の実施となるよう、進めてまいります。続きまして、同じく 83 ページの右の表の中段にあります敬老会の開催ですが、敬老会については、その開催方法や内容等について検討を行うこととしております。例年、経費に対し参加者数が少ないことや、バスの送迎により交通渋滞等が発生していることなどからそのあり方について地域共生社会推進会議や議会からも指摘がありましたので、検討していきます。続きまして、85 ページをお開きください。こちらの上段の表に、介護人材確保事業の実施について記載しておりますが、全国的に喫緊の課題となっている介護人材不足において対策としまして、介護の仕事に関する普及啓発等を実施してまいります。令和 6 年度においては中学生、高校生を対象に市内の介護職員のインタビュー記事などを掲載した冊子を配布するとともに学校へ訪問し介護の疑似体験をしていただくなどを予定しております。また、市のイベントである健康まつりや、産業観光まつりなどでブースを設け、介護体験コーナーを実施し、普及啓発を行います。第 9

期計画期間中においては毎年度継続して事業を実施し、介護人材への確保に努めます。続きまして、同じページの下の表、介護サービス事業所のＩＣＴ化促進支援ということでこちらは年々複雑化しています介護のＩＣＴ化において、国などからの情報を共有することや、事業所の対応等の支援を行っていくものになります。なお、認定審査会資料をデジタル化しましたがその紹介記事が、自治体ワークスという冊子に掲載されました。本日机上に配付させていただきましたので、参考までに御覧いただければと思います。令和6年度においては、事業所連絡会等を通じて、事業所の電子申請やケアプランデータ連携システム等の講習会や体験会等を実施しＩＣＴ関連において支援してまいります。第9期計画期間中に、市内事業所のＩＣＴ機器活用の定着を目指します。

続きまして87ページをお開きください。左側の下の表の高齢者虐待防止や対応に向けた体制整備と記載しておりますが、市では令和5年6月に青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例を、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現することを目的として制定いたしました。令和6年度におきましても、児童虐待や障がい者虐待とともに高齢者虐待防止に向けた取り組みを関係各課と連携しながら実施してまいりたいと考えております。続きまして89ページをお開きください。こちらには認知症に関する支援の充実ということで、認知症の政策を記載しております。国が共生社会の実現を推進するための認知症基本法を策定し令和6年1月に施行されたことに伴い青梅市においても、第9期計画に青梅市認知症政策推進計画を包含したところです。認知症政策の推進に当たっては、全ての認知症の人が人格と個性を尊重されながら自らの意思によって日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現が求められております。その実現のために認知症の人に関する市民の理解の増進や、認知症の人の社会参加の機会の確保認知症の予防など様々な取り組みを行ってまいります。第9期計画期間中におきまして、認知症本人の社会参加に向けた認知症カフェのさらなる普及、また認知症について正しく理解し、応援者となっていただく認知症サポーターの養成、そのサポーターが活動できる場としてチームオレンジの立ち上げ、また、見守りシール事業の推進等を実施していくこととしております。続きまして94ページをお開きください。介護予防のための取り組みといたしまして、左側の表の一番上の事業でありますフレイル予防に関する普及啓発ということで、こちらは昨年度に引き続き市にフレイル予防推進員を配置しまして、通いの場などでフレイル予防についての情報提供や体力測定を行ってまいります。続きまして95ページを御覧ください。右の表の一番上に記載のあります包括的相談支援事業につきましては相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け入れて利用可能な福祉サービスの情報提供等を行っていき、下の表にあります地域包括支援センターによる総合相談支援におきましては、引き続き高齢者の実情把握に努め高齢者本人や御家族、近隣住民などからの相談に対し総合的専門的な支援を行ってまいります。また、令和6年度からは、先ほどの議題で申し上げましたとおり、合計5ヶ所の窓口と、新たに土曜日の窓口を設置して総合的な相談に対応しておりますので引き続き運営体制の強化を行っ

てまいります。続きまして97ページを御覧ください。地域密着型サービス事業所の整備ということで、計画策定時にも御議論いただきましたが市内において不足している介護サービスの整備を進めてまいります。具体的には第9期計画期間中に認知症対応型グループホームを1ユニット、小規模多機能型居宅介護を1事業所、それぞれ整備いたします。時期については現在調整をしておりますが、詳細が決まり次第、運営委員会に諮ってまいります。なお、こちらの詳細につきましては103ページに記載がありますので、後ほどお目通しください。主な個別事業の紹介については以上となります。続きまして98ページからは、第4章、介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定になります。介護保険料を設定するまでの各推計、またサービスの説明などについて掲載をしております。98ページから100ページについては、人口また被保険者数等の推計になってございます。101ページから112ページは、給付費等の推計、また介護サービス等の説明を掲載しております。以降113ページからについては、保険料および所得段階の設定方法、117ページは前回との比較を含めて掲載をしております。続いて118ページを御覧ください。資料編といたしまして各事業の取り組み指標について掲載をしております。先ほどの第三者の取り組み内容について令和8年度までの評価指標の見込み値を掲載しております。続きまして129ページから、策定の経過といたしまして、介護保険運営委員会、計画策定について御議論いただきました計画策定部会を掲載をしているとともに、根拠条例や、委員名簿等について掲載をしております。139ページから146ページはパブリックコメントの実施結果を載せさせていただいておりまして、147ページは青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針を載せております。150ページからは専門的な用語が多いという御指摘もいただきましたので、用語集を掲載しております。資料6－1については以上になりまして、続いて資料6－2を御覧ください。ただいま説明いたしました、計画の概要版になります。全体の構成のみの説明とさせていただきますが、167ページまでは福祉総合計画としての概要、位置付けという部分になります。また168、169ページについては、介護保険の現状。171ページからは各基本目標から個別政策を一部抜粋したものをそれぞれ掲載させていただいております。176、177ページにつきましては、介護保険制度や保険料の説明になっています。最後に裏面178ページは地域包括支援センターの紹介を載せさせていただいております。概要版は介護人材対策の事業において学校訪問等を実施する際、配布する予定であります。また、計画の内容につきましては、7月頃に発行予定であります広報おうめ特集号に掲載を予定しております。大変雑駁ではございますが、計画の説明については以上とさせていただきます。

会　長　：ただいまの説明について御質問御意見等ありましたらお願いします。

委　員　：資料6－1の32ページに障害の害という文字表記について注釈があり、一部は漢字表記でなく、ひらがな表記になっていますが、資料中では他に何十箇所も、漢字表記の箇所があります。早急に見直し、全部ひらがなに変えていただきたい。

事務局　：目次の横に記載させていただいておりますとおり国の法令や市の条例等に基づく名称に関しては、漢字を使わせていただいておりますが、人を指す、障がい者の方ですとか、障がいをお持ちの方、障がい児などを表現する場合のみひらがなで表記させていただいております。国の法令に基づく計画等は国に準拠し、漢字で記載するべきと判断いたしました。今後改定の時期に改めて検討させていただきたいと考えております。

委　員　：検討をする必要はなく、すぐに修正すべきではないかと思います。

事務局　：検討という表現が正しいかわかりませんが、また庁内でも調整をさせていただきます。

会　長　：他に御質問御意見等ございますでしょうか。

委　員　：どういう経路でどこに介護の相談するのかという入口のところで、困ることが多いので、どういうふうに相談窓口に来たのかというデータがあったら教えていただきたい。先ほどお話にあった包括支援センターの新しいチラシは非常にわかりやすくできてるんですけれども、そうしたものを見て相談に繋がっているのか、それとも、口コミで相談に繋がってるのか、市のホームページを見て相談に繋がってるのかとかですね、経緯を把握した方がいいかなというふうに思っております。それとの関係で、市のホームページが市民の皆さんから見てどういうふうに見えてるのかというところを今後少し検討されたらどうかなというふうに思います。困ったときにどこ見たらいいかをわからない等、不満がなるべく少なくなるような工夫をされると、いろんなサービスをもっと利用しやすくなるかと思います。

事務局　：困ったときに、どういう経路で相談が来ているかというところにつきましては、御家族からの電話での相談や、民生委員や御近所の方、広報やホームページを見てという様々な形があります。ただ、お知らせをしても、実際に介護が身近になってみないとわかりにくいところがあるので、相談しやすい窓口としての工夫は引き続き課題だと考えております。身近な包括支援センターに相談してみようと思ってもらえるような周知を広げていきたいと考えています。本日のチラシなどは、もちろん関係者の方や地域でお配りをしたり、包括支援センターが、単身の高齢者の方だとか、高齢者世帯等を訪問したときにお渡ししたり、また御不在でも置いていくなど、様々な活用をしております。市のホームページなどが市民の皆様からどう見えてるかについては、御指摘のとおりだと思いますので、声を聞きながら、表現の工夫をぜひさせていただきたいと思っております。

委　員　：120 ページに、地域サロンの開設というのがあるんですが、3 月に地域サロン開設しまして、地元で 2 回ほど開催いたしました。自治会館は、私の住んでる地域からは少し離れているので、御近所の方の善意で場所を貸していただいて、活動しています。地域サロンを開催する側はボランティア保険がありますが、実際そこに来てくださっている方たちに対する保険が現状ありません。開催場所が 2 階で、高齢者の方が階段を上ってる際などに何かあった際、保険で賄えない部分があり、様々な不安を抱えながら地域サロンを開催しているということがございます。市の方で支援していただけたり、場所の御提供がいただけるとありがたいなと思っております。また、自治会館よりも市民センタ

ーの方が近いので市民センターで開催しようかとも思ったんですけど、市民センターは団体登録をしないと、早めに予約ができないので、そうすると 10 人を集めなければいけない。不特定多数の地域の方に参加していただく形で地域サロンを始めているので、なかなか早めに予約を取るということができない現状もあります。地域サロンを開催するときに、例えば体力測定だとかフレイル予防の体操をしてくださる青梅のリハビリテーションの先生方を市から御紹介いただいて、参加者の方たちの体力測定に御協力をいただけるとありがたいなと思っております。

事務局　：120 ページに記載の地域サロンの開設につきましては、市で自治会館を借り上げまして地域の方に交流の場を提供しているという趣旨の記載となっています。集まりの場でフレイル予防、介護予防を行うことは、非常に重要なことだと思っておりまして、今年度フレイル予防推進のため、フレイル予防推進員の配置体制を強化いたしました。また、本日の御意見も参考にさせていただきます。

委　員　：資料の 46 ページに、高齢者クラブ数と会員数の推移のグラフがあるんですけど高齢者は増えてるのに高齢者クラブの数、その中で活動してる会員の数が減っているのは何故か。高齢者クラブで、自分で何か立ち上げて周りを巻き込むような引っ張っていく存在がいないからなのではないのでしょうか。私が住んでいる千ヶ瀬町には高齢者クラブがなく、その理由を周りの人に聞いても、やはり引っ張ってくれる人がいないと、また、自分も引っ張れないというようなことでした。高齢者は外に出ていかなければならないと思ってるが残念ながら、高齢者クラブの活動の減少は事実だと思うんですよね。外での活動が減少すると、健康保険や介護保健の利用へ繋がってしまう。市内循環バスのようなどっか別の場所へ連れて行くような試みは外での活動に繋がるし、評判も良かった。お昼食べてきて友達とお喋りして帰ってくるような活動が大切で、その意味では高齢者クラブが一番だと思います。また、先ほどの自治会館の費用も午前中借りて 1000 円は少し高いのでもう少し安くできませんでしょうか。市民センターも 300 円ですよね。高齢者はお金の出どころがないんで、何かもう少し支援をしていただけたら、もっとみんな外に出ていくんじゃないかなというふうに思います。

委　員　：高齢者クラブは大体年間 1 年間で 500 人ぐらいずつ減りまして、今年度も昨年から比べますと 2 つ減って 1 つ増えて、プラスマイナス 1 減りました。なぜ減っているのかと私達も考えてると、一つは生活様式が変わってきてしまってみんな子供たちが大きくなると、青梅市に住んでおらず、孤立化していることが原因であると。孤立化すると外に出なくなる。おっしゃってるように外に出てもらおうと思って、魅力ある行事をやるということを考えている。一昨年から、高齢者クラブの方でも新しい会員を増やすためにゴルフコンペっていうのを開きましたら、最初は 10 組を募集しましたが、16 組の申し込みがありました。昨年度も 10 組行い、今年度もまた 10 組で予定しています。その参加者の中には、高齢者クラブに入ってない方が参加するため、その方を高齢者クラブへ勧誘していこうとしています。また、昨年、計 10 回ほど健康麻雀を行い、延べで約 300

人の参加者が集まりました。今後も普及させていこうしています。また、東部地区で旅行を計画すると 150 人ぐらい集まる。今年度も 5 月 8 日に参加者 156 名、バス 4 台ということでやるんですけど、そういう楽しい企画をすると参加者が増えます。これから高齢者クラブの方でも高齢者が希望を持てるような、イベントを数多くやっていこうと考えています。一方で先ほど言ったように、役員のなり手がいない現状もあります。特に会計処理が補助金等の関係等で非常に難しく、会計役員が嫌だとのことで担い手がおらず解散することもある。その辺を改善しなければならないと考えています。皆さんの方から知恵があればぜひお聞きしたいなと考えています。

委　員　：地域サロンにいらっしゃる方が高齢者クラブに入ってないことが意外と多く、地域サロン以外でも麻雀教室や体操教室だったら行きますって言ってくださるんですね。うちの地域の方でも高齢者クラブで麻雀をやってますが、来てもいいけど高齢者クラブに入らないと参加出来ないと言われると、そこで行きたくないと。麻雀はやりたいけど、高齢者クラブの会員になりたくないという意見があり、自治会と一緒だと感じます。自治会には入りたくないけど自治会で何か催し物があったら出てもいいっていう形がすごく増えてるなと、地域でいろんな活動をしていての実感があります。人を外に出すっていうことだけを考えるんであれば、外に出る機会をいろんなところに作ってあげること以外ないのかなと思うんですね。私の地区の高齢者クラブの形だと活動場所のお金を払ったりするのに、廃品回収に高齢者クラブの方たちが出てきてくださって、お手伝いをして売上金のいくらかを会費に回すということをやっています。このように上手く回っていくようになればいいのではないかと思います。

会　長　：他に御意見等ございますか。

＜意見なし＞

会　長　：続きまして（８）補聴器購入費助成事業について事務局から説明をお願いします。

事務局　：それでは補聴器購入費助成事業について説明いたします。179 ページ、資料 7 を御覧ください。これは東京都が新規で設定した高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業の補助金に関する概要であります。青梅市では、この補助金を活用し、補聴器を購入した際の費用の一部を助成する事業を検討しております。詳細については現在検討中でありますが､基本的には資料に合わせて実施していこうと考えているところでございます。まず、資料の左上、加齢性難聴に係る状況につきましては、転倒発生や認知機能の低下など、高齢者の健康に影響を及ぼすこと、加齢性難聴の有病率は 65 歳以上から急増し、65 歳から 74 歳では 3 人に 1 人、75 歳以上では約半数が難聴と言われていることなどの現状がございます。右側の課題につきましては、加齢性難聴には根本的な治療がないため、診断を受けた後に、補聴器装着など適切な対応を早期に取る必要があり、また軽度認知障害の時点で、難聴がある場合についても、できるだけ早く補聴器の装用など対策を考える必要がございます。このため、難聴に早期に気づき、適切に対応することの必要性を広く周知し、支援が受けられる体制を構築する必要がございます。資料の中ほど、

事業内容の2項目下にあります、補助要件につきましては、１、障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でないこと、２、補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医の診察および聴力検査結果により補聴器の必要性を確認していること、３、年齢は原則として事業を実施する年度に65歳以上となるもの。４、住民税非課税のもの。５、補聴器購入前に市が支給等の審査および意思決定をしているものとなってございますので、市は、この要件に準じて実施することを検討しております。なお、詳細につきましては、決まり次第御報告させていただきたいと思います。

委　員　：これ予算が5億8000万で、左下の方に基準額13万7000円とありますので、単純に計算すると4253人が受けられると計算してよろしいんでしょうか。

事務局　：この金額は東京都の予算になりますので、青梅市については検討していくということになります。

会　長　：他に御意見等ございますでしょうか。それでは議題は以上になります。
続きまして次第の6、その他でございます。何か委員の方の皆様から何かございますでしょうか。
＜意見なし＞

会　長　：それでは事務局から何かございますか。

事務局　：事務局からの3点ほど御連絡を申し上げたいと存じます。
まず1点目ですけれども、参考資料としてつけさせていただきました日程の一覧表でございます。今後、上位計画であります地域福祉総合計画における地域共生社会推進会議との調整により変更となる場合がございますので御承知おきをいただければと存じます。日程に変更が生じました場合は改めて通知をさせていただきたいと存じます。次に2点目であります。本日机上に配付いたしました6月2日、市役所本庁舎で開催予定のおうめ健康まつりについてであります。イベント内におきまして、個別でブースを設けて、介護体験のコーナーを実施する予定であります。市内の介護サービス事業者の御協力をいただきながら、来場者の方に介護をする側、受ける側になっていただくなど介護の模擬体験をしていただく内容となっております。内容の詳細につきましては現在調整をしているところでありますが、時間がある方はぜひお越しいただければと存じます。
最後に、本日の議事録につきましては、作成委員へ送付させていただきますので、御確認をいただくようお願いいたします。また次回の運営委員会でございますけれども、8月9日金曜日の13時30分から予定をしております。事務局からは以上です。

会　長　：ありがとうございます。本日は長時間にわたりまして熱心に御討議いただきありがとうございました。これにて終了とさせていただきます。事務局の方では本日の論議を踏まえまして整理の方よろしくお願いいたします。それではこれで散会といたします。
御苦労さまでした。

資料3

イ　介護保険の実施状況について

１　要介護認定について

(1) 要介護度別認定者数の推移（令和６年５月３１日現在）

要介護・要支援等認定者数（青梅市）		5月 人数	
要支援1	R6	1,011	15.1%
	R5	896	13.9%
	増減	115	1.3%
要支援2	R6	841	12.6%
	R5	802	12.4%
	増減	39	0.2%
要介護1	R6	1,235	18.5%
	R5	1,240	19.2%
	増減	▲ 5	▲0.7%
要介護2	R6	1,012	15.1%
	R5	946	14.7%
	増減	66	0.5%
要介護3	R6	871	13.0%
	R5	860	13.3%
	増減	11	▲0.3%
要介護4	R6	1,000	15.0%
	R5	988	15.3%
	増減	12	▲0.4%
要介護5	R6	713	10.7%
	R5	719	11.1%
	増減	▲ 6	▲0.5%
青梅市　計	R6	6,683	100%
	R5	6,451	100%
	増減	232	―
認定率※1 実績	R6	16.6%	←前年同月比0．5ポイントの増
	R5	16.1%	
認定率※1 計画値※2	R6	17.2%	
	R5	17.6%	

(2) 申請件数等の月別集計（令和６年５月３１日現在）

			5月	合計※	月平均
申請件数（件）	R6	新規	207	387	193.5
		更新	244	493	246.5
		変更	80	156	78.0
		計	531	1,036	518.0
	R5	新規	165	2,022	168.5
		更新	349	3,489	290.8
		変更	74	1009	84.1
		計	588	6,520	543.3
認定調査数（件）	R6		505	984	492.0
	R5		584	6,303	525.3
審査判定数（件）	R6		506	1,019	509.5
	R5		559	6,272	522.7
変更率（%）	R6		11.7%	―	―
	R5		9.7%	―	―
認定結果通知平均日数（日）	R6		43.7	42.2	―
	R5		45.4	41.1	―

※合計は、令和６年度は令和６年５月３１日末現在、令和５年度は年度計

認定調査委託先を含めて認定調査員の人材不足のため、認定調査にかかる日数がかかっています。認定結果通知平均日数は30日を上回る状況が続いています。

※１　認定率＝認定者数（１号認定者数＋２号認定者数）／第１号被保険者数（令和６年５月３１日現在40,200人）

※２　認定率の計画値は、介護保険事業計画における推計値（各年度とも９月末時点）

(3) 審査判定内訳（件）（令和６年５月３１日現在）

	５月	合計	構成比	構成比順
非該当	15	29	2.8%	⑧
要支援1	79	162	15.9%	②
要支援2	56	112	11.0%	⑥
要介護1	112	220	21.6%	①
要介護2	74	137	13.4%	③
要介護3	58	111	10.9%	⑦
要介護4	61	134	13.2%	④
要介護5	51	114	11.2%	⑤
計	506	1,019	100.0%	－

(4) 第1号被保険者における認定率（令和６年３月３１日現在）

第1号被保険者数			３月 人数	構成比	認定率
全国	R5	合計	35,890,590	100.0%	19.4%
		前期（65～74歳）	15,709,385	43.8%	4.3%
		後期（75歳以上）	20,181,205	56.2%	31.1%
	R4	合計	35,845,542	100.0%	19.0%
		前期（65～74歳）	16,359,630	45.6%	4.3%
		後期（75歳以上）	19,485,912	54.4%	31.3%
東京都	R5	合計	3,157,194	100.0%	20.7%
		前期（65～74歳）	1,341,309	42.5%	4.7%
		後期（75歳以上）	1,815,885	57.5%	32.4%
	R4	合計	3,150,483	100.0%	20.2%
		前期（65～74歳）	1,387,784	44.0%	4.7%
		後期（75歳以上）	1,762,699	56.0%	32.4%
青梅市	R5	合計	40,163	100.0%	16.1%
		前期（65～74歳）	18,319	45.6%	4.0%
		後期（75歳以上）	21,844	54.4%	26.2%
	R4	合計	39,869	100.0%	15.7%
		前期（65～74歳）	18,947	47.5%	4.1%
		後期（75歳以上）	20,922	52.5%	26.3%

※ここでの認定率は、第2号被保険者の認定者数を含まずに計算しています。
青梅市の合計は16.1%で、前年同月比（15.7%）0.4%増加しています。
全国（19.4%）および東京都（20.7%）から、それぞれ3.3、4.6ポイント下回っています。

(5) 認定者構成比（令和６年３月３１日現在）

介護度		３月		
		構成比		
		青梅市	国	都
要支援1	R5	14.9%	14.4%	15.3%
	R4	14.3%	14.2%	15.2%
要支援２	R5	12.8%	14.1%	13.1%
	R4	12.2%	13.8%	12.7%
要介護１	R5	18.6%	20.8%	20.6%
	R4	19.3%	20.9%	21.0%
要介護２	R5	15.0%	16.8%	16.7%
	R4	14.7%	16.7%	16.3%
要介護３	R5	13.4%	13.0%	12.8%
	R4	13.1%	13.1%	12.8%
要介護４	R5	15.0%	12.6%	12.7%
	R4	15.6%	12.7%	12.9%
要介護５	R5	10.5%	8.3%	8.9%
	R4	10.9%	8.5%	9.0%
認定率※	R5	16.5%	19.7%	21.1%
	R4	16.1%	19.4%	20.7%

※国と東京都の資料は3月31日現在が最新であるため、市も同時点のデータで記載しています。
ここでの認定率は2号被保険者も含みます。
分析としては、青梅市は国や都と比べて要介護4や5の比率が高い状況です。

2　介護保険料について

(1) 令和５年度介護保険料の賦課収納状況（5月末日現在）

（単位：千円）

区分			予算額	調定額（5月末日現在）	月別収入済額（月末値） 4月	7月	10月	1月	3月	翌5月	合計（4～翌5月）
現年度分	特別徴収	R5	2,274,377	2,234,121	0	382,324	△ 8,623	371,300	368,709	△ 1,408	2,236,775
		R4	2,249,010	2,231,748	0	376,324	△ 5,672	372,940	370,156	△ 1,219	2,234,104
	普通徴収	R5	188,054	250,714	0	30,742	27,862	21,397	18,632	1,542	234,962
		R4	210,664	243,880	0	25,460	24,180	22,071	21,552	1,736	228,873
	計	R5	2,462,431	2,484,835	0	413,066	19,239	392,696	387,341	134	2,471,737
		R4	2,459,674	2,475,628	0	401,784	18,509	395,011	391,708	517	2,462,977
滞納繰越分	普通徴収	R5	4,476	24,931	410	1,667	608	826	403	0	7,646
		R4	5,612	22,098	397	847	320	360	382	0	5,799
合　計	特別徴収	R5	2,274,377	2,234,121	0	382,324	△ 8,623	371,300	368,709	△ 1,408	2,236,775
		R4	2,249,010	2,231,748	0	376,324	△ 5,672	372,940	370,156	△ 1,219	2,234,104
	普通徴収	R5	192,530	275,645	410	32,409	28,470	22,223	19,035	1,542	242,608
		R4	216,276	265,978	397	26,307	24,500	22,432	21,933	1,736	234,672
	計	R5	2,466,907	2,509,766	410	414,734	19,847	393,523	387,744	134	2,479,383
		R4	2,465,286	2,497,725	397	402,631	18,829	395,371	392,089	517	2,468,776

※ 普通徴収は７月から第１期の納期がはじまるため、４月、５月、６月分は前年度相当分。ただし、財務会計上は当該年度の調定として処理します。賦課決定が新年度（４月以降）であるためです。対象となる方　⇒　３月以前に転入した方（所得調査を行ったのちに賦課決定します。）や遅れて税の申告をした方

※ 特別徴収（年金特徴）が市の収入となるのは奇数月のみですが、還付金については毎月処理しているため、奇数月はプラス、偶数月はマイナスとなります。還付金が発生する理由　⇒　課税更生のため過納となり還付が発生します。

区分			予算額	調定額（5月末日現在）	月別収入済額（月末値） 4月	7月	10月	1月	3月	翌5月	合計（4～翌5月）
延滞金	普通徴収	R5	200	109	5	5	1	34	24	0	109
		R4	200	22	0	2	0	0	3	0	22

(2) 督促状の発送状況（5月末日現在）

（単位：件）

区　分	-	-	3期	6期	8期	随時	合計（1期～随時）
R5	-	-	798	602	631	20	5,529
R4	-	-	646	625	664	18	5,204

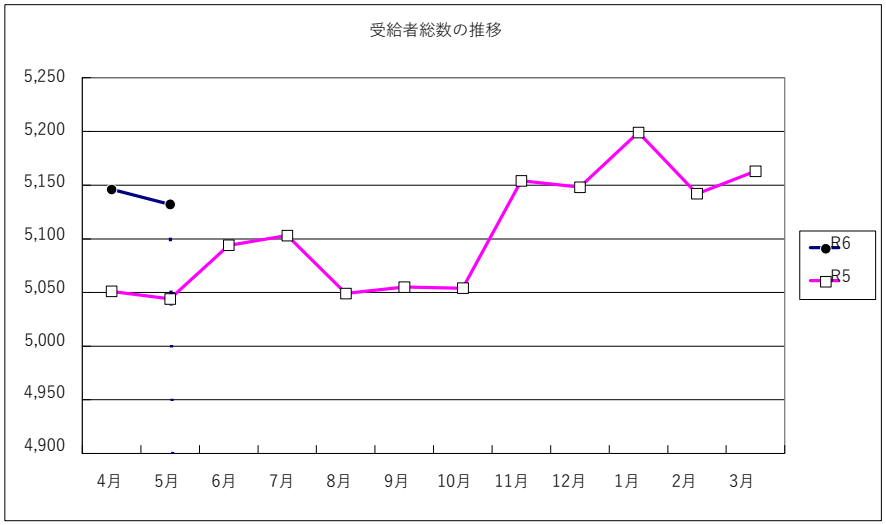
3　受給者数および給付費の状況について

(1)　受給者数

（単位：人）

区　　分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス受給者	R6	3,210	3,210											6,420	3,210
	R5	3,145	3,164	3,193	3,186	3,161	3,174	3,152	3,225	3,223	3,265	3,210	3,219	35,098	3,193
地域密着型サービス受給者	R6	530	524											1,054	527
	R5	541	539	550	546	534	529	530	552	548	539	529	543	5,937	540
施設サービス受給者	R6	1,406	1,398											2,804	1,402
	R5	1,365	1,341	1,351	1,371	1,354	1,352	1,372	1,377	1,377	1,395	1,403	1,401	15,058	1,372
介護老人福祉施設	R6	1,024	1,022											2,046	1,023
	R5	980	979	985	1,003	992	982	992	996	999	1,013	1,018	1,013	10,939	996
介護老人保健施設	R6	354	352											706	353
	R5	346	318	329	331	332	343	348	347	353	360	357	355	3,764	343
介護療養型医療施設	R6	10	0											10	5
	R5	16	18	16	16	8	9	8	7	6	6	11	10	121	11
介護医療院	R6	24	29											53	27
	R5	33	27	28	29	24	23	28	27	26	24	24	26	293	27
受給者　計	R6	5,146	5,132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,278	5,139
	R5	5,051	5,044	5,094	5,103	5,049	5,055	5,054	5,154	5,148	5,199	5,142	5,163	56,093	5,105

※　Ｒ６については４月～５月のみ、Ｒ５については４～３月までの合計を記載



前年同月比で、居宅介護サービス、施設サービス受給者数は増加しています。

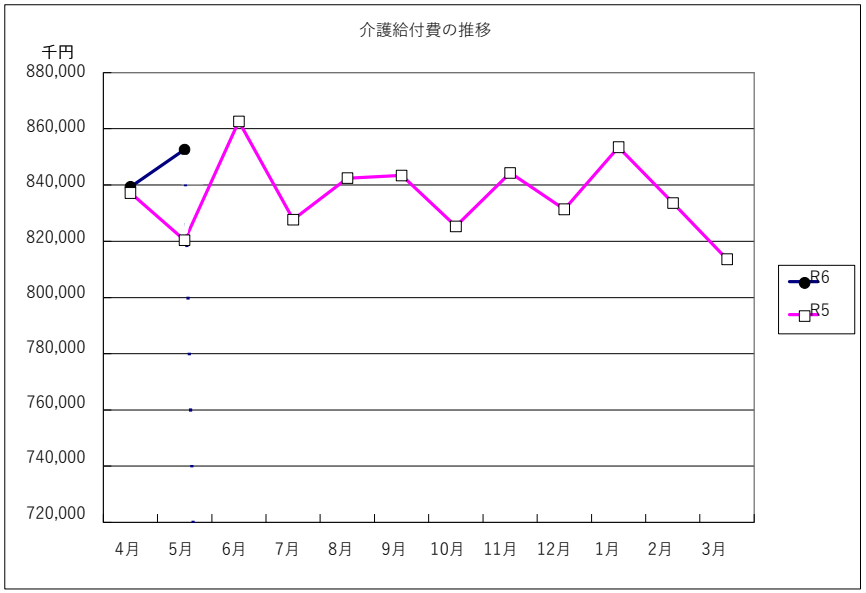
(2)　給付状況

（単位：円）

区　　分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス費	R6	259,738,318	262,412,604											3,132,905,532	261,075,461
	R5	264,288,315	259,402,305	270,900,914	258,810,387	271,210,131	267,397,281	263,069,438	266,737,786	268,375,559	266,972,824	254,299,744	255,539,759	3,167,004,443	263,917,037
地域密着型サービス費	R6	75,672,956	75,613,303											907,717,554	75,643,130
	R5	74,589,192	70,521,526	76,195,542	73,139,214	69,364,200	77,277,291	75,289,575	78,233,431	75,935,375	75,694,803	71,976,187	71,771,325	889,987,661	74,165,638
施設介護サービス費	R6	415,699,181	416,369,536											4,992,412,302	416,034,359
	R5	406,244,226	389,482,513	404,073,978	398,980,796	407,102,103	405,343,024	396,659,094	407,391,414	393,385,669	417,085,992	416,217,361	394,074,808	4,836,040,978	403,003,415
福祉用具購入費	R6	606,444	1,246,548											11,117,952	926,496
	R5	2,134,872	1,083,893	1,229,200	925,364	1,407,186	1,435,448	460,179	900,285	1,536,526	1,129,146	574,627	1,375,331	14,192,057	1,182,671
住宅改修費	R6	2,237,795	2,780,444											30,109,434	2,509,120
	R5	4,142,498	1,004,299	2,973,501	3,028,506	2,817,236	2,546,586	1,947,392	3,060,737	2,723,934	2,967,783	800,466	3,104,155	31,117,093	2,593,091
サービス計画給付費	R6	40,392,494	41,197,383											489,539,262	40,794,939
	R5	40,393,868	40,984,411	41,265,671	40,922,478	40,767,304	40,976,530	40,346,162	41,295,303	41,066,889	41,395,218	40,598,790	40,525,281	490,537,905	40,878,159
審査支払手数料	R6	705,942	710,097											8,496,234	708,020
	R5	687,425	699,158	707,714	698,425	705,331	700,198	702,397	713,214	715,720	727,147	710,953	712,908	8,480,590	706,716
高額介護サービス費	R6	20,154,840	22,156,412											253,867,512	21,155,626
	R5	20,155,771	24,755,630	23,342,789	23,743,591	23,514,832	24,279,793	23,725,802	22,920,873	24,390,943	23,083,268	24,371,689	23,900,660	282,185,641	23,515,470
高額医療合算介護サービス費	R6	23,906	7,079,466											7,103,372	3,551,686
	R5	59,624	8,563,480	17,756,126	4,107,291	1,093,504	404,674	344,090	116,701	319,763	172,434	129,912	49,229	33,116,828	2,759,736
特定入所者介護サービス費	R6	24,119,991	23,056,780											283,060,626	23,588,386
	R5	24,501,014	23,873,767	24,207,359	23,349,670	24,465,754	23,026,547	22,729,782	22,940,448	22,907,281	24,210,617	23,908,655	22,538,369	282,659,263	23,554,939
給付費　計	R6	839,351,867	852,622,573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,116,329,780	140,997,870
	R5	837,196,805	820,370,982	862,652,794	827,705,722	842,447,581	843,387,372	825,273,911	844,310,192	831,357,659	853,439,232	833,588,384	813,591,825	10,035,322,459	836,276,872

※　Ｒ６については４～５月実績の平均×12で計上しています。

ただし、高額医療合算介護サービス費については４月～５月実績計としています。



前年同月比で、受給者数の総数はほぼ横ばいながら、給付費全体は増加しています。

4　相談苦情受理状況（令和６年５月末現在）

(1)　月別受付件数　　（件）

月	Ｒ５	Ｒ６	都全体（Ｒ４）
04月	9	4	220
05月	4	3	228
06月	2	－	207
07月	23	－	379
08月	5	－	715
09月	5	－	245
10月	4	－	274
11月	4	－	242
12月	4	－	219
01月	4	－	191
02月	5	－	184
03月	0	－	222
計	69	7	3,326

Ｒ５年度は主に介護保険料、次いでサービス提供、保険給付の苦情があり、保険料に関する問い合わせ・苦情が当初賦課を行った７月に増加しました。サービス提供、保険給付では従事者の態度に対する苦情が多く見られます。
Ｒ６年度は、苦情の傾向としては例年と類似しているものの、５月現在では例年よりも苦情件数が少ない状況となっております。

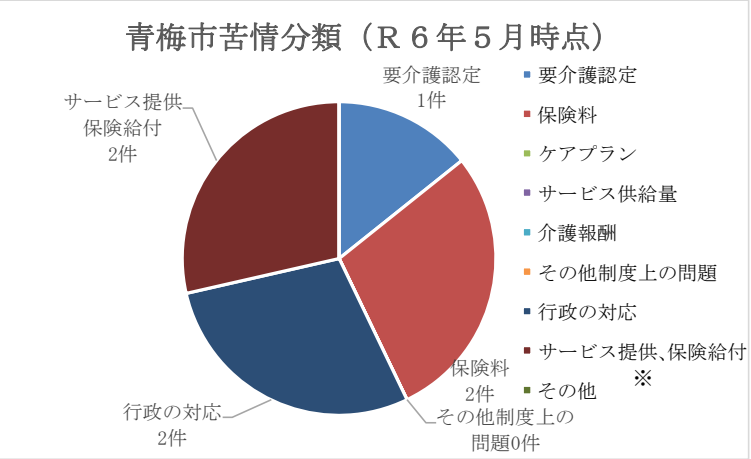
(2-1)　分類　　（件）

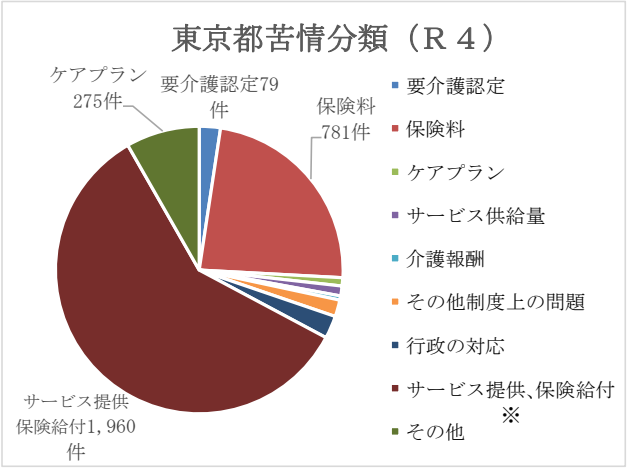
	Ｒ５	Ｒ６	都全体（Ｒ４）
要介護認定	10	1	79
保険料	32	2	781
ケアプラン	0	0	31
サービス供給量	0	0	37
介護報酬	0	0	15
その他制度上の問題	5	0	63
行政の対応	8	2	85
サービス提供、保険給付※	14	2	1,960
その他	0	0	275
計	69	7	3,326

(2-2)　苦情内容　　（件）

	Ｒ５	Ｒ６	都全体（Ｒ４）
サービスの質	1	0	528
従事者の態度	8	1	337
管理者等の対応	3	0	243
説明・情報の不足	1	0	393
具体的な被害・損害	0	0	180
利用者負担	0	0	36
契約・手続関係	1	0	139
その他	0	1	104
計	14	2	1,960

※2の分類がサービス提供、保険給付の場合の苦情内容





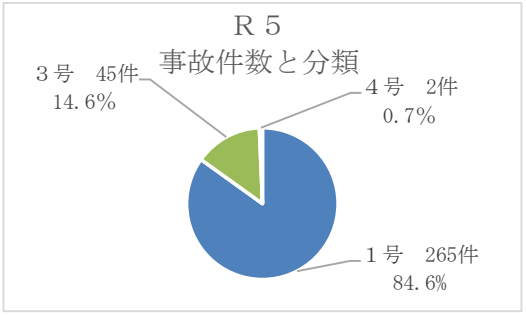
５　事故発生時の報告状況（令和６年５月末現在）

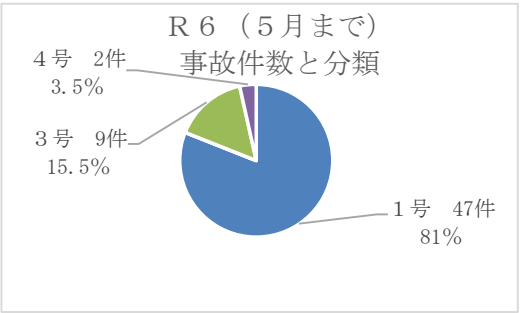
(1) 月別届出件数　（件）

	Ｒ５	Ｒ６
04月	29	28
05月	25	30
06月	18	－
07月	23	－
08月	27	－
09月	18	－
10月	30	－
11月	31	－
12月	29	－
01月	30	－
02月	27	－
03月	25	－
計	312	58

(2) 分類別届出件数　（件）

分類	Ｒ５	Ｒ６
１　号	265	47
２　号	0	0
３　号	45	9
４　号	2	2
計	312	58





＊ 分 類 ＊

【１号】
介護サービス利用者に対する介護サービスの提供により発生した死亡または重傷等の入院加療等を必要とする事故
①ケガ等で医療機関で入院や治療を受けたもの
②誤飲が原因等で医療機関で入院や治療を受けたもの
③利用者等のトラブルで医療機関で入院や治療を受けたもの

【２号】
利用者に対する介護サービスの提供に伴う業務遂行により発生し、請求された損害賠償にかかる事故

【３号】
食中毒、感染症等（結核、疥癬）で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故

【４号】
その他市長が必要と認める事故
①従業員の法令違反
②不祥事等利用者の処遇に影響があるもの
③震災、風水害、火災等これに類する災害

R5年度は分類1号が事故報告の8割以上を占めています。

R6年5月時点においても、1号の事故報告が大半を占めています。

6　市内介護サービス事業所数　　令和６年５月３１日現在。
（ ）内は、令和６年２月２９日現在。

(1) 介護サービス

区分 / サービス種別		
居宅介護支援（ケアプラン作成）	２９	（ ３１）
居宅サービス	１０３	（ １０３）
訪問介護	１５	（ １６）
訪問入浴介護	３	（ ３）
訪問看護	１９	（ ２０）
訪問リハビリテーション	６	（ ６）
通所介護	１７	（ １７）
通所リハビリテーション	４	（ ４）
短期入所生活介護	２４	（ ２４）
短期入所療養介護	３	（ ３）
特定施設入居者生活介護	２	（ ２）
福祉用具貸与	４	（ ４）
特定福祉用具販売	４	（ ４）
施設サービス	３０	（ ３０）
介護老人福祉施設	２４	（ ２４）
介護老人保健施設	３	（ ３）
介護療養型医療施設	２	（ ２）
介護医療院	１	（ １）
地域密着型サービス	３０	（ ２９）
地域密着型通所介護	１４	（ １４）
認知症対応型通所介護	４	（ ４）
小規模多機能型居宅介護	２	（ ２）
看護小規模多機能型居宅介護	２	（ ２）
認知症対応型共同生活介護	７	（ ７）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	１	（ ０）

(2) 予防サービス

区分 / サービス種別		
介護予防支援（ケアプラン作成）	３	（ ３）
介護予防居宅サービス	６９	（ ６９）
介護予防訪問入浴介護	３	（ ３）
介護予防訪問看護	２０	（ ２０）
介護予防訪問リハビリテーション	６	（ ６）
介護予防通所リハビリテーション	４	（ ４）
介護予防短期入所生活介護	２３	（ ２３）
介護予防短期入所療養介護	３	（ ３）
介護予防特定施設入居者生活介護	２	（ ２）
介護予防福祉用具貸与	４	（ ４）
特定介護予防福祉用具販売	４	（ ４）
地域密着型介護予防サービス	１３	（ １３）
介護予防認知症対応型通所介護	４	（ ４）
介護予防小規模多機能型居宅介護	２	（ ２）
介護予防認知症対応型共同生活介護	７	（ ７）

(3) 介護予防・生活支援サービス

区分 / サービス種別		
介護予防・生活支援サービス	６４	（６５）
介護予防通所介護相当の通所型サービス	２９	（２８）
軽度者向けの通所型サービス	１１	（１１）
介護予防訪問介護相当の訪問型サービス	１１	（１２）
家事支援に特化した訪問型サービス	１１	（１２）
研修修了者による訪問型サービス	２	（ ２）

※各項目の事業所数については、調査時点で市が把握している限りのものになります。
　休止等各事業所の状況に応じ、遡及して事業所数に変化が生じることもございますので、御了承ください。

7　地域密着型サービスの利用状況について

※　R５の計は４～３月までの実績を記載。R６の計は４～５月までの実績を記載。

(1) 認知症対応型通所介護

圏　域	事　業　所　名		定員		05月	計
第１地区	東青梅デイサービスセンター	R6	１日	営業日数	27日	53日
				延利用者	235人	458人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	8.7人	8.6人
	す　ず　ら　ん	R5	１日	営業日数	27日	310日
				延利用者	235人	2,531人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	8.7人	8.2人
第２地区	河辺デイサービスセンター	R6		営業日数	27日	53日
			１日	延利用者	298人	599人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	11.0人	11.3人
	わ　か　く　さ	R5		営業日数	27日	310日
			１日	延利用者	286人	3,347人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	10.6人	10.8人
	デイサービスセンター	R6		営業日数	23日	45日
			１日	延利用者	213人	416人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	9.3人	9.2人
	リバーパレス青梅	R5		営業日数	23日	256日
			１日	延利用者	205人	2,319人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	１日平均	8.9人	9.1人
第３地区	木野下デイサービスセンター	R6		営業日数	27日	53日
			１日	延利用者	229人	441人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	8.5人	8.3人
		R5		営業日数	27日	310日
			１日	延利用者	170人	2,350人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	6.3人	7.6人

(2) 地域密着型通所介護

圏　域	事　業　所　名		定員		05月	計
第１地区	東青梅デイサービスセンター	R6	１日	営業日数	27日	53日
				延利用者	403人	785人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			18人	１日平均	14.9人	14.8人
		R5	１日	営業日数	27日	310日
				延利用者	382人	4,405人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			18人	１日平均	14.1人	14.2人
	デイサービス のぞみ	R6	１日	営業日数	26日	52日
				延利用者	60人	113人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	2.3人	2.2人
		R5	１日	営業日数	26日	294日
				延利用者	74人	770人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	2.8人	2.6人
	カラダラボとまりぎ青梅駅前	R6	１日	営業日数	21日	43日
				延利用者	248人	529人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	11.8人	12.3人
		R5	１日	営業日数	23日	255日
				延利用者	297人	3,379人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	１日平均	13.2人	13.3人
	第１地区計	R6	１日	延利用者	711人	1,427人
			38人	１日平均	9.6人	9.6人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		R5	１日	延利用者	753人	8,554人
			38人	１日平均	10.0人	10.0人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0.0人

認知症対応型デイサービス・地域密着型デイサービスについては、前年同月比で大きな変化はありません。

第２地区

事業所名		定員		５月	計
デイサービスセンター たんぽぽ	R6		営業日数	22日	44日
		1日	延利用者	143人	272人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	6.5人	6.2人
	R5		営業日数	22日	253日
		1日	延利用者	172人	1,729人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	7.8人	6.8人
デイサービス ぬくもり	R6		営業日数	27日	53日
		1日	延利用者	171人	346人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	6.3人	6.5人
	R5		営業日数	27日	308日
		1日	延利用者	171人	1,977人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	6.3人	6.4人
リハビリデイサービス 足軽	R6	1日	営業日数	24日	50日
		午前10人	延利用者	362人	725人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	15.1人	14.5人
	R5	1日	営業日数	24日	286日
		午前10人	延利用者	341人	4,029人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	14.2人	14.1人
デイサービスセンター CLUB RIVER	R6		営業日数	23日	45日
		1日	延利用者	270人	518人
			電話連絡・訪問対応者	6人	10人
		15人	1日平均	11.7人	11.5人
	R5		営業日数	23日	257日
		1日	延利用者	242人	2,762人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		15人	1日平均	10.5人	10.7人
二俣尾幸廻堂	R6		営業日数	27日	53日
		1日	延利用者	202人	414人
			電話連絡・訪問対応者	5人	8人
		10人	1日平均	7.5人	7.8人
	R5		営業日数	27日	310日
		1日	延利用者	236人	2,604人
			電話連絡・訪問対応者	4人	38人
		10人	1日平均	8.7人	8.4人

事業所名		定員		５月	計
デイサービスセンター シエロ 青梅	R6		営業日数	25日	51日
		1日	延利用者	212人	415人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	8.5人	8.1人
	R5		営業日数	27日	309日
		1日	延利用者	202人	2,365人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	7.5人	7.7人
デイサービスセンター ほたる	R6	1日	営業日数	21日	42日
		午前10人	延利用者	296人	578人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	14.1人	13.8人
	R5	1日	営業日数	20日	235日
		午前10人	延利用者	270人	3,115人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	13.5人	13.3人
第２地区計	R6	1日	延利用者	1,656人	3,268人
		95人	1日平均	9.8人	9.7人
			電話連絡・訪問対応者	11.0人	18.0人
	R5	1日	延利用者	1,634人	18,581人
		95人	1日平均	9.6人	9.5人
			電話連絡・訪問対応者	4.0人	38.0人

第３地区

事業所名		定員		５月	計
デイサービス やぎさん家	R6		営業日数	27日	53日
		1日	延利用者	189人	366人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		15人	1日平均	7.0人	6.9人
	R5		営業日数	27日	308日
		1日	延利用者	210人	2,122人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		15人	1日平均	7.8人	6.9人
トータル・ライフ・ヘア・サポート 華暖	R6		営業日数	23日	45日
		1日	延利用者	245人	476人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		14人	1日平均	10.7人	10.6人
	R5		営業日数	23日	257日
		1日	延利用者	252人	2,872人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		14人	1日平均	11.0人	11.2人
デイサービス さくら	R6	1日	営業日数	21日	42日
		午前10人	延利用者	119人	251人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	5.7人	6.0人
	R5	1日	営業日数	20日	241日
		午前10人	延利用者	186人	1,912人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		午後10人	1日平均	9.3人	7.9人
デイサービスセンター きぼうの里	R6		営業日数	27日	53日
		1日	延利用者	248人	466人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	9.2人	8.8人
	R5		営業日数	27日	313日
		1日	延利用者	241人	2,716人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	8.9人	8.7人
第３地区計	R6	1日	延利用者	801人	1,559人
		59人	1日平均	8.2人	8.1人
			電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人
	R5	1日	延利用者	889人	9,444人
		59人	1日平均	9.2人	8.6人
			電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人

(3) 認知症対応型共同生活介護　　R6.5.31現在

圏　域	事 業 所 名	定　員		利用者内訳（保険者）			利用者内訳（要介護度）						
		定員数	充足率	青梅市	他	計	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１地区	グループホームひだまりの家	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	1人	3人	2人	2人	0人	8人
	グループホームみんなんち	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	3人	2人	2人	1人	1人	9人
第２地区	グループホームはぴねす若草	18人	88.9%	16人	0人	16人	0人	4人	5人	4人	3人	0人	16人
	グループホームみんなんち第2	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	3人	0人	2人	3人	1人	9人
	グループホームともだ	18人	94.4%	16人	1人	17人	0人	4人	5人	5人	3人	0人	17人
第３地区	グループホームはぴねす新田山	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	1人	1人	5人	1人	0人	8人
	地域ケアサポート館　福わ家 グループホーム	18人	100.0%	18人	0人	18人	0人	3人	6人	6人	1人	2人	18人
合　　計		90人	94.4%	84人	1人	85人	0人	19人	22人	26人	14人	4人	85人

定員90名に対して85名利用中。そのうち青梅市民は84名。
令和６年３月時点と比較して、要介護度別利用者内訳は大幅な変化は見られません。

(4) 小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名								5月	月平均
第１地区	多機能ケアホーム みんなんち	R6	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		21人	21人
			利用者数	通所	定員／日	15人	延利用者		403人	391人
							1日平均		13.0人	12.8人
				訪問	基準なし		延利用者		547人	532人
							1日平均		17.6人	17.4人
				宿泊	定員／日	9人	延利用者		118人	111人
							1日平均		3.8人	3.7人
		R5	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		22人	23人
			利用者数	通所	定員／日	15人	延利用者		363人	355人
							1日平均		11.7人	11.6人
				訪問	基準なし		延利用者		608人	564人
							1日平均		19.6人	18.5人
				宿泊	定員／日	9人	延利用者		54人	69人
							1日平均		1.7人	2.2人
第３地区	地域ケアサポート館 福わ家	R6	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		29人	29人
			利用者数	通所	定員／日	18人	延利用者		279人	267人
							1日平均		9.0人	8.8人
				訪問	基準なし		延利用者		749人	754人
							1日平均		24.1人	24.7人
				宿泊	定員／日	5人	延利用者		15人	15人
							1日平均		0.5人	0.5人
		R5	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		28人	28人
			利用者数	通所	定員／日	18人	延利用者		328人	288人
							1日平均		10.6人	9.4人
				訪問	基準なし		延利用者		624人	646人
							1日平均		20.1人	21.2人
				宿泊	定員／日	5人	延利用者		26人	26人
							1日平均		0.8人	0.8人

(5) 看護小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名								5月	月平均
第２地区	青梅複合型ケアサービスセンター	R6	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		26人	27人
			利用者数	通所	定員／日	15人	延利用者		357人	374人
							1日平均		11.5.	13.0人
				訪問介護	基準なし		延利用者		384人	354人
							1日平均		12.4人	11.6人
				訪問看護	基準なし		延利用者		24人	23人
							1日平均		0.8人	0.8人
				宿泊	定員／日	9人	延利用者		107人	115人
							1日平均		3.5人	3.8人
		R5	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		24人	26人
			利用者数	通所	定員／日	15人	延利用者		347人	344人
							1日平均		11.2人	11.3人
				訪問介護	基準なし		延利用者		374人	339人
							1日平均		12.1人	11.1人
				訪問看護	基準なし		延利用者		28人	22人
							1日平均		0.9人	0.7人
				宿泊	定員／日	9人	延利用者		172人	111人
							1日平均		5.5人	3.6人
	藤の華	R6	定員（基準）				営業日数		31日	－
			登録定員 29人				登録者数		11人	11人
			利用者数	通所	定員／日	15人	延利用者		90人	77人
							1日平均		2.9人	2.5人
				訪問介護	基準なし		延利用者		198人	192人
							1日平均		6.4人	6.3人
				訪問看護	基準なし		延利用者		48人	52人
							1日平均		1.5人	1.6人
				宿泊	定員／日	6人	延利用者		21人	11人
							1日平均		0.7人	0.4人
		R5	定員（基準）				営業日数		－	－
			登録定員 29人				登録者数		－	4人
			利用者数	通所	定員／日		延利用者		－	19人
							1日平均		－	0.6人
				訪問介護	基準なし		延利用者		－	62人
							1日平均		－	2.1人
				訪問看護	基準なし		延利用者		－	17人
							1日平均		－	0.6人
				宿泊	定員／日		延利用者		－	1人
							1日平均		－	0.0人

（6）定期巡回随時対応型訪問介護看護

圏域	事業所名						5月	月平均
第３地区	ここひろヘルパー２４	R6	営業日数				31日	－
			登録者数				4人	4人
			利用者数	登録者数		延利用者	66人	46人
						1日平均	2.1人	0.8人
				訪問看護		延利用者	14人	8人
						1日平均	0.5人	0.1人
			訪問回数	訪問介護		訪問回数	116人	77人
						1日平均	8.3人	1.3人
				訪問看護		訪問回数	14人	8人
						1日平均	1.0人	0.1人
			訪問種別	定期巡回		訪問回数	128人	84人
						1日平均	9.1人	1.4人
				随時訪問		訪問回数	2人	1人
						1日平均	0.1人	0.0人

○小規模多機能型居宅介護事業所
　前年同月比で大きな変化は見られません。
○看護小規模多機能型居宅介護事業所
　前年同月比で大きな変化は見られません。
○定期巡回随時対応型訪問介護看護
　令和６年３月２１日「ここひろヘルパー２４」が開設されました。

8　青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について

(1) 青梅市地域包括支援センター連絡会

回	開催日	内　容
180	３月６日（水）	・令和６年度事業計画について ・認知症カフェについて　ほか
181	４月 10 日（水）	・介護予防教室について ・各職種グループ実施計画についてほか
182	５月８日（水）	・主任介護支援専門員連絡会について ・地域ケア会議について ほか

(2) 地域ケア会議

開催日	内　容
３月２２日（金）	３事例検討 ・アルツハイマー型認知症の一人暮らしの活性化を図る ・精神的に不安定でサービス利用のキャンセルが多いが卒業には不安があるケースへの対応について ・家族の思いは強いが本人の意向が見えない利用者への支援
５月２４日（金）	３事例検討 ・住み慣れた地域で暮らし続けるためのヒントが隠れているかもしれない事例 ・腰痛の原因がはっきりせず、意欲の低下のある方への支援 ・自分の時間を大切にし、生き甲斐や楽しみを見つけたい

(3) 総合相談支援業務

（延べ件数）

区　分	相　談　件　数	
	R６年３月～ R６年５月	R５年３月～ R５年５月
地域包括支援センター（市）	290	931
地域包括支援センターすみえ	130	0
地域包括支援センターうめぞの	988	971
地域包括支援センターすえひろ	719	458
計	2,127	2,360

※令和６年５月 31 日現在　事業対象者　72 人

(4) 権利擁護業務

（延べ件数）

区　分	相　談　件　数	
	R６年３月～ R６年５月	R５年３月～ R５年５月
地域包括支援センター（市）	22	33
地域包括支援センターすみえ	6	0
地域包括支援センターうめぞの	56	52
地域包括支援センターすえひろ	128	76
計	206	161

※成年後見制度の利用や申立てに関する相談等：８件（各包括計）

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 相談件数

（延べ件数）

区　分	相　談　件　数	
	R６年３月～ R６年５月	R５年３月～ R５年５月
地域包括支援センター（市）	4	22
地域包括支援センターすみえ	7	0
地域包括支援センターうめぞの	22	38
地域包括支援センターすえひろ	22	10
計	55	70

イ 勉強会等

開催日	名　称	参加人数	内　容
５月 13 日（月）	主任介護支援専門員連絡会	41	多様化・複雑化する課題に対応するため、他制度連携ができるケアマネジャーに　ほか
３～５月 各月７回 （計 21 回）	ケアプラン勉強会	320 （延べ人数）	各グループの目標に沿った事例検討、自立支援のケアプランへの指導、地域のケアマネジャーからの相談　ほか

(6) 介護予防に係るケアマネジメント

ア 介護予防支援委託にかかる居宅介護支援事業所

令和６年５月分

介護予防支援事業所名	委託事業所数	委託件数	契約事業所数
地域包括支援センターすみえ	26	95	28
地域包括支援センターうめぞの	31	258	62
地域包括支援センターすえひろ	33	186	68

イ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援件数　（延べ件数）

区　分	プ　ラ　ン　件　数	
	R６年３月～R６年５月	R５年３月～R５年５月
地域包括支援センター（市）	228	636
地域包括支援センターすみえ	436	0
地域包括支援センターうめぞの	1,312	1,200
地域包括支援センターすえひろ	1,033	901
計	3,009	2,737

(7) 任意事業

ア 認知症サポーター養成研修事業

指定のカリキュラムを受講したキャラバン・メイトを講師とし、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する研修を実施した。

開催日	受講者	開催地区	参加人数
３月 16 日（土）	民生・児童委員	成木	18
４月 18 日（木）	学生	根ヶ布	30
計			48

イ 介護サービス相談員派遣等事業

派遣期間	派遣回数	派遣施設等	
3月	10 施設 延べ 10 回	グループホームひだまりの家	二俣尾幸廻堂
		特別養護老人ホーム第二喜久松苑	特別養護老人ホーム和楽ホーム
		特別養護老人ホームリバーパレス青梅	特別養護老人ホーム第二青梅園
		デイサービスセンターたんぽぽ	グループホームみんなんち第２
		特別養護老人ホーム青梅園	博仁会デイサービスセンターさざなみ
4月	6 施設 延べ 6 回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホームあゆみえん
		特別養護老人ホーム和楽ホーム	特別養護老人ホーム喜久松苑
		喜久松苑デイサービスセンター	グループホームひだまりの家
5月	11 施設 延べ 11 回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホームあゆみえん
		特別養護老人ホーム和楽ホーム	青梅河辺温泉デイサービスセンター湯梅の郷
		デイサービスセンターきぼうの里	グループホームはぴねす若草
		グループホームひだまりの家	特別養護老人ホームカントリービラ青梅
		特別養護老人ホーム第二青梅園	特別養護老人ホーム第二喜久松苑
		河辺デイサービスセンター	

(8) その他

ア 介護予防教室

介護予防、フレイル予防等をテーマに、リハビリテーション専門職などを講師として、講義や体操、レクリエーションを実施した。

開催日	場　所	参加人数
3月12日（火）	和田町自治会館	22
3月26日（火）	東青梅六丁目自治会館	8
3月26日（火）	裏宿公会堂	12
計		42

イ ７５歳在宅高齢者調査票の送付

フレイルチェック等や既往歴を確認する調査票を送付し、郵送で回収を行った。

調査結果をもとに、訪問を行い、高齢者の状況把握に努めた。

調査票発送数	調査票返送数	電話・訪問等 延人数	把握人数
2,195通	1,796通	3,045人	2,080人

送付対象者：令和５年４月１日時点で７５歳の市民（要介護認定者のうち居宅介護支援事業所との契約のある者と病院施設入所者は除く。）

ウ 趣旨普及および広報

広報おうめ

3月1日号	・いつまでも住み慣れた町で自分らしく過ごそう！～認知症の方やご家族にやさしい町を目指して～ ・寄りませんか「うめカフェ」 ・わかぐさ講演に高齢者懸賞の看板を設置しました ・おいでください地域サロン
3月15日号	・高齢者向けスマートフォン教室 ・高齢者クラブで仲間を見つけませんか
4月1日号	・【新体制】地域包括支援センター ・バス・鉄道がお得に利用できます ・温泉保養施設利用料を割引します ・シルバーマイスターを募集します ・おいでください地域サロン
4月15日号	・高齢者向けパソコン教室 ・健康寿命のび～る教室
5月1日号	・寄りませんか「うめカフェ」 ・高齢者スマートフォン使い方相談会 ・おいでください地域サロン
5月15日号	・認知症予防！脳イキイキ教室 ・高齢者スマートフォン教室 ・おうめ生活サポーター養成研修

※令和６年３月１日～令和６年５月末まで

資料４

地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について

１　令和５年度の青梅市地域包括支援センター事業運営委託料と消費税相当額の相殺について

令和５年度の青梅市地域包括支援センター事業運営委託契約については、本来非課税とすべきところ、消費税相当分を含んだ契約金額で締結していました。当該委託料は月払いであり、支払い予定の令和６年２月と３月分の委託料から、消費税相当額を差し引いて支払いをしました。

(1) 医療法人社団和風会

消費税相当額　６，１５２，４７１円

(2) 医療法人財団岩尾会

消費税相当額　５，１３７，３２４円

２　今後の対応について

上記以外の未返還分につきましては、引き続き各委託事業者と協議してまいります。

資料５

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第１節　健康保持と健康寿命の延伸　／　基本施策　第１項　健康管理の継続支援と生活習慣病の予防										
1	健康教育	健康課 高齢者支援課		生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	生活習慣病などの健康教育を年5回実施（健康課）	予定通りに健康教育を実施できた。	B	生活習慣病の予防や健康に関連した教育を実施できた。	B	教育事業の周知啓発を図る。	必要時、高齢者に応じた知識の普及を図る。
2	健康相談	健康課		健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	中央図書館で健康相談12回、栄養相談12回	予定通りに事業を実施できたため	B	利用者本人や家族の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行った。	B	個別性が高いため、関連機関との調整が必要	必要時、関係機関と連携し支援する
3	データヘルス計画にもとづいた保健事業【拡充】	保険年金課 健康課		特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。（糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等）	実施期間：令和5年9月～令和5年11月 対象者数：3,372人 受診者数：71人 受 診 率：2.1％ 受診率は昨年度と同じであった。	概ね予定通り実施された。	B	健康増進法に基づき、ポスター・チラシによる啓発およびLINEでの周知を行った。	B	・万年の低受診率。 ・がん検診と比較して興味が低い。	受診率向上のため、引き続き、周知方法の検討・実施をする。
4	特定健康診査	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40 歳から74 歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	各種がん検診を実施した。 胃がん検診(35歳以上)：1,579人 肺がん検診(40歳以上)：1,986人 大腸がん検診(40歳以上)：13,975人 乳がん検診(40歳以上)：2,068人 子宮頸がん検診(20歳以上)：2,081人 骨密度検診(18歳以上)： 1,085人	概ね予定どおり実施したものである。	B	各種がんの早期発見等に一定の効果を上げたものである。	B	受診率のさらなる向上	国の推奨するがん検診について、受診率の向上を図る
5	特定保健指導	健康課 保険年金課		特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	中央図書館で健康相談12回、栄養相談12回の健康相談を行ったほか、各種保健サービスを総合的に推進した。	概ね予定通り実施された。	B	市民に施すべき保健サービスを着実に実施した。	B	個人の健康事情に応じたサービスのより一層の提供	個人へのアプローチの模索
6	成人歯科検診	健康課		「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	実施期間：令和5年9月～令和5年11月 対象者数：3,372人 受診者数：71人 受 診 率：2.1％ 受診率は昨年度と同じであった。	概ね予定通り実施された。	B	健康増進法に基づき、ポスター・チラシによる啓発およびLINEでの周知を行った。	B	・万年の低受診率。 ・がん検診と比較して興味が低い。	受診率向上のため、引き続き、周知方法の検討・実施をする。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
7	後期高齢者医療健康診査【拡充】	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	実施期間：令和5年6月～11月 対象者数：20,047人 受診者数：11,266人 受 診 率：　56.20% 前年度より、0.2%受診率が増加した。	対象者への受診券の送付、広報、行政メール、ホームページの掲載、実施医療機関や薬局、市施設、郵便局等でのポスター掲示、多摩ケーブルテレビ、ツイッター等で周知に努めた。	B	高齢者の健康の維持と増進、医療費の増加抑制に努め、目標値の55%を上回った。	B	受診率の向上	継続して受診勧奨、周知を行う。
8	後期高齢者歯科健康診査	健康課 保険年金課		「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	実施期間：令和5年9月～11月 対象者数：20,785人 受診者数：469人 受 診 率：2.3% 東京都後期高齢者医療広域連合健康診査・歯科健康診査推進計画の目標受診率が2.0%なので、目標を0.3ポイント上回った。	歯科医療機関や特定健診実施医療機関、薬局、金融機関、郵便局、スーパー等にポスターを掲示し、またケーブルネットワークで受診勧奨の放映をした。	B	歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態を確認し、口腔機能の低下維持の恐れがある高齢者をスクリーニングし、口腔機能の維持、向上、全身疾患の予防に努めた。	B	受診率の維持、向上	継続して受診勧奨、周知を行う。
9	がん等の検診事業【拡充】	健康課		胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	各種がん検診を実施した。 胃がん検診(35歳以上)：1,579人 肺がん検診(40歳以上)：1,986人 大腸がん検診(40歳以上)：13,975人 乳がん検診(40歳以上)：2,068人 子宮頸がん検診(20歳以上)：2,081人 骨密度検診(18歳以上)：　1,085人	概ね予定どおり実施したものである。	B	各種がんの早期発見等に一定の効果を上げたものである。	B	受診率のさらなる向上	国の推奨するがん検診について、受診率の向上を図る
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第１節　健康保持と健康寿命の延伸　／　基本施策　第２項　健康体操の推進										
10	のびのび体操教室	スポーツ推進課		65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	指定管理者にて実施 ・パワーヨガ 延べ回数：49回 延べ参加人数：824人 ・骨盤調整ヨガ 延べ回数：49回 延べ参加人数：739人 ・リラックスヨガ 延べ回数：45回 延べ参加人数：765人 ・アクティブヨガ 延べ回数：45回 延べ参加人数：461人	新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加してきた。	A	ヨガを通して、全身を心地よくストレッチすることで、リラックスを亢進することができた。	A	新型コロナウイルス感染症の流行（対策）に伴う延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加している。今後も継続し、流行以前の水準となるようにする。	継続実施。周知方法の改善・拡充。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
11	登録制ヨガ教室【新規】	スポーツ推進課		参加者が目的に合わせて選べる複数種類のヨガ教室を実施します。	・住友金属鉱山アリーナ青梅のデジタルサイネージにおいて、体操啓発動画を放映したほか、ゆめうめ体操推進員連絡会議を開催し、体操の周知方法等について検討を行った。 ・検診時や教室等の際にDVD放映や体操を実施した。（健康課）	・令和4年3月12日に市公式YouTubeチャンネルでゆめうめ体操の動画を公開したほか、庁内に推進員を置き周知方法について検討した。 ・実施、放映し周知を図った。（健康課）	B	・新たにゆめうめ体操を作成することで、体操の普及・啓発を促進した。 ・周知を図った（健康課）	B	・今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。 ・教室の対象者64歳以下の方には運動強度が低く関心が低い（健康課）	・類似の事業があるため計画からは削除する。
12	ゆめうめ体操（仮称）【新規】	高齢者支援課 健康課 スポーツ推進課		子どもから高齢者まで、全世代を対象とした青梅市オリジナル体操を作成し、各種イベントでの実演を通じて周知を図ります。	・4月～3月まで各市民センター計110回、参加者数（延べ）計1,547人 （健康課）	参加者の健康面を配慮し、会場や内容を検討し実施	B	運動実践指導を行い、健康保持・増進に寄与した	B	参加者の年齢層が若年～中年層がおらず、偏りが生じている。	検討した結果、事業を終了とした。
13	いきいき健康体操教室【新規】	スポーツ推進課 高齢者支援課 健康課		幅広い年齢層を対象とした健康体操教室を市内11か所の市民センターで実施し、健康の維持と増進に努めます。	市内の教室等で梅っこ体操をはじめ介護予防の運動や知識の普及啓発を行った。 実施回数　10回	介護予防教室等の中で介護予防の普及啓発を行いながら、梅っこ体操を実施して健康づくりに取り組んだ。	B	梅っこ体操をはじめとした運動を実践してもらうことで市民が主体的に取り組める健康づくりを促進した。	B	教室を開催できていない地域もあるため、そういった地域にも教室を開催していく必要がある。	現状維持
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第１節　健康保持と健康寿命の延伸　／　基本施策　第３項　介護予防の推進										
14	介護予防運動等の普及・啓発	高齢者支援課		青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	指定管理者にて継続実施 延べ回数：50回 延べ参加人数：2804人	新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加してきた。	A	音楽にあわせて体を動かす楽しさから、健康増進へと繋げることができた。	A	新型コロナウイルス感染症の流行（対策）に伴う延べ参加人数が減少したが、令和４年度より増加している。今後も継続し、流行以前の水準となるようにする。	継続実施。周知方法の改善・拡充。
15	フレイル予防に関する普及・啓発	高齢者支援課 健康課		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の３つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	・介護予防教室でフレイル予防に関する講義や運動を行った。 実施回数　33回 参加人数延べ539人（高齢者支援課） ・介護予防やフレイル予防に関する内容を盛り込んだ「介護予防だより」等を作成し、介護予防教室や通いの場、窓口などで配布することで、多くの市民へフレイル予防の重要性について周知を行った。（高齢者支援課）	・介護予防教室でフレイル予防を行った他、フレイル予防の冊子を市民に配布することでフレイル予防の普及啓発を行った。	B	・健康運動指導士の他、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、フレイル予防推進員など各専門職を講師にすることで多角的にフレイル予防を行うことができた。	B	・フレイルの認知度は未だ低い為、各教室や配布物等を通して引続きフレイル予防の普及啓発に取組む必要がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
16	元気に♪楽しく♪梅っこ体操	高齢者支援課 スポーツ推進課		本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	介護予防教室や通いの場、出前講座で梅っこ体操の実施し、普及啓発を行った。 実施回数　10回	市内のイベントや介護予防教室等で梅っこ体操を市民の前で実践して普及啓発を行った。	B	広報以外でも実地で市民の前で梅っこ体操を実施することで、体操の普及啓発に繋がった。	B	自宅から外に出られない方に向けての普及啓発をしていく必要がある。	現状維持
17	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【新規】	高齢者支援課 保険年金課 健康課		ＫＤＢ（国保データベース）システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援（ハイリスクアプローチ）および通いの場での積極的関与（ポピュレーションアプローチ）による支援を行います。	高齢者支援課、保険年金課、健康課の三部署で打ち合わせを行い、どのような体制で実施することが望ましいか話し合った。また、先進事例として日野市役所を視察し、実際の業務を確認したうえで青梅市ではどのような取組が可能か協議した。	医療専門職に対し一定の認識の共有ができ、実施内容についての具体化に向けた協力体制を作ることができた。	B	関係部署が多岐にわたる中で一体的実施に向けた実務者の認識の共有、関係部署所属長との認識の共有を経て令和６年度の本格的実施に向けての下地作りができた。	B	実施内容の具体化、体制の整備	企画担当の医療専門職を配置し、ＫＤＢを分析しながらポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチを実施する。なお、ポピュレーションアプローチについては３圏域で実施する。
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第１項　地域で活動する団体への支援										
18	高齢者クラブへの支援	高齢者支援課		高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者クラブ連合会および各単位クラブへ補助金を交付し、活動の支援を行った。 ・単位クラブ クラブ数：49クラブ 会員数：4,226人 補助金額：16,335千円 ・連合会 補助金額：758千円	健康増進、ボランティア活動、クラブ活動等への支援を実施した。	B	健康増進、ボランティア活動、クラブ活動等に対して補助金を交付することにより、連合会および各単位クラブの活動を支援した。	B	会員の高齢化に伴う役員の担い手不足などにより、クラブ数や会員数が減少傾向である。	現状維持
19	自主グループ活動への支援	社会教育課		自主グループをホームページ等に掲載するなど、情報提供を行います。	生涯学習サークルとして登録している自主グループをホームページに掲載し周知した。 文化系：83団体 体育系：　28団体 合　計：111団体	ホームページ掲載等を通じて情報提供を行い自主グループ活動の支援をすることができた。	B	ホームページ掲載等を通じて情報提供を行い自主グループ活動の支援をすることで、施策推進に貢献した。	B	より多くの市民に知って活用してもらえるよう、サークル紹介のホームページの知名度を上げる必要がある。	今後も同様に周知していきたい。
20	スポーツクラブの活用	スポーツ推進課		地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、高齢社会への対応を目的に、スポーツクラブを活用します。	総合型地域スポーツクラブの２クラブが現在休止中のため、取り組みができなかった。	総合型地域スポーツクラブの２クラブが現在休止中のため、取り組みができなかった。	D	総合型地域スポーツクラブの２クラブが現在休止中のため、施策推進に貢献できなかった。	D-1	総合型地域スポーツクラブの２団体が休止中であり、現在活用できない状況にある。	地域スポーツクラブが自立して運営再開できるよう支援していくとともに活性化を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第２項　生きがいづくりと交流機会の促進										
21	シルバーマイスター事業	高齢者支援課		優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。 活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	シルバーマイスターを公募した結果、1名の新規認定者があった。 また、地域サロンにおいて12名のマイスターに技能を披露する機会を創出することができた。	地域サロンにおけるイベントの開催を通じて、事業の周知とマイスターの活用を行った。	B	イベントに参加することによって、マイスターの生きがいづくりに貢献した。	B	今後、マイスターに対しどのように活躍の幅を広げていくかが課題となっている。	拡充
22	地域サロンの開設【新規】	高齢者支援課		地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	市内4か所の自治会館において開設した。 ・富岡1丁目自治会館…18回実施（2回/月）※5.22開始 ・二俣尾4丁目自治会館…49回実施（4回/月） ・河辺6丁目自治会館…50回実施（4回/月） ・下長淵第二第四自治会館…23回実施（2回/月）	定期的にシルバーマイスターによるイベントや介護予防教室等を実施した。	B	市広報やチラシ等で周知することで、市民の交流機会を促進した。	B	今後、市民への周知方法やイベントの企画、備品の充実など市民の方が自主的に集まる居場所づくりを運営していくことが課題である。	拡充
23	介護ボランティアの推進【新規】	高齢者支援課		高齢者が、介護施設等でのボランティア活動を通じて、生きがいや社会参加の機会を得られるよう、介護ボランティアを推進します。	既に事業を実施している自治体の制度内容や運用方法を調査し、厚労省による制度導入・運用の手引きを参考に青梅市での介護ボランティア制度の素案を作成した。	新たに介護ボランティア制度を設けるため、素案を作成した。	C	他自治体の事例について情報収集・調査分析することで、関連知識の拡充につながった。	D-1	今後、どのように青梅市に適した制度設計・運用を行っていくか課題である。	拡充
24	温泉保養施設利用助成事業	高齢者支援課		市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者の健やかな生活を図るため高齢者温泉保養施設の利用助成を実施した。 宿泊助成（１泊3,000円・年度内４泊） 発行人数：　744人 延利用数：　781泊 日帰り（１日300円・年度内１２回） 発行人数：　3,303人 延利用数：　14,560日	市の広報で温泉保養施設利用助成事業に関する情報の掲載や電子申請での受付を行った。	B	事業内容を市の広報に掲載することで、市民への普及を行った。また、R3年度より電子申請を導入することで助成券の申請を行いやすくした。	B	長期間、対象施設の見直しが行われていない。	対象施設等の見直し

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
25	生涯学習情報の提供	社会教育課		様々な生涯学習の機会を提供できるよう、「生涯学習だより」を発行するほか、生涯学習情報をホームページに掲載し、自主的な学習機会の確保を図ります。	各種教室・講座・イベントなどを紹介する情報紙「生涯学習だより」を年４回、各1,200部発行するとともに、ホームページに掲載した。	生涯学習だよりの定期的な発行、ホームページの掲載を行うことができたため。	B	生涯学習だよりの定期的な発行、ホームページの掲載を行うことで自主的な学習機会を確保でき施策推進に貢献した。	B	より多くの市民に生涯学習だよりの情報が届くように工夫する必要がある。	今後も同様に情報を発信していきたい。
26	生涯学習の充実	社会教育課		高齢者が参加しやすい学習環境を整備します。 高齢者が学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるよう生涯学習の充実を図ります。	高齢者が参加しやすい講座を実施し、受講者は次のとおりであった。 ・(公財)青梅佐藤財団共催事業「渡邊學而の名曲へのお誘い」 延べ受講者数：721人 ・青梅市生涯学習推進市民会議企画講座「苔（こけ）を楽しもう」 延べ受講者数：13人 ・「作業療法学生による認知症予防講座」(全５回) 延べ受講者数：95人 ・新町ウォーク（歴史講座、野帳講座） 延べ受講者数：32人 ・特別展「中尊寺金色堂」関連文化講演会 受講者数：196人	様々なジャンルの講座を実施することができた。	B	高齢者が参加しやすい講座を実施することで、生涯学習の充実を図ることができ施策推進に貢献した。	B	高齢者のニーズを常にとらえて、より多く参加してもらえる企画を立案する必要がある。	今後も様々な講座を開催していきたい。
27	高齢者の生きがいづくり	社会教育課		自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	直接的に地域活動と地域交流を学ぶ講座の実施はないが、No.46「生涯学習の充実」で実施した講座の他、釜の淵新緑祭での発表の場を提供した。	講座などを通して地域交流に触れる機会を提供できた。	B	取組みを通じて仲間、まち、地域へとかかわりの輪を広げることができ施策推進に貢献した。	B	直接的に地域活動と地域交流を学ぶ講座の実施。	今後も様々な講座を通して高齢者の生きがいづくりの場を提供していきたい。
28	ウォーキングフェスタの開催	スポーツ推進課		いつでも、どこでも、手軽にできるウォーキングの普及に努めます。正しい理解のもと、高齢者の体力増進、健康維持を図ります。	第１９回ウォーキングフェスタを開催した。 ・参加者数：95人	雨天により中止になった年もあったが、概ね予定通り実施した。	B	イベントの開催を通じて、ウォーキングの普及・促進を行うことができた。 特に高齢の参加者が多く、体力増進、健康維持に貢献するとともに、交流機会の促進に繋がった。	B	イベント参加後も、それぞれのライフスタイルに合わせて無理なくウォーキングを続けてもらう工夫や仕組みが必要	ウォーキングに関する各種情報発信を並行して行う等、さらに効果的な取り組みを行っていく

資料５差替

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
29	スポーツ施設・レクリエーション施設の充実	スポーツ推進課		高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できるスポーツ施設、レクリエーション施設の充実を図ります。	様々な世代の市民が安心して利用できるよう、わかぐさ公園野球場ネット新設工事実施、および30か所の運動広場のネット、フェンス等の修繕を実施した。	施設の改修や修繕を実施し、施設の充実が図られた。	B	運動広場等の身近な場所でスポーツ(ゲートボールやファミリーゴルフ等)ができる環境構築を行うことで、高齢者のスポーツ・交流機会の促進に繋がった。	B	施設や設備の老朽化に対応（修繕・更新など）	施設や設備の老朽化に伴い、施設の廃止や修繕等の計画を図りながら施設の充実を図り、高齢者のスポーツ・交流機会の促進に貢献する。
30	健康センター事業	健康課		市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、予防接種等の保健サービスを総合的に行っていきます。	中央図書館で健康相談12回、栄養相談12回の健康相談を行ったほか、各種保健サービスを総合的に推進した。	概ね予定通り実施された。	B	市民に施すべき保健サービスを着実に実施した。	B	個人の健康事情に応じたサービスのより一層の提供	個人へのアプローチの模索
31	協働によるまちづくり	市民活動推進課		優れた技能・知識・経験を有する高齢者を中心とした市民活動団体との協働事業を推進し、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	市民活動の活性化を目指し、年齢層を問わずボランティア活動に興味がある市民等を対象にした「ふみだそう！ボランティア活動の第一歩」講座を開催した。 市民提案協働事業により市民活動団体との協働事業を推進した。	市民活動団体との協働事業については市民提案協働事業を中心に推進が図れたと判断する。	B	ボランティア活動への参加により生きがいづくりと交流機会の促進に貢献するものと判断する。	B	当課が実施しているのは、あくまでも全体的な市民活動の支援および推進に関することであるため、高齢者保健福祉計画に即した促進が図れたと言えるかは課題である。	
32	都市公園等における健康遊具整備事業	公園緑地課		高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できる公園施設の充実を図ります。	若者から子育て世代、高齢者までが健康や体力の保持増進を図ることを目的に、都市公園等に設置している健康遊具について、利用者が安心して使用できるよう、定期的に巡視、点検し、安全管理に努めた。	年１回の専門業者による遊具点検と清掃業者による故障状況などの報告、迅速な修繕作業によるメンテナンス体制を構築し、安全にご利用頂けるように努めた。	B	高齢者と様々な世代の健康増進に貢献した。	B	高齢者の公園利用が多いことから、毎年の遊具更新の際は、地元の意見を取り入れた上で、健康遊具設置数の拡大を検討する必要がある。	引き続き、既存の遊具の安全管理に努めるとともに、健康遊具設置数の拡大を検討していきたい。
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第３項　高齢者の就労支援										
33	シルバー人材センターの運営支援	高齢者支援課		高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者福祉の増進に寄与した。 運営費補助金　23,348千円 登録会員　1,083人 請負受託事業・派遣事業 受注件数　4,315件 契約金額　427,849千円 就業延人数　77,888人 就業率　71.4%	シルバー人材センターに対し補助金を交付し、高齢者福祉の増進に寄与した。 受託事業における令和5年度受注件数が、令和4年度と比し、200件の減となったが、契約金額は11,657千円の増加となった。	B	シルバー人材センターの育成を図り、高齢者の就労支援を行うことにより、老人福祉の増進に寄与することができた。	B	会員数の減少と傷害事故件数の増加など。	現状維持
34	ハローワークとの　連携	高齢者支援課 商工業振興課		ハローワークと連携し、働く意欲のある高齢者の就職を支援します。	ミドル・シニア向け再就職支援セミナーをハローワーク青梅と共催で実施し、面接の受け方、仕事の探し方等、就職に必要なセミナーを２回実施した。	高齢者向けのセミナーをハローワーク青梅と共催して行うことで、再就職を希望する高齢者の支援を行った。	A	再就職を希望するミドル・シニアへ支援ができた。	B	説明会やセミナーの開催に際し、ニーズを的確に捉え時代に合った題材を提供すること。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第１章　高齢者がはつらつと暮らせるまち　／　施策方針　第２節　はつらつと暮らすための総合的支援　／　基本施策　第４項　高齢者を敬う機会の実施										
35	敬老金の贈呈	高齢者支援課		高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金を贈呈します。	長寿をお祝いするため、令和4年中に100歳を迎えた方を対象に、9月15日の老人の日前後に敬老金を贈呈した。 贈呈金額　1人あたり30,000円 贈呈者数　27人	長寿のお祝いをするため、当該年度に100歳を迎えた方を対象に9月15日の老人の日前後に敬老金を贈呈した。	B	敬老金を贈呈することで、高齢者を敬う機会を創出した。	B	対象者が増加していくことで直接敬老金を渡すことが困難になることが懸念される。	現状維持
36	敬老会の開催	高齢者支援課		開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	75歳以上の方の長寿をお祝いして、敬老会を開催し、演芸等を実施した。 開催日　9月30日（土） 会　場　総合体育館 参加者　2,120人	75歳以上の方の長寿をお祝いして、敬老会を開催し、演芸等を実施した。	B	敬老会を開催することで、高齢者を敬う機会を創出した。	B	参加率の低さ、送迎等の事業の見直し。また、敬老会事業を廃止し、経費を別に施策へ充てる。	内容の変更 廃止
37	高齢者憲章の制定	高齢者支援課		市民が高齢者を敬うとともに、高齢者が希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる長寿社会の実現を目指すため、高齢者憲章を制定し、市民への周知活動を行います。	総合体育館およびわかぐさ公園に新たに高齢者憲章を設置し、広報に掲載した。	市制施行から70周年を迎えたことを記念して、令和3年10月23日に実施した市制施行70周年記念式典にて、青梅市高齢者憲章を制定した。	A	新たに青梅市高齢者憲章を制定することで、全市民に対し、高齢者への敬愛を持つ機会を増進した。	A	市民に対し継続的に周知していく。	現状維持
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第１節　福祉のまちづくりの推進　／　基本施策　第１項　公共建築物等のバリアフリー化の推進										
38	公共建築物等のバリアフリー化の促進	地域福祉課		高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	東京都福祉のまちづくり条例の規定にもとづく特定都市施設の新設、改修に当たり、届出を受理し、施設のバリアフリー化を推進した。 届出受理件数４件 内訳　物品販売業２件 診療所１件 飲食店舗等１件	常時、福祉のまちづくり条例に関する相談等を受付ていた。	B	窓口等でチラシ、リーフレットを配布し、周知を行った。	B	バリアフリー化の推進および相談に対応できる職員の知識の向上を図る。	だれでも使いやすい施設となるように今後もバリアフリー化の推進とまちづくり条例の周知を行う。
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第１節　福祉のまちづくりの推進　／　基本施策　第２項　歩行者空間の整備と交通安全対策										
39	歩道の整備	土木課		幅員の狭い歩道の拡幅や段差の解消などの整備を行います。	都市計画道路３・５・５号線の歩道整備を行った。また、青２００１号線の無電柱化事業に取り組んだ。	都市計画道路や幹線道路などの歩道整備を進めることができた。	B	歩道整備ができない狭あいな道路の無電柱化事業に取り組み、将来の歩行空間を確保するための事業を遂行した。	B	安全かつ快適な道路環境に向けた計画的な整備を推進していく必要がある。	引き続き歩道の整備や歩行空間の拡幅を推進していく。
40	市道区画線等の整備	土木課		市道の区画線や文字表示などの新設や、薄くなった区画線等の再設置により歩行者と車両の通行区分を明確にし、交通安全対策を図ります。	地域、ＰＴＡ、警察署等の要望や道路管理者のパトロールなどにより区画線等の新設、補修を行った。 ・区画線延長　9165.5m ・路面標示の設置	自治会等からの要望にもとづいた区画線等の新設・補修を行い、地域の交通安全対策を図ることができた。	B	区画線の新設や路面標示の設置に当たっては、警察と協議し進めた。	B	安全かつ快適な道路環境に向けた計画的な整備を推進していく必要がある。	引き続き市道区画線等の整備を推進していく。

第８期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における評価について

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
41	交通安全教育の実施	交通政策課		高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	警察署と連携し、交通安全に関する講話を行った。	令和3，4年度はコロナにより中止、令和5年度は講話を行った（歩行者シミュレーターを使用できなかった）。	C	実施すれば効果はあると思われる。	D-1	早期にコロナ以前の事業体制にする必要がある。	コロナ以前の実施方法（歩行者シミュレータの活用）で実施予定

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第１節　福祉のまちづくりの推進　／　基本施策　第３項　権利擁護等の推進										
42	権利擁護事業	高齢者支援課 障がい者福祉課	基本目標３－施策３	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者に対する権利擁護に取り組みます。	・社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 ・令和５年度相談件数（地域包括支援センター３か所合計延べ件数） 虐待603件、成年後見92件、支援拒否0件、その他14件 ・青梅市障がい者サポートセンターにおいて障がい者虐待防止対策の一環として、障害者虐待防止講演会を実施した。	・社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 ・青梅市障がい者サポートセンター、西多摩保健所および地域包括支援センターと連携し、情報共有を密にし、障害者虐待防止、早期対応を図ることができた。	B	・地域包括支援センターを中心に、関係機関等と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見、支援に取り組んだ。また、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度の利用支援に取り組んだ。 ・青梅市障害者サポートセンター主催で事業者向け虐待防止講演会を本庁舎会議室において対面、ZOOM併用で開催した。	B	・認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく問題も複合化している。関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。 ・虐待防止講演会について、チラシの配布やHP、メールで周知したが、参加者がやや低迷した。	・複合化した問題等への円滑な支援に向け関係機関との連携体制強化を行う。 ・周知方法を拡充する等より多くの事業者や市民に周知できるよう工夫する。
43	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	高齢者支援課	基本目標３－施策３	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携を強化するとともに、高齢者虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	青梅市齢者虐待防止ネットワーク連絡会を２回開催し、虐待対応状況の報告、事例検討等を行った。	「青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携や、虐待に関する研修を行うことにより、虐待の予防と早期発見について取り組むことができた。	B	虐待の予防と早期発見の取り組みを行うことで権利擁護等の推進を行った。また、高齢者虐待防止市民講座を実施した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
44	成年後見制度の活用支援	地域福祉課	基本目標３－施策３	社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。 また、中核機関の体制整備や地域連携ネットワークの構築に取り組みます。	成年後見制度の相談窓口については社会福祉協議会に委託している。社会福祉協議会では、チラシを作成し、包括支援センター、介護老人施設、金融機関に設置し、制度の周知に努めた。また、報酬費用の助成については、１件の申請に対して補助を行った。	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	関係機関への周知	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、事業の推進を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
45	成年後見制度申立事業	高齢者支援課 障がい者福祉課 地域福祉課		関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判申立てを行います。	・関連部署と連携して、成年後見制度の利用が必要な高齢者等について情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。 ・地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・障害を持つ高齢者等の法定後見の開始の申請・申立てについて、関連部署と連携して取り組んだ。	・関連部署と連携して、成年後見制度の利用が必要な高齢者等について情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。 ・関連部署と連携して、法定後見が必要な障害を持つ高齢者等の情報共有を行い、必要に応じて市長申立ての手続きを行った。	B	・市長申立を通じて、高齢者の権利擁護を図った。 ・身寄りがない高齢の障害者等の保護を図ることにつながった。	B	・高齢者における成年後見市長申立の件数は増加傾向であり、事務量も増加している。 ・障害者の高齢化など、複数の問題を抱える障害者等のニーズが多様化しており、関連部署とのより深い連携が必要となっている。	・現状維持 ・引き続き、関連部署と連携して情報共有を行い、市長申立ての手続きを行う。
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第１項　緊急時の安全確保										
46	緊急通報システム事業	高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	高齢者救急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、高齢者福祉の増進を図った。 ・消防庁方式 設置世帯数　5世帯 利用人数　5人 協力員数　9人 ・民間方式 設置世帯数　55世帯 利用人数　55人	高齢者救急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、高齢者福祉の増進を図った。	B	高齢者緊急通報システム事業を運営することにより、高齢者の緊急時の安全を確保し、生活安全対策の強化に繋がった。	B	申請数が少ないため、制度の周知が課題となっている。	現状維持
47	火災安全システム事業	高齢者支援課		家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	高齢者住宅火災通報システム事業を運営することにより、高齢者の家庭内における火災等に迅速に対応できる体制をつくり、高齢者の生活の安全を図った。 設置世帯数　6世帯	高齢者住宅火災通報システム事業を運営することにより、高齢者の家庭内における火災等に迅速に対応できる体制をつくり、高齢者の生活の安全を図った。	B	高齢者住宅火災システム事業を運営することにより、高齢者の緊急時の安全を確保し、生活安全対策の強化に繋がった。	B	申請数が少ないため、制度の周知が課題となっている。	現状維持
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第２項　災害対策の推進										
48	家具転倒防止器具給付事業	高齢者支援課 防災課		家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。 支給高齢者世帯数：15世帯 （総支給世帯数：35）	家具転倒防止事業を運営することにより、支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。	B	家具転倒防止事業を運営することにより、支給要件に該当する高齢者世帯に家具転倒防止器具等を支給し、取付けを行い、市民の震災対策を促進した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
49	高齢者向け防災情報の発信	高齢者支援課 防災課		高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者世帯へ配布している「高齢者の暮らしの手引き」に防災に関する記事を掲載し、周知に努めた。 防災講演会や出前講座などにより、防災に関する情報発信を行った。	高齢者世帯へ配布している「高齢者の暮らしの手引き」に防災に関する記事を掲載し、周知に努めた。 防災講演会や出前講座などにより、防災に関する情報発信を行った。	B	高齢者に対し防災意識の向上を図った。	B	高齢者に対し、各種情報を効率的に伝達できる手段の拡大が課題となっている。	拡充
50	防災訓練の実施	防災課 高齢者支援課		災害などの危険から高齢者を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	総合防災訓練や青梅市・第九消防方面合同土砂災害水防訓練の中で、関係機関や自主防災組織との情報連携の方法などを改めて確認し、危機管理体制の充実を図った。	関係機関や自主防災組織と連携した訓練を実施することで、危機管理体制の充実を図った。	B	自主防災組織の防災力向上、青梅市および関係機関との連携強化を図ることで、震災時および風水害時における災害対応能力を一層向上させた。	B	高齢者の増加に伴い、避難支援体制の強化が必要となる。	避難行動要支援者制度などを考慮し、訓練内容の充実強化に努める。
51	避難行動要支援者の　支援	防災課 高齢者支援課	基本目標３－施策４	災害発生時等の避難の際に配慮が必要な方である避難行動要支援者の台帳を作成し、自主防災組織などの避難支援等関係者による平常時からの声かけ等、支援協力体制の強化に努めます。	避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者に対して、同意者の名簿情報等を提供した。	名簿の作成・提供に加え、避難支援等関係者からいただいた情報を名簿情報等に反映した。また、自主防災組織に対し、避難行動要支援者制度について説明するなど、平常時からの支援協力体制の強化に努めた。	B	避難行動要支援者に平常時からの名簿情報等の提供の同意確認を行った。同意の方の名簿情報等については、平常時から避難支援等関係者に提供した。	B	今後、避難行動要支援者数は増加傾向にあり、避難支援等関係者の負担が大きくなることが見込まれる。	避難支援等関係者に支援活動を行っていただくにあたり、より活動しやすい仕組みづくりに励む。
52	市内特別養護老人ホーム等との災害協定	介護保険課		特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、大規模災害時の速やかな応急対策活動に備えます。	特別養護老人ホーム等との協定により、青梅市地域防災計画にもとづく災害時要援護者の避難に備えた。	特別養護老人ホーム等との協定により、青梅市地域防災計画にもとづく災害時要援護者の避難に備えた。	B	引き続き協定にもとづく緊急時受け入れ体制を整えることで、大規模災害時に速やかな対策を講じることができるよう、備えることができた。	B	実際に災害が起きた際の想定等は各施設に委ねられており、協定締結から年数もだいぶ経過していることから内容の見直しや市と施設のぞれぞれの動きについて確認を行う必要がある。	内容の改正を含め関係団体および庁内関係部署と協議し、災害発生時に備えたい。
53	介護事業所等の災害に関する具体的計画の周知徹底【新規】	介護保険課		介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、災害種別ごとに対策を構築し、避難に要する時間や避難経路等の確認および職員や利用者等への周知を促進します。	適宜、関連する部署と情報を共有するとともに、介護サービス事業所へ災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内を行った。	適宜、関連する部署と情報を共有するとともに、介護サービス事業所へ災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内を行った。	B	災害対策関連の情報提供および改修補助等の案内により、緊急時における各事業所の対応方針について、事業所自身に振り返っていただくことができ、防災意識の増進に繋がった。	B	各事業所で策定された計画について、今後その実効性を把握をしていく必要がある。	介護サービスの持続性を高めるため、それぞれの事業所に寄り添いながら取り組んでいく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
54	要配慮者施設の避難確保計画の作成促進【新規】	防災課 介護保険課		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	避難確保計画対象施設を訪問し、避難確保計画の作成方法などについて説明を行った。また、土砂災害対応訓練に合わせて、希望する施設に対し避難情報等の伝達訓練を実施したほか、電子メール等により避難訓練や訓練実施報告の必要性について周知した。	避難確保計画対象施設に避難確保計画作成の説明や避難訓練の促進等を行った。	B	避難確保計画作成の説明やアドバイスを通じて、地域防災計画に掲載されている要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が全て完了した。	B	計画作成の対象となる施設の洗い出しを行い、関係各課で連携を取りながら、実際の避難行動について今後確認していく必要がある。	避難確保計画作成の新規対象施設があれば、その施設に避難確保計画の作成方法などについて説明を行う。また、避難訓練の実施報告も義務化となったため、避難確保計画対象施設に周知していく。
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第３項　感染症対策の推進【新規】										
55	在宅高齢者等に向けた感染拡大防止のための情報提供および発信	健康課 高齢者支援課		感染症の拡大防止のため、国、都など関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努めます。 また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、市民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行います。	感染症の予防に関して、広報紙・ホームページ等で周知した。	概ね予定通り実施された。	B	感染症の予防に一定の効果を発揮した。	B	コロナ以後にも一定のレベルを保つこと	感染症の流行に応じて柔軟に対応していくこと
56	介護事業所等の感染症対応能力の向上	介護保険課		介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービスを提供するため、感染症対策の具体的な方法や留意点などについて必要な情報提供を行うとともに、感染症対応能力向上に資する研修などを実施します。	適宜、介護サービス事業所へ国や都からの感染症対策に関連する情報提供を行った。	適宜、介護サービス事業所へ国や都からの感染症対策に関連する情報提供を行った。	A	市内各事業所等へ国や都からの情報を周知することで、感染症対策や、これにかかる補助制度の利用を促進することができた。	A	各種制度の特例等臨時的な取扱いについて、各事業所への周知を図っていたものの、その理解や認識の度合いについても確認を行う必要がある。	「介護事業所等の感染症対策に関する支援」に統合される。
57	介護事業所等の感染症に関する体制整備支援	介護保険課		介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するための備えを講じ、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援します。	昨年度、新型コロナウイルス感染症発生時の従業員相互派遣に関する協定が締結された。 令和５年度において協定が適用された実績は無いものの、有事に備え必要な体制を維持した。	新型コロナウイルス感染症流行に備え、対応体制を維持した。	A	実績なし（新型コロナウイルス感染症５類移行のため）	A	突発的な感染症の拡大等への対応力を組織として磨いていく必要がある。	新型コロナウイルス感染症や従来の感染症に限らず、新たな感染症が流行した際などにも必要な情報の周知および体制整備支援を行う。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第４項　熱中症の対策の推進【新規】										
58	熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施	健康課 高齢者支援課		熱中症を予防するため、広報おうめ、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、パネル展等の啓発活動を実施します。 また、気象庁が「熱中症警戒アラート」を発表した場合、防災無線で広報するなど情報提供に努めます。	熱中症予防対策として、広報おうめ、ホームページ、リーフレットの配架、ポスター掲示などにより啓発活動を実施 熱中症警戒アラート発表時は、防災無線や行政メールで情報提供し、徹底した予防行動を促した（健康課）	熱中症予防に関する情報提供・啓発活動を実施。（健康課）	B	熱中症予防に関して、情報提供・啓発活動を行い貢献した。	B	近年の急速な温暖化により、関係機関の連携が求められる	防災課や市民活動推進課、総務課等、必要な関係機関と連携し対応していく
59	高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起	高齢者支援課		地域包括支援センターによる高齢者訪問等の際、熱中症予防の啓発と注意喚起を行います。	高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起を市の広報に掲載した。	市の広報を用いて、高齢者の熱中症予防啓発と注意喚起を行った。	B	広報に高齢者の熱中症予防啓発と注意喚起に関する記事を掲載することで、熱中症予防を促した。	B	今後、より多くの市民に対して、どのように予防啓発と注意喚起を行っていくかが課題となっている。	現状維持
60	梅っこサロンの開設	高齢者支援課		市の施設の一部を、暑さをしのぎ休憩できる高齢者の集いの場「梅っこサロン」として開放し、暑い時期に自宅で過ごすことができない高齢者に対する居場所を提供します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	D	―	D-2	高齢者の居場所については「地域サロン事業」を令和３年度より開始していること、また熱中症対策事業としては、令和５年度より健康課が「涼み処開設事業」を実施予定であることから、梅っこサロンについては事業終了とする。	廃止
	基本目標　第２章　高齢者が安全・安心に暮らせるまち　／　施策方針　第２節　生活安全対策の強化　／　基本施策　第５項　防犯対策の推進										
61	消費生活に関する啓発相談事業	市民安全課		悪質商法被害防止等について、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や消費生活相談を実施します。	出前講座、街頭キャンペーン、パネル展示、イベントでの出張相談および啓発資料の配布、広報・公式ＬＩＮＥを活用した啓発を行った。	出前講座、パネル展示、イベントでの出張相談・啓発資料の配布、広報・公式ＬＩＮＥを活用した啓発を行ったほか、相談事業を実施した。また、コロナウイルス感染症のため、令和元年１０月以降実施できなかった街頭キャンペーンによる啓発事業は、令和５年６月に実施することができた。	B	被害事例の現状を伝え、注意すべき点などを周知することにより消費者意識の向上につながるとともに、トラブルを未然に防ぐための一助にもなった。また、万が一トラブルに巻き込まれた場合に相談できる場所を知っていることは安心材料の一つにもなった。	B	多種多様なトラブルが増加し、高齢者からの相談数もふえている。また、相談内容も複雑化している中で、新たな啓発の場や方法を模索していく。	高齢者が安全・安心に生活が送れるよう、さまざまな機会を捉えて啓発・相談事業を行う。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
62	消費者を見守る体制づくり	市民安全課 高齢者支援課		高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月および２月の２回開催し、関係機関と情報共有を図った。	警察等と市関係機関が出席する高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月と２月に開催し、高齢者を取り巻くトラブルについて情報共有を図った。	B	高齢者の消費者被害やトラブルについて関係機関で情報を共有することによって被害の現状を把握し、被害の拡大を防止することができた。	B	認知症が疑われる消費者の相談がふえることが見込まれるため、消費者相談室との連携強化を図っていく。	関係機関で引き続き連携を密にし、さまざまなトラブルを未然に防いだり、トラブルに遭った際に迅速に対応できる体制づくりを行う。
63	犯罪防止のための情報提供の促進	市民安全課		特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、チラシの配付、市広報等への記事掲載、犯罪発生情報を配信するとともに、対象世帯には自動通話録音機の設置を行うなど、関係機関と連携して啓発等に努めます。	自動通話録音機の貸出、防犯メールの発信、地域安全運動での啓発チラシの配布、広報等での周知活動を行った。	毎月の広報での防犯情報の発信、河辺駅前での啓発チラシの配布を青梅警察と合同で行い、防犯啓発活動を実施した。	B	広報、街頭啓発キャンペーンを通して、防犯情報の発信を行うことができた。	B	巧妙化する詐欺の手口に合わせ、情報発信を実施していく必要がある。	警察との連携を強化し、効果的な防犯情報の発信を行う。
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第１節　総合的な生活・居住支援の充実　／　基本施策　第１項　生活支援サービスの充実										
64	福祉総合相談体制の強化	地域福祉課 高齢者支援課 生活福祉課 介護保険課 健康課 障がい者福祉課 子育て応援課	基本目標３－施策１	「青梅市地域福祉計画」にもとづき、多様化するニーズに対応するため、関係部署および関係機関との連携の強化に努めます。	重層的支援体制整備事業実施要綱を策定し、複雑 化・複合化した相談に対応する相談支援体制を整備した。	制度・分野ごとの「縦割り」を超えた総合的な相談支援を実施する体制の構築には時間を要したが体制整備ができた。	A	令和６年度重層的支援体制整備事業の実施に向け、庁内で調整を重ね、体制の整備に至った。	A	体制整備は完了したが、実際の運用の中で見えてくる課題は少なくないと想定されるため、課題を解消していく作業が求められる。	庁内での福祉総合相談体制の整備は完了したが、次期計画では市民に身近な福祉総合相談窓口を設置する計画とした。
65	高齢者の暮らしの手引の作成・配付	高齢者支援課		高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。 高齢者がいる世帯等に配付し、市の高齢者施策の周知を図ります。	民間事業者との協働により作成していたが、事業者の倒産により、発行できず、今年度は令和４年度版との変更一覧表を作成し、市民等に渡した。	高齢者の暮らしに役立たせるため、「高齢者の暮らしの手引き」を約11,000部作成し、民生児童委員の協力を得て、市民等に配布した。	B	市の施策やその他の高齢者に関わる情報を毎年度更新して配布することにより、在宅高齢者の生活の充実に貢献した。	B	民間事業者との協働により作成しているが、今後事業者の変更も含め発行について検討していく。	現状維持(一部変更)
66	配食サービス事業	高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。	在宅の一人暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、高齢者の心身の健康保持と地域交流を深め、高齢者福祉の向上に寄与した。 登録者数　259人 延配食者数　3,013人 ボランティア配食数　2,664人 業者直送数　22,361人	在宅の一人暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、高齢者の心身の健康保持と地域交流を深め、高齢者福祉の向上に寄与した。	B	ひとり暮らしや高齢者世帯の高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ることができた。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
67	高齢者福祉電話設置事業	高齢者支援課		ひとり暮し高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。また、福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	ひとり暮らし高齢者等に対し福祉電話を貸与し、連絡手段を確保するとともに、安否確認等を実施することで孤独感の解消を図った。 利用者実数　　9人 年間延利用台数　86台 年間延利用者数　86人	近隣に親族が居住していない一人暮らしの高齢者および高齢者のみで構成される世帯に対し、福祉電話を設置し、安否確認を行うことで高齢者の福祉の増進を図ることができた。	B	福祉電話を設置することで、近隣に親族のいない一人暮らしの高齢者および高齢者のみで構成される世帯の方の安否確認や孤独感の解消を図った。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
68	寝具乾燥サービス事業	高齢者支援課		寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。 寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥を行い、寝たきり高齢者等の衛生と健康の保持を図った。 対象者　　19人 実施回数　　12回 延件数　　92回	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥事業を行った。	B	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、寝具等の乾燥を行い、寝たきり高齢者等の衛生と健康の保持を図った。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
69	訪問理美容サービス事業	高齢者支援課		理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。 介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	要介護３以上の高齢者に対し、訪問理美容サービス事業を実施し、社会福祉の増進を図った。 登録者数　56人 利用枚数　64枚	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料の助成を行った。	B	自宅で理・美容を受ける際の出張料の助成を行うことで、介護者の負担を軽減し、高齢者の快適な生活を支援した。	B	今後、市民に対し事業内容や電子申請をどのように普及していくかが課題となっている。	現状維持
70	紙おむつ等給付事業	高齢者支援課		寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。 介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	65歳以上の在宅の寝たきりまたは失禁状態にある高齢者に対し、紙おむつ等を給付し、日常生活を容易なものとし福祉の増進を図った。 利用者数　509人	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ等を給付を行った。	B	紙おむつの給付を行うことで、介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援した。	B	今後、市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっている。	現状維持
71	日常生活用具給付事業	高齢者支援課	基本目標４－施策１	65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	申請　0件	介護保険で非該当と認定された高齢者に対し、入浴補助具、歩行補助車等の日常生活用具を給付することで高齢者の福祉の増進を図ることができた。	B	日常生活用具を給付することで、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう支援した。	B	申請数が少なく、制度の周知が課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
72	住宅改造費助成事業	高齢者支援課		住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢者に対し、その方の居住する住宅の浴室等の改造に要する費用を現物給付により助成し、日常生活の利便を図り福祉の増進に寄与した。 ・浴室設備等　9件 ・手すり等　7件 ・洋式便器　3件	住宅改造が必要と認められた高齢者に対し、浴室等の改造、段差の解消等を現物支給にて助成することで、高齢者の日常生活の利便を図り福祉の増進に寄与することができた。	B	住宅改造費を助成することで、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう支援した。	B	申請数が少なく、制度の周知が課題となっている。	現状維持
73	養護老人ホームへの入所措置	高齢者支援課		環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	65歳以上の方で、入院加療を要する病態でなく、環境および経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方に対する措置を実施した。 ・市内養護老人ホーム施設数 2施設 ・養護老人ホーム 措置施設数　7施設 実人数　18人 延人数　180人 ・特別養護老人ホーム 措置施設数　1施設 実人数　1人 延人数　3人	65歳以上の方で、入院加療を要する病態でなく、環境および経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方に対する措置を実施した。	B	入所措置を行うことで高齢者福祉の増進に寄与した。	B	高齢化が進むことで措置対象者が増加していくことが懸念される。	現状維持
74	外出等支援の情報提供の実施	高齢者支援課		移動に困難を抱える高齢者に対し、病院や買い物等の在宅生活に必要な支援について検討するとともに、移動支援サービス等を提供する事業者についての情報収集と、必要に応じて情報提供を行います。	高齢者の個別相談支援を行う中で、必要に応じて外出や移動手段等に関する情報提供を行った。 市で新たに移動支援事業を行った団体に対し補助金を交付する事業を実施した。	高齢者の個別相談支援を行う中で、必要に応じて外出や移動手段等に関する情報提供を行った。	B	高齢者が住み慣れた地域で生活を行う上での情報提供に努めた。 市で新たに移動支援事業を行った団体に対し補助金を交付する事業を実施した。	B	移動支援サービスを提供している事業者が限られている。 移動支援事業を実施する団体がいないため、更なる周知が必要。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
75	対話支援機器の導入【新規】	高齢者支援課障がい者福祉課		高齢者等が対話の中で聞こえにくさを感じる際に、意思疎通をよりスムーズに行うための機器を市窓口に導入します。	高齢者支援課および障がい者福祉課窓口に設置済である話し手側の声を聞き取りやすい音質に変換して聞き手側に届ける、卓上型対話支援機器「comuoon(コミューン)」を活用することで、耳の聞こえに問題を抱える来庁者の利便性向上を図った。 ・高齢者支援課および障がい者福祉課窓口に設置済である話し手側の声を聞き取りやすい音質に変換して聞き手側に届ける、卓上型対話支援機器（コミューン）を活用することで、耳の聞こえに問題を抱える来庁者の利便性向上を図った。令和２年度に対話支援機器３台を購入し、窓口に設置。聴覚障害者等との対話に効力を発揮している。	令和２年度に対話支援機器３台を購入し、窓口に設置。聴覚障害者等との対話に効力を発揮している。 ・コロナ禍において、窓口にアクリル板が設置され、従前に比べコミュニケーションが取りづらくなったが、コミューン設置の活用のシーンが増え、費用対効果が上がった。	A	・対話支援機器の導入を通じて、市民窓口サービスの向上に努めた。 ・聴覚障害者および高齢者の支援、サービス向上に貢献した。	B	機器本体の経年劣化による不調、損耗などに関する対処	引き続き、機器を活用したサービスを提供してゆく
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第１節　総合的な生活・居住支援の充実　／　基本施策　第２項　多様な住まいの確保										
76	居住系サービスの整備	高齢者支援課		有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応します。	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応した。	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応した。	B	「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき、新規施設の総量規制や既存施設の転換等を制限した。	B	有料老人ホーム等の建設については、市に許認可に関する権限がなく、事業者に対し要請しかできないことが課題である。	現状維持
77	サービス付き高齢者向け住宅の整備	住宅課		「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、高齢者の多様な住まいなどの立地状況を踏まえた適正な供給を誘導します。	引き続き、「福祉施設等の配置のありかたに関する基本方針」および「青梅市における東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し事業者に求める基準」に沿って、建設にかかる相談に対応した。	建設にかかる相談および東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の案内を実施した。	B	サービス付き高齢者向け住宅の設立の案内を行った。	B	東京都の補助金の案内は年間数件行っているものの、設立に至らない。	引き続き、設立に対し、適切な案内を行う。
78	高齢者住宅事業（シルバーピア）	住宅課		令和５（2023）年度までは、入居者が安心して生活できるよう配慮した高齢者専用の住宅に生活協力員を配置し、生活の安定を図ります。 令和５（2023）年度をもって廃止し、より公平で広く住宅の支援を行う制度を検討します。	引き続き、借り上げた青梅シルバーピア新町を、住宅に困窮した65歳以上の高齢者の使用に供した。 入居者数　　8人 入居率　　53% 生活協力員　　１名 なお、令和５年度をもって事業そのものを廃止した。	引き続き、借り上げた青梅シルバーピア新町を、住宅に困窮した65歳以上の高齢者の使用に供した。 入者数 R3当初：14人→R5末:8人 入居率 R3当初：93%→R5末:53% 生活協力員　1名	B	既存の入居者に対して事業の目的に沿った住居を提供できた。	B	利用可能者数が少なく、限られた高齢者のみが利用できる制度のため、より広く利用できる形にする必要がある。	今期計画の終期と同時に事業そのものを廃止したため、次期計画では、既存住宅への高齢者向け住戸の拡充や、共用部への手すり等の設置等の環境改善についての施策を掲載した。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
79	住替え支援事業	住宅課		住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	引き続き、居住支援協議会の設立に向け、東京都居住支援協議会にオブザーバーとして参加するなど、情報の収集に努めた。	居住支援協議会の設立に向け、東京都居住支援協議会へのオブザーバー参加など、情報収集に努めた	B	都の会議・ワーキングに積極的に出席し、市居住支援協議会設立に向け、参加市町村と情報収集意見交換を行った。	B	青梅市居住支援協議会設立に向け、庁内・関係団体との調整が必要である。	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討する。
80	住宅相談会	住宅課		定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、住宅の新築、増改築、リフォーム、売買、賃貸等およびマンションの修繕、維持管理等に関する相談について適切な助言を行います。	・定例住宅相談会 毎月異なるテーマで年間11回開催した。 ・住宅なんでも相談会 10月に全テーマを一度に取扱う「住宅なんでも相談会」を開催した。	定例住宅相談会および住宅なんでも相談会を開催し、市民等の住宅に関する悩みに対応した。	B	住まいについて悩みを抱える市民等に対し、専門家からのアドバイスを受けられる環境を整備した。	B	オンライン相談の実績が無く、来庁が難しい方のニーズに応えきれていない可能性がある。	より多くの方の悩みに寄り添える形を検討しながら、引き続き住まいに関する相談に対応していく。
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第２節　地域福祉活動の推進　／　基本施策　第１項　ボランティア活動等の支援										
81	ボランティア・市民活動センターの運営	市民活動推進課	基本目標１－施策３	センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。 市民のボランティア活動、ＮＰＯ活動を支援する拠点機能の充実を図ります。	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア・市民活動に関する各種相談受付や活動場所の提供などを行い、市民活動団体を支援した。出前講座として「ボランティア活動について」を吉川英治記念館にて開催した。	同センターとの協力により、市民のボランティア活動、ＮＰＯ活動を支援する拠点機能の充実が図れたと判断する。	B	ボランティア活動等の支援に貢献したものと判断する。	B	事業内容の前段「センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。」について、当課では取り組みは実施していない。	
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第２節　地域福祉活動の推進　／　基本施策　第２項　福祉コミュニティづくりの推進										
82	自治会との連携	市民活動推進課 高齢者支援課		ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する声掛けや安否確認について、自治会との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。	自治会振興交付金を令和２年度から引き続き、１自治会あたり一律２万円増額し、高齢者の見守り活動の準備を含めた自治会に対する財政的支援を実施した。	回覧板を回す際に声掛けを行うなど、自治会の負担が増加しない方法で実施。	B	補助金を増額したことにより、自治会の負担軽減を図り、取組の推進の一助となっている。	B	近年、自治会の役割が多く役員の負担増加が課題となっている。声掛けや安否確認を自治会に委ねるのは限界があると考える。	今後も回覧板を回す際に声掛けを行うなど、自治会の負担が増加しない方法で進めたい。
83	民生児童委員合同協議会との連携	地域福祉課 高齢者支援課		支援を必要とする高齢者に対し、民生児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生児童委員と意見交換等の場を設けます。	各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	【地域福祉課】 各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	B	【地域福祉課】 各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行った。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行った。	B	【地域福祉課】 新型コロナウィルス感染症が5類感染症に移行したあとも、高齢者世帯へはより配慮が必要なことから訪問ができない世帯があった。	【地域福祉課】 各地区担当の民生・児童委員において、高齢者世帯への訪問を行い、支援・相談等を行っていく。 また、定期的におこなわれる地区協議会において意見交換を行っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
84	社会福祉協議会等との連携	地域福祉課 高齢者支援課		地域における民間福祉団体の中心的組織である社会福祉協議会および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	B	各事業関係団体と密に連絡を取り合い、密接したネットワーク化を図った。	B	【地域福祉課】 社会福祉協議会および関係団体とさらなる連携を図る。	
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第２節　地域福祉活動の推進　／　基本施策　第３項　見守りネットワークの充実										
85	見守り支援ネットワーク事業	高齢者支援課	基本目標４－施策２	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	民間事業者による見守り活動を行った。また、見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを希望する締結事業者へ配布した。 協定締結事業者　　44社	民間事業者による見守り活動を行った。年度末には連絡会を開催し情報共有を図った。また、見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを作成し締結事業者へ配布した。	B	民間事業者による見守り活動を行った。見守り支援ネットワークに参加していることを示すステッカーを作成・配布することで、事業の普及啓発を図った。	B	協定締結事業者について、末端の従業員まで見守り協定についての知識が浸透していない部分がある。	拡充
86	徘徊・ＳＯＳネットワーク事業【新規】	高齢者支援課	基本目標４－施策２	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ＩＣＴを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	GPS機器の貸出と高齢者見守りシールの交付	在宅の認知症高齢者を介護する家族等にＧＰＳ機器の貸出しや、二次元コードを使用した見守りができる高齢者見守りシールの交付を行った。	B	ケアマネや行政機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られた。	B	行政機関（主に警察）が行方不明者を保護した場合、捜索支援アプリの使用に制限がある（QRコードが読み込み可能な機器がなく、私物を使用せざるを得ない）ことから、一部課題が残っている。 家族の情報リテラシーが低く、十分に活用できないケースがある（申請者が高齢の配偶者の場合など）	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進										
	１　介護予防・生活支援サービス事業　(1) 訪問型サービス										
87	現行相当サービス（介護予防サービス相当の訪問型サービス）	高齢者支援課		国の基準による訪問型サービスで、ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体介護や家事援助を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
88	家事支援に特化した訪問サービス（訪問型サービスＡ）	高齢者支援課		ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
89	おうめ生活サポーターサービス（訪問型サービスＡ）	高齢者支援課		おうめ生活サポーター（青梅市が実施する一定の研修修了者）が訪問し、家事援助を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
90	短期集中型予防サービス（訪問型サービスＣ）	高齢者支援課		柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を、短期間で集中的に行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業を実施することで改善が見込まれる方は一定数いると考えられ、提供事業所も十分あるが、うまく周知・利用促進できていない。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進										
	１　介護予防・生活支援サービス事業　(2) 通所型サービス										
91	現行相当サービス（介護予防サービス相当の通所型サービス）	高齢者支援課		国の基準による通所型サービスで、生活機能向上のための体操や食事、入浴等のサービスを実施します。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
92	軽度者向けの通所サービス（通所型サービスＡ）	高齢者支援課		生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	B	サービスの設定と提供を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	事業の内容、対象、介護報酬などが複雑で要介護者との違いもあり、事業所、ケアマネの理解に課題がある。	現状維持
93	短期集中型予防サービス（通所型サービスＣ）	高齢者支援課		短期間で集中的に行う２種類のサービスを実施します。 ●機能訓練指導員による運動指導やマシーンなどを使った筋力向上のための運動 ●柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じてサービスを提供した。	要支援１・２、もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、必要に応じて、柔道整復師によるサービスを提供した。	C	機能訓練指導員による筋力向上サービスについては、事業が実施出来ず、施策推進につながらなかった。	C-1	事業の要件や趣旨、介護報酬等の見直しなど必要である。	事業内容の改正
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進										
	１　介護予防・生活支援サービス事業　(3) その他の生活支援サービス										

第８期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における評価について

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
94	その他の生活支援事業	高齢者支援課		生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。	生活支援コーディネーターと各協議体などが必要な関係機関や地域の団体との協議により、必要なサービスについて検討をすすめた。	各地域で第２層協議体114回開催した。延べ約1,381人の地域住民が参加し、事業所とも連携や協議を行いながら、地域の支え合いや必要なサービスについての話し合いを行った。	B	各地域の第2層協議体で地域課題の把握、必要なサービスについて検討を行い、介護予防、日常生活支援総合事業を推進した。	B	協議体の中で検討された課題を施策化する力が弱いことが課題になっている。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第１項　介護予防・日常生活支援総合事業の推進											
	２　一般介護予防事業										
95	介護予防事業対象者把握事業（介護予防把握事業）	高齢者支援課		要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	令和５年４月１日現在、７５歳の市民（要介護認定者のうち居宅介護支援事業と契約のあるもの、病院、施設など入所者は除く）を対象にフレイル状況を確認する調査票とフレイル予防のチラシを送付し、家庭訪問や電話での状況確認を実施した。 調査票発送数　2,195人 調査票返送数　1,796人 電話・訪問延べ人数3,045人 把握人数　2,080人	毎年4月1日時点で75歳の市民を対象に訪問や電話での状況確認を実施し、生活機能に関する状態等の把握や介護予防事業の説明・案内を実施した。	B	75歳の市民を対象にフレイル状況を確認する調査票とフレイル予防のチラシを送付した。送付者全員に家庭訪問や電話での状況確認を実施することで介護予防の普及や推進を行った。	B	高齢者が増加する中でいかに効率よく高齢者の実態把握を行うかが課題。	現状維持
96	介護予防講演会（介護予防普及啓発事業）	高齢者支援課		介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	介護予防、認知症予防等に関する講演会を２回開催した。 ・認知症講演会 「明日認知症と言われたら」 参加者　36人 講師：とうきょう認知症希望大使能任智子氏 ・介護予防講演会 「今だからできるフレイル予防について」 参加者　22名 講師：東京都健康長寿医療センター　東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター　秦俊貴氏	毎年認知症と介護予防の講演会をそれぞれ1回ずつ、計2回行い、知識の普及啓発を行った。	B	地域で介護予防活動している方の参加によって、通いの場でも講演の内容が生かされ参加できなかった市民にも知識が波及した。 認知症の理解や当事者の社会参加、本人発信の大切さを普及できた。	B	参加者の声より、具体性・実践性のある知識の普及が課題となっている。認知症の本人発信について課題となっている	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
97	介護予防教室（介護予防普及啓発事業）	高齢者支援課		介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	介護予防教室を以下のとおり実施した。 ・健康長寿のび～る教室 全10回×年2回 参加実人数30人　延べ270人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：河辺市民センター、文化交流センター ・脳イキイキ教室 全6回×年3回 参加実人数46人　延べ226人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：成木市民センター、梅郷市民センター、今井市民センター	運動教室等を開催し、介護予防に関する知識や運動の普及啓発を図った。	B	自身でできる運動についての講義と実践を行ったことで、自立した介護予防運動の実践を促進することができた。	B	地域によっては参加者数が少ない。また、男性の参加率が低いことが課題となっている。	現状維持
98	介護予防リーダー養成事業（地域介護予防活動支援事業）	高齢者支援課	基本目標１－施策２	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	介護予防リーダー養成のための取り組みを以下のとおり実施した。 ・介護予防リーダー養成講座 全10回 参加実人数14人　延べ124人 ・介護予防リーダーフォローアップ講座 全16回　延べ363人 ・介護予防リーダー交流会 全4回　延べ71人 委託事業者：医療法人社団和風会	自分や家族、地域のために自主的に介護予防活動を行う介護予防リーダーを養成した。また、介護予防リーダーが継続的に地域で自主活動を行えるよう、フォローアップとして交流会を開催した	B	既存の通いの場だけでなく、新規の通いの場の立ち上げ支援も行い、介護予防リーダーが地域で活躍できる環境づくりを行った。	B	既存のリーダーの高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいない。また、地域によってはまだまだ通いの場の数が不足している。	現状維持
99	介護予防運動等の普及・啓発【再掲】（関連事業：元気に♪楽しく♪梅っこ体操）	高齢者支援課		青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	市内の教室や講座で梅っこ体操をはじめ介護予防の運動や知識の普及啓発を行った。 実施回数　10回	介護予防教室や講座の中で介護予防の普及啓発を行いながら、梅っこ体操を実施して健康づくりに取り組んだ。	B	梅っこ体操をはじめとした運動を実践してもらうことで市民が主体的に取り組める健康づくりを促進した。	B	教室を開催できていない地域もあるため、そういった地域にも教室を開催していく必要がある。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
100	フレイル予防に関する普及・啓発【再掲】	高齢者支援課 健康課		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	・介護予防教室でフレイル予防に関する講義や運動を行った。 実施回数　33回 参加人数　延べ539人（高齢者支援課） ・介護予防やフレイル予防に関する内容を盛り込んだ「介護予防だより」等を作成し、介護予防教室や通いの場、窓口などで配布することで、多くの市民へフレイル予防の重要性について周知を行った。（高齢者支援課）	・介護予防教室でフレイル予防を行った他、フレイル予防の冊子を市民に配布することでフレイル予防の普及啓発を行った。	B	・健康運動指導士の他、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、フレイル予防推進員など各専門職を講師にすることで多角的にフレイル予防を行うことができた。	B	・フレイルの認知度は未だ低い為、各教室や配布物等を通して引続きフレイル予防の普及啓発に取組む必要がある。	現状維持
101	介護予防機能の強化（地域介護予防活動支援事業）	高齢者支援課		介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	R４年度補助金利用団体 延１１２団体、実１３団体 補助金交付額合計　239,400円 自主グループ数２１ 民間施設を使用するリーダーへの補助ができるよう要綱改正を行った。	公共施設を利用して地域介護予防活動を行う団体に対し、支援を行った。	B	団体への支援を通して、地域介護予防活動を支援し、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を行った。	B	介護予防活動の定義が明確でなく、対象の活動かどうかの線引きに課題がある。	制度の見直し、改良
102	高齢者クラブの健康づくりへの支援	高齢者支援課		高齢者の健康づくり、介護予防のために、高齢者クラブの要望に応じて介護予防教室等を開催します。	高齢者クラブからの依頼に応じて、フレイル予防等をテーマに教室を開催した。 実施回数　10回 参加延べ人数　233人	高齢者クラブ加入者を対象に、介護予防教室を実施し、介護予防の普及啓発や自発的な介護予防に資する組織の育成・支援を行った。	B	介護予防教室を通して、一般介護予防の普及を行った。	B	高齢者クラブが市に依頼する際に、どのような教室があるのかが分からないことがあるため、介護予防教室の内容を周知する必要がある。	現状維持
103	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課		高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	・市内3か所の各包括支援センターで介護予防、フレイル予防等をテーマにリハビリテーション専門職等を講師に、講義や体操、レクリエーションを実施した。 介護予防教室 実施回数　33回 参加延べ人数　539人 ・介護の日イベント 家族介護教室 参加延べ人数　23人	リハビリテーション専門職などを講師に、介護予防教室を開催した。	B	介護予防教室では、専門職によって日常生活でそのまま使えるような内容を実践することで、自身で介護予防を行うことを促進した。	B	男性の参加率が低いことが課題となっている。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	１　地域包括支援センターの運営										

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
104	総合相談支援	高齢者支援課	基本目標３－施策１	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。 地域の民生児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	令和5年度相談件数 電話9,459件、訪問6,747件、来所676件（３か所の地域包括支援センターの合計延べ件数） 地域の民生委員や関係機関等、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	B	医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。	B	認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく世帯の抱える問題も複合化している。高齢部門問わず、幅広く関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。	拡充（地域包括支援センター体制強化）
105	権利擁護	高齢者支援課		地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者の権利擁護に取り組みます。	社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。 令和５年度相談件数（地域包括支援センター３か所合計延べ件数） 虐待603件、成年後見92件、支援拒否0件、その他14件	社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者の権利侵害の防止に努めた。	B	地域包括支援センターを中心に、関係機関等と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見、支援に取り組んだ。また、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者への成年後見制度の利用支援に取り組んだ。	B	認知症の増加、独居・高齢者世帯の増加等、高齢者をとりまく問題も複合化している。関係機関と連携し、総合的な支援体制の整備が課題。	拡充（地域包括支援センター体制強化）
106	包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者支援課		ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用した体制の構築や介護支援専門員に対する個別支援等を行った。 ・ケアプラン勉強会 開催：84回　1,343人参加 ・ケアマネジャー研修会等　の開催：研修会１回、勉強会１回、意見交換会２回、	包括的・継続的なケアマネジメント支援を実施できるよう、ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行った。	B	包括的・継続的なケアマネジメント支援を実施できるよう、ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行った。	B	包括的・継続的ケアマネジメントの実現に向けた取り組みにおける地域づくりの視点および地域ケア会議の活用が課題。	現状維持
107	介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）	高齢者支援課		介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるようアセスメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。	要支援１・２もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	要支援１・２もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	B	要支援１・２もしくは基本チェックリストからの事業対象者に対し、利用者に適切な介護予防サービスが提供されるようケアマネジメントを実施した。	B	生活支援体制整備事業および認知症施策と連動した取り組みが課題。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	２　地域ケア会議の推進										

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
108	地域ケア会議の推進	高齢者支援課	基本目標４－施策１	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	個別事例の検討により、介護予防・自立支援に向けた支援への助言や関係機関のネットワーク構築、地域課題の抽出等を図る地域ケア会議を実施した。 開催回数：6回 検討事例：18事例	事例検討を通じ、関係者など多職種のネットワーク構築につながった。 個別事例の中にある地域課題の把握に意識して会議を進行することができた。	B	個別事例の検討から地域課題を意識することで、「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を推進できた。	B	個別事例の中から地域課題の要素を把握して、地域課題を検討する場につなげていない。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	３　在宅医療・介護連携推進事業										
109	在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	在宅医療、介護連携に関する課題の抽出、また、地域の医療機関や介護事業所等の情報、機能等を把握し、多職種ネットワーク連絡会等において医療・介護関係者と、対応等の検討や情報共有を行います。	顔の見える関係づくりについてをテーマに、多職種ネットワーク連絡会を開催した。 開催回数：年１回 参加人数：18人	顔の見える関係づくりについてをテーマに、多職種ネットワーク連絡会を開催し、市の取組状況の共有および連携に向けた課題等について検討を行った。	B	顔の見える関係づくりについてをテーマに、多職種ネットワーク連絡会を開催し、市の取組状況の共有および連携に向けた課題等について検討を行った。	B	医療ニーズ・介護ニーズともに必要な高齢者が増加している。医療・介護の一体的提供を目指した連携体制のための情報共有、課題の抽出が課題。	拡充
110	在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	直営地域包括支援センター総合相談支援事業において、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	直営地域包括支援センター内に窓口設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	B	直営地域包括支援センター内に窓口設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した。	B	より身近な場所での相談支援窓口として、各地域包括支援センターに相談窓口を設置することが必要。	拡充（各地域包括支援センターに相談窓口を設置）
111	在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	・人生の最終段階における医療・ケアの方針や、生き方について日頃から話し合い共有する人生会議をテーマに市民対象の講演会を開催した。 開催：１回　22人 内容：人生会議 講演会～人生の最終章、あなたはどう飾りますか？～ ・また、西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として住民向け講演会を開催した。 開催：１回　154人 内容：治さなくてよい認知症～認知症は直らない　でも私たちにできることがある～	地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図るための取組みとして住民向け講演会を開催した。また、希望者にエンディングノート周知を行った。、	B	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ることを目指した。	B	地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図るためには、在宅医療・介護関係者間における情報共有や連携体制に向けた取り組みが必要。	現状維持

第８期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における評価について

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
112	在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	高齢者支援課	基本目標３－施策１・施策２ 基本目標４－施策１	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として医療・介護関係者向け研修会をオンラインで開催した。 開催：１回　69人 内容：「地域包括ケアを考える」	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を実施した。	B	西多摩地域広域行政圏協議会共同事業として、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を実施した。	B	地域住民の医療ニーズ市内外ともに求められることから、西多摩地域における連携が必要。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　基本施策　第２項　包括的支援事業の推進										
	４　生活支援体制整備事業										
113	生活支援サービスの体制整備【拡充】	高齢者支援課	基本目標１－施策３ 基本目標２－施策１・施策２	各圏域に配置された生活支援コーディネーターは、地域の協議体と一緒に地域の実情に応じた生活支援の基盤整備を推進していきます。 地域の社会資源や課題の把握を行い、多様な主体間の情報共有、および関係者間のネットワークの構築を図り、高齢者の社会参加につながるような地域活動を創出します。	地域の支え合い活動を推進するために11の地域で第２層協議体の活動を実施。計114回開催した。第１層協議体を開催し、情報共有と青梅市全体の課題について話し合いを行った。	生活支援コーディネーターを日常生活圏域に各々配置することができた。 生活支援の体制整備として地域での支えあい活動を推し勧め、第２層協議体を各市民センターごとに設置する取り組みを行った。その結果、地域活動や課題の共有、関係者間のネットワークの構築を図ることができた。 今後も既存の活動の維持・拡充や地域の実情に合わせた活動の創設に向け取り組んでいく。	B	第２層協議体を１1か所設置し、各々の協議体が地域の実情に合った活動を続け、地域の支え合い活動を推進した。	B	生活支援体制整備事業と第２層協議体の認知度が低く、今後市民にどのように周知し、支え合い活動の大切さや参加者を増やしていくかが課題となっている。	現状維持
114	元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手（おうめ生活サポーター）養成研修	高齢者支援課		高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の１つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスのうち、元気高齢者等が実施するサービスを安定して供給するために担い手（おうめ生活サポーター）養成研修を行った。 参加者人数　14名	青梅生活サポーター養成研修を実施した。研修終了後に任意参加で社協、シルバー人材センターが業務内容の説明や質疑応答の時間を取り、登録を積極的に勧奨した。	B	元気高齢者に対して担い手研修を実施することで生活支援体制整備事業の推進につながった。	B	研修を受講した後に登録する人の割合が少ないことが課題になっている。	拡充
115	高齢者の社会参加への取組	高齢者支援課		生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が介護予防教室やリーダー養成研修、認知症カフェなどに参加し、高齢者の社会参加につなげるための支援を実施した。	生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携し、11の地域で第２層協議体114回開催した。延べ1,381人の住民が参加し地域の支え合いや高齢者の社会参加について話し合いを行った。認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを6か所で開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。介護予防リーダーを養成し、通いの場の拡大を図った。	B	生活支援コーディネーターと認知症地域推進員が地域住民や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加の機会を検討、創出し生活支援の体制整備を推進した。	B	活動が拡大するにあたり、費用や場所の確保が課題になっている。	拡充（地域および関係機関との連携強化を行う）

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第３節　地域支援事業による自立支援の充実　／　基本施策　第３項　任意事業の推進										
116	介護サービス事業者連絡会	高齢者支援課 介護保険課		市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者連絡会を行います。	介護サービス事業者連絡会を以下のとおり開催した。 回数：1回 内容：実効性のあるＢＣＰ－現場リスクマネジャーが伝授－	定期的に介護サービス事業者連絡会を開催することにより、市と介護サービス事業者の情報交換と連絡協議の場を提供することができた。	B	市と介護サービス事業者との情報交換と連絡協議を通して、任意事業を推進した。	B	介護サービス事業所に共通して参考になる講演テーマの選定などについて課題がある。	現状維持
117	居宅介護支援事業者連絡会	高齢者支援課 介護保険課		ケアマネジャーの情報交換と連絡協議の場として居宅介護支援事業者連絡会を行います。	居宅介護支援事業者連絡会を以下のとおり開催した。 回数：1回 内容：住まいの防火防災診断における連携について、青梅消防署との意見交換	定期的に居宅介護支援事業者連絡会を開催することにより、ケアマネジャー同士の情報交換と連絡協議の場を提供することができた。	B	市と居宅介護支援事業者との情報交換と連絡協議を通して、任意事業を推進した。	B	居宅介護支援事業所に共通して参考になる講演テーマの選定などについて課題がある。	現状維持
118	介護給付費通知発送	介護保険課		介護サービス利用者に、実際に利用しているサービスの種類・費用を通知します。 利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	介護給付費通知を発送し、給付内容を確認いただくことにより、給付の適正化を図るとともに、制度理解を促進した。 ・10月発送(令和４年８月～令和５年７月分) 送付件数：6,245通	通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう、今年度も圧着はがきの形態を採った。	B	利用者が自身の給付内容について把握するため、必要な情報の提供を行うことができた。	B	国が標準的に定める通知内容が複雑であることから、高齢者本人ならびに家族が理解することが困難であり、当初期待されていた効果を達成できていないこと。	本事業については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第９期計画期間中に実施の方向性を検討していく。
119	家族介護教室	高齢者支援課		高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	介護の日イベントに合わせて家族介護教室を開催した。 実施回数　２回 参加者延べ人数　23人	高齢者を介護している家族等に対して、介護や健康づくり等に関する教室を開催し、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図った。	B	介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを通して、任意事業を推進した。	B	参加者数の増加のための周知に課題がある。 テーマや講師の選定に課題がある。	現状維持
120	家族介護慰労金支給事業	高齢者支援課		重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	該当件数：　　3件 支給額：30,000円	一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給することにより、重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図ることができた。	B	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図ることを通して、任意事業を推進した。	B	慰労とともに、専門職による介護等に関する適切なアドバイスを実施したいが、慰労金の支給や専門職の受け入れに否定的な世帯がある。	現状維持
121	介護サービス相談員派遣事業	高齢者支援課		介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	介護サービス相談員の派遣を以下のとおり実施した。 ・介護老人福祉施設 ・通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・個人宅	介護サービス相談員を介護施設へ派遣し、利用者の相談に乗ることで、利用者と介護施設、行政との橋渡しを行うことができた。	B	介護サービス相談員を介護施設へ派遣し、利用者の相談に乗ることで、利用者と介護施設、行政との橋渡しを行い、任意事業を推進した。	B	事業の知名度が十分でなく、受入れに否定的な事業所が依然として多い。 相談員の個性やスキルの問題もあるが、過去に受け入れた事業所から否定的な印象を持たれてしまうことがあった。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第１項　普及啓発・本人発信支援										
122	認知症サポーター養成研修	高齢者支援課	基本目標１－施策１・施策２	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、講師を派遣し、研修を行います。	認知症サポーター養成研修を以下のとおり実施した。 ・実施回数　25回 ・養成サポーター数　575人	市民や学生に対し認知症サポーターを養成し、認知症にやさしいまちを目指した。	B	認知症サポーターを養成することで、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	コロナ禍により中断した小、中学校での開催が再開できていない。	拡充
123	認知症ケアパスの活用	高齢者支援課		認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み（認知症ケアパス）等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	認知症ケアパスを増刷し、市内の医療機関、公的施設等に配置したり、訪問時に必要に応じて交付したほか、認知症サポーター養成講座にて受講者に交付した。	認知症ケアパスの増刷を行った。 医療機関、介護事業所等に配布したほか、市民や認知症サポーター養成講座受講者等にも広く配布した。	B	認知症ケアパスの更新、配布を通して、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	ケアパスには医療機関の情報が乏しい事や、認知症基本法や健診の取り組みによっては改正が必要になる可能性もある	現状維持
124	認知症の相談窓口の周知	高齢者支援課		認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	広報での周知に加え、スーパーや図書館、文化交流センター、アルツハイマー月間において市役所ロビーなどでもの忘れ相談会を実施し、相談窓口等の周知に加え、実際の相談対応を行った。	出張もの忘れ相談会の開催および実際の相談対応を通して、認知症相談窓口の周知を行った。	B	認知症相談窓口の周知を通して、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	出張もの忘れ相談会における相談者の秘匿性の確保や、気軽に相談できる雰囲気づくりなどに課題がある。	現状維持
125	認知症簡易チェックシステムによる啓発	高齢者支援課		認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	認知症チェックシステムを運用し、定期的に広報等で周知することで利用につながっている。	認知症チェックシステムの周知・利用促進を行うことで認知症の早期発見を支援した。	B	認知症の早期発見を支援することで、認知症の普及啓発・本人発信支援を行った。	B	独居や高齢者のみ世帯等で電子機器を用いた認知症簡易チェックが困難な方への対応等に課題がある。	現状維持
126	本人発信支援に向けた基盤づくりへの取組【新規】	高齢者支援課		認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	認知症講演会や、認知症ステップアップ講座などで本人発信や社会参加の重要性について普及啓発を行った。地域支援推進員を中心に認知症カフェの普及に取り組み、認知症サポーターの活動の場づくりや本人発信に向けた支援を実施した	市内で6か所で認知症カフェが開催され、認知症サポーターの活動の場や、認知症本人の発信の場の創出に取り組んだ。	B	住民主体の認知症カフェの開設の支援や事業所と連携して認知症本人の発信の場の創出について話し合いを行い、普及啓発、本人発信の推進を行った。	B	本人発信の場についての周知や、当事者自身への働きかけに課題を感じている。本人の発信の場としてもチームオレンジの設置が必要。	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
127	認知症の正しい知識と理解の普及・啓発	高齢者支援課		世界アルツハイマーデーおよび月間にちなんだパネル展や講演会等各種イベント等を開催し、認知症の普及・啓発を図ります。	認知症の理解を深めるため、認知症月間にあわせ、カフェ形式の相談会（うめカフェ）、認知症サポーター養成講座、認知症講演会、もの忘れ相談会、パネル展示などを実施した。	認知症月間に認知症に関するイベントを集中的に実施した。	B	認知症講演会を開催し、認知症の正しい知識と理解の普及・啓発を行った。	B	認知症講演会のテーマや講師の選定について課題がある。	現状維持
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第２項　認知症予防の推進										
128	認知症支援コーディネーター事業の推進	高齢者支援課		認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	個別ケースへの訪問等により認知症の疑いがある人への相談他早期発見・早期診断につなげる支援を行った。 相談件数：延べ353件 訪問件数：延べ146件	認知症支援コーディネーターの配置により、個別ケース支援のバックアップ、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を行うことができた。また、各地域包括支援センターとも綿密な連携を行うことができた。	B	認知症支援コーディネーターを配置したことにより、認知症の早期発見、早期治療につなげ、認知症の重症化予防を推進した。	B	令和6年度より地域包括支援センターに認知症コーディネーターを配置することにより、活動実績のカウントの仕方や対応方法などにばらつきが生じる可能性がある。	拡充
129	認知症地域支援推進員の配置	高齢者支援課		地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。 認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取組等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	地域支援推進員を中心に、認知症講演会や、認知症ステップアップ講座などで本人発信や社会参加の重要性について普及啓発を行った。認知症カフェの普及に取り組み、認知症サポーターの活動の場づくりや本人発信に向けた支援を実施した	認知症地域支援推進員の配置により、もの忘れ相談会や認知症カフェをはじめ、各地域で認知症の正しい知識の普及と、認知症に優しいまち作りを目指し認知症施策を展開した。	B	各地域で認知症施策を展開することにより、認知症に対する正しい知識の普及や認知症に優しいまちづくりを推進した。	B	認知症本人や認知症家族の支援ニーズと認知症サポーターの活動をつなげる仕組みづくりが課題。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
130	介護予防講演会（介護予防普及啓発事業）【再掲】	高齢者支援課		介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	介護予防、認知症予防等に関する講演会を２回開催した。 ・認知症講演会 「明日認知症と言われたら」 参加者　36人 講師：とうきょう認知症希望大使 能任智子氏 ・介護予防講演会 「今だからできるフレイル予防について」 参加者　22名 講師：東京都健康長寿医療センター　東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター　秦俊貴氏	毎年認知症と介護予防の講演会をそれぞれ1回ずつ、計2回行い、知識の普及啓発を行った。	B	地域で介護予防活動している方の参加によって、通いの場でも講演の内容が生かされ参加できなかった市民にも知識が波及した。 認知症の理解や当事者の社会参加、本人発信の大切さを普及できた。	B	参加者の声より、具体性・実践性のある知識の普及が課題となっている。認知症の本人発信について課題となっている	現状維持
131	介護予防教室（介護予防普及啓発事業）【再掲】	高齢者支援課		介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	介護予防教室を以下のとおり実施した。 ・健康長寿のび～る教室 全10回×年2回 参加実人数30人　延べ270人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：河辺市民センター、文化交流センター ・脳イキイキ教室 全6回×年3回 参加実人数46人　延べ226人 委託事業者：医療法人社団和風会 会場：成木市民センター、梅郷市民センター、今井市民センター	運動教室等を開催し、介護予防に関する知識や運動の普及啓発を図った。	B	自身でできる運動についての講義と実践を行ったことで、自立した介護予防運動の実践を促進することができた。	B	地域によっては参加者数が少ない。また、男性の参加率が低いことが課題となっている。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
132	高齢者の社会参加への取組【再掲】	高齢者支援課		生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が介護予防教室やリーダー養成研修、認知症カフェなどに参加し、高齢者の社会参加につなげるための支援を実施した。	生活支援コーディネーターが地域住民や関係機関と連携し、11の地域で第２層協議体114回開催した。延べ1,381人の住民が参加し地域の支え合いや高齢者の社会参加について話し合いを行った。認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを6か所で開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。介護予防リーダーを養成し、通いの場の拡大を図った。	B	生活支援コーディネーターと認知症地域推進員が地域住民や関係機関と連携を図りながら、高齢者の社会参加の機会を検討、創出し生活支援の体制整備を推進した。	B	活動が拡大するにあたり、費用や場所の確保が課題になっている。	拡充（地域および関係機関との連携強化を行う）
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第３項　医療・ケア・介護サービス・介護者への支援										
133	認知症カフェの普及	高齢者支援課		認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	認知症当事者と介護者等の集いの場としての認知症カフェは市内で6カ所設置している。	認知症地域支援推進員がカフェの運営者と連携し、カフェの支援や周知を行った。	B	住民主体の認知症カフェが立ち上がり、認知症本人や家族が集う場を推進した。	B	認知症カフェが増加した一方、周知が課題となっている。	拡充
134	認知症ＢＰＳＤケアプログラム推進事業	高齢者支援課		介護サービス事業者等を対象に、認知症ＢＰＳＤケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	「日本版ＢＰＳＤケアプログラム」の普及促進のため、市内介護サービス事業者のうち希望のあった事業所を対象としてアドミニストレーター養成研修・フォローアップ研修を実施した。 また、認知症ケアプログラムの導入を支援するため、申請のあった事業者に対し、初期経費の補助を行うが、令和５年度は交付申請がなかった。	日本版BPSDケアプログラムの普及啓発のため、アドミニストレーター養成研修、フォローアップ研修を実施し、地域の認知症ケアの質向上を図った。	B	地域の認知症ケアの質向上を図ることにより、認知症に係る医療・ケア・介護サービス・介護者への支援を行った。	B	認知症ケアプログラム導入初期にハードルが多く、広く普及につながっていない点が課題である。	現状維持

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
135	認知症初期集中支援チーム推進事業	高齢者支援課	基本目標３－施策２	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついておらず認知症または認知症の疑いがある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、早期に関わり診断・対応できるよう専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、周知を行ったが、支援には繋がらなかった。	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、早期に関わり、医療や介護につなげることができた。	B	認知症またはその疑いのある方、家族を訪問し、医療や介護につなげることができ、認知症の早期発見、重症化予防を推進した。	B	事業の周知や、対象者の選定や介入時期などについて課題がある。	現状維持
136	徘徊高齢者家族支援サービス事業	高齢者支援課		徘徊高齢者を探索するための位置探索ＧＰＳ機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	GPS端末の貸与	認知症により行方不明になるおそれのある方の家族にＧＰＳ機器を貸与し、家族の介護負担軽減を図った。	B	認知症の方の家族の介護負担軽減を図ることで、認知症に係る医療・ケア・介護サービス・介護者への支援を行った。	B	貸与者の中にはGPS機器の位置探索をほとんど行っていない者もあり、課題となっている。	現状維持
137	認知症疾患医療センター等との連携	高齢者支援課		受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	都が指定する認知症疾患センターと連携をして、各種イベントや相談会を実施し、連携を深めた。地域の認知症の方の相談対応で民生委員やかかりつけ医との連携を深めた。	受診困難等認知症の疑いがある高齢者については、各地域包括支援センターで対応し、もの忘れ相談会などで認知症疾患医療センターと連携し、個別対応を行った	B	認知症のイベントや相談会を認知症疾患医療センターと連携して実施し、認知症予防を推進した。	B	受診困難等認知症の疑いがある高齢者について、初期集中支援チームと地域包括支援センターの連携が課題となっている。	拡充
	基本目標　第３章　高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち　／　施策方針　第４節　認知症施策の推進　／　基本施策　第４項　認知症バリアフリーの推進、社会参加支援										
138	認知症サポーターの活動の場づくり【新規】	高齢者支援課		認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	認知症サポーター養成講座修了生を対象に、より深い知識や対応方法を学ぶ機会として、ステップアップ講座を開催した。 参加人数　25人	認知症サポーター養成研修修了者を対象にステップアップ講座を開催し、認知症の方や家族に対しサポーターとして地域で何ができるのかを考える機会とした。	B	認知症サポーター養成研修修了者を対象にステップアップ講座を開催し、より深い知識や対応を学び、認知症バリアフリーを推進した。	B	チームオレンジの活動に向けて、支援体制の構築に課題がある。	拡充
139	認知症本人の社会参加への取組【新規】	高齢者支援課		認知症カフェなど本人が気軽に参加できる場づくりを推進します。	認知症地域推進員が地域や関係機関と連携し認知症カフェを6か所で開催し、当事者や本人の社会参加につなげた。認知症サポーターステップアップ講座を開催し、チームオレンジの設置に向けて取り組みを行った。	認知症地域支援推進員を中心に認知症の人や家族等への相談支援やて、地域で認知症の人や家族が参加しやすい場所の創出や体制づくりについて検討を行った。	B	認知症カフェなどを創出し、認知症サポーターの活動の場の拡充や本人の社会参加を促進した	B	認知症サポーターの活動の場の拡充についてサポーターへの働きかけなどに課題がある	拡充

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
140	徘徊・ＳＯＳネットワーク事業【再掲】	高齢者支援課		認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ＩＣＴを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	GPS機器の貸出と高齢者見守りシールの交付	在宅の認知症高齢者を介護する家族等にＧＰＳ機器の貸出しや、二次元コードを使用した見守りができる高齢者見守りシールの交付を行った。	B	ケアマネや行政機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られた。	B	行政機関（主に警察）が行方不明者を保護した場合、捜索支援アプリの使用に制限がある（QRコードが読み込み可能な機器がなく、私物を使用せざるを得ない）ことから、一部課題が残っている。 家族の情報リテラシーが低く、十分に活用できないケースがある（申請者が高齢の配偶者の場合など）	現状維持
141	消費者の見守り体制づくり【再掲】	市民安全課 高齢者支援課		高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月および２月の２回開催し、関係機関と情報共有を図った。	警察等と市関係機関が出席する高齢者の消費者被害等の情報連絡会を８月と２月に開催し、高齢者を取り巻くトラブルについて情報共有を図った。	B	高齢者の消費者被害やトラブルについて関係機関で情報を共有することによって被害の現状を把握し、被害の拡大を防止することができた。	B	認知症が疑われる消費者の相談がふえることが見込まれるため、消費者相談室との連携強化を図っていく。	関係機関で引き続き連携を密にし、さまざまなトラブルを未然に防いだり、トラブルに遭った際に迅速に対応できる体制づくりを行う。
142	成年後見制度の活用支援【再掲】	地域福祉課		社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。	成年後見制度の相談窓口については社会福祉協議会に委託している。社会福祉協議会では、チラシを作成し、包括支援センター、介護老人施設、金融機関に設置し、制度の周知に努めた。また、報酬費用の助成については、１件の申請に対して補助を行った。	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	青梅市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会から受託し、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理を行う、地域福祉権利擁護事業を実施した。（契約件数19件） 成年後見制度や遺言相続、権利侵害についての弁護士による無料相談会を実施した。（相談件数81件） 福祉サービス利用者の苦情を受け付けた。（相談件数2件）	B	関係機関への周知	社会福祉協議会等の関係機関と連携し、事業の推進を図っていく。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
	基本目標　第４章　高齢者が安心して介護を受けられるまち　／　施策方針　第１節　介護保険事業の健全な運営　／　基本施策　第３項　介護サービスの適正な給付										
143	要介護認定の適正化	介護保険課		業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	業務分析データの分析を行い、認定調査結果に大きなばらつきは見られなかった。認定調査員には、現任研修および定期的に印刷物により、認定調査項目の定義の再確認を行った。	認定調査員に対し、認定調査員向けeラーニングを活用するなど、毎年現任研修を実施し、また、審査会委員に対し全体会や合議体長会議の場で認定状況等の情報情報提供を行った。 その結果、調査項目等のばらつきの改善を図ることができた。	B	要介護認定の適正化を図ることにより、介護サービスの適正な給付につなげることができた。	B	認定申請件数の増加が見込まれるなか、認定調査結果等のばらつきが生じないようにする必要がある。	現在の取組に加え、要介護認定事務のプロセスにおいて、ICT機器等を活用したオンライン化を推進する。
144	ケアプランの点検	介護保険課		介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者である市の職員がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	居宅介護支援事業所等の実地検査等で、ケアプラン146件の点検を実施した。	その他のケアプラン点検の実施により、市の職員の技量向上を図った。	B	自立支援に資するケアマネジメントの協働。	B	職員の専門的知識の向上が必要である。	高齢者支援課と協力し、点検時に主任介護支援専門員の目を通すことで、点検の質を高め、利用者の自立支援に貢献する。
145	住宅改修等の点検	介護保険課		受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請書の内容や改修概要が不明確なものについて５件実施した。	令和４年度は新型コロナウイルスの影響で市民（高齢者）の自宅に調査に行くことが困難であったが、少しづつ実施回数を増やせている。	B	書面では判断できかねるケースや例外ケース等に訪問し点検を行うことで介護サービスの適正な給付につなげることができる。	B	現地点検の時間短縮のため、業務スキルの向上が求められる。	現在の取組に加え、各事業者の適切な制度利用を促すための普及啓発を行う。
146	縦覧点検・医療情報との突合	介護保険課		（縦覧点検） 介護報酬の給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。誤りがある場合は事業者に正しい請求を行うよう促します。 （医療情報との突合） 介護給付情報と医療給付情報を突合させ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。	毎月、国民健康保険団体連合会からの医療情報との突合について確認を行い、請求誤りを是正した。 縦覧点検：270件	保険者（市）確認分（国保連合会処理委託分以外）について、未実施の項目を順次実施した。	B	各事業所の請求を適正な状態に保つべく、介護保険制度上給付の条件が限定されている項目について、検査を行うことができた。	B	職員の専門的知識の向上が必要である。	点検対象の帳票を増やし、不適切なサービス利用の発見および是正に務める。

	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和５年度取組状況	計画期間中の取組状況（右の評価の詳細）	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか（右の評価の詳細）	成果の担当課評価	課題	次期計画の方向性
147	介護給付費通知の発送	介護保険課		介護サービス利用者に、利用しているサービスの種類・費用・回数等を通知し、利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	介護給付費通知を１回発送し、給付内容を確認いただくことにより、給付の適正化を図るとともに、制度理解を促進した。 ・10月発送(令和４年８月～令和５年７月分) 送付件数：6,245通	通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう、今年度も圧着はがきの形態を採った。	B	利用者が自身の給付内容について把握するため、必要な情報の提供を行うことができた。	B	国が標準的に定める通知内容が複雑であることから、高齢者本人ならびに家族が理解することが困難であり、当初期待されていた効果を達成できていないこと。	本事業については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第９期計画期間中に実施の方向性を検討していく。
148	給付実績の活用	介護保険課		給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。	居宅介護支援事業所10か所および地域密着型サービス事業所９か所の実地指導において、適正なサービス提供が行われているか確認を行った。	実地指導において、居宅介護支援事業所で36件分、地域密着型サービス事業所で36件分の利用者について、給付実績情報を活用し、検査を行った。	B	国保連合会から送付される給付実績情報等を活用し、不適正な給付が行われている可能性のある利用者を抽出・検査することができた。	B	実地指導と給付適正化の担当課が別であることから、意識の共有・連携のレベルを上げる必要がある。	本事業については廃止となり、一部ケアプランの点検にかかわる事務は、「ケアプラン等の点検」に統合される。

資料６

介護人材対策事業について

１　事業概要

介護事業所での人員不足が深刻化するなか、人材確保や介護の仕事の普及啓発を目的とした、介護人材対策事業を実施する。

２　実施内容

令和６年６月２日開催の健康まつりにおいて、青梅市高齢者福祉施設長会と連携し、介護の仕事について普及啓発を行い、合計約８０名の参加者が介護体験等を行った。

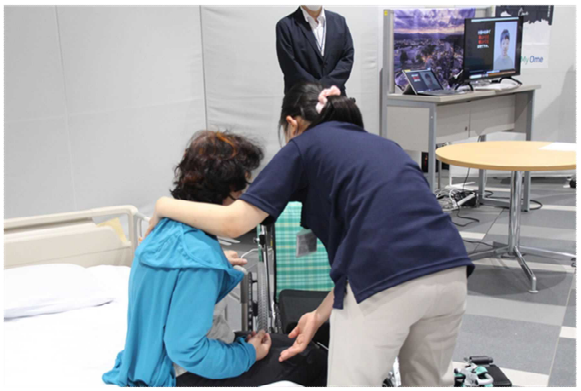
(1) 当日の様子

「介護の体験ブース」と「お話しブース」をそれぞれ設置した。

ア　介護の体験ブース

ベッドから車椅子への移動などの身体的な介護体験や、認知症の方の対応方法などの体験を、する側、される側になって疑似体験を行った。





イ　お話しブース

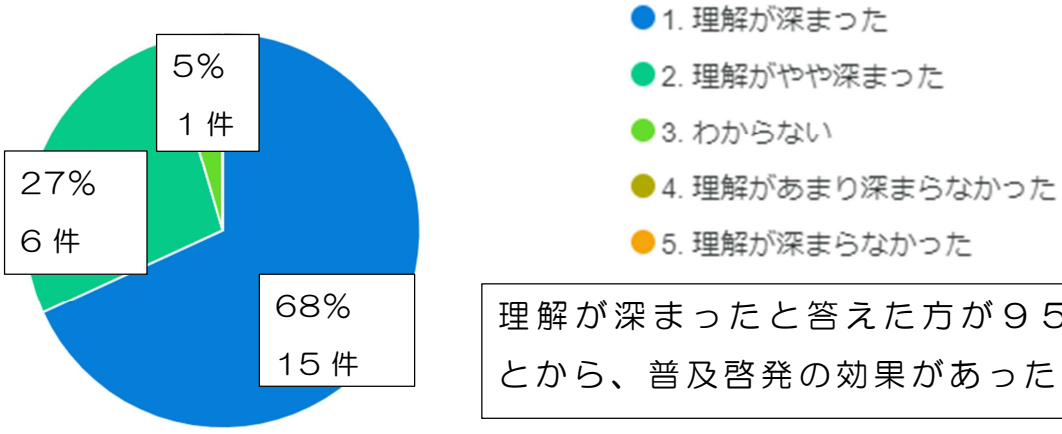
介護事業所で働く若手職員から日常的な仕事の様子や、介護の仕事のやりがいを伝えるとともに、介護のお悩み相談等も受けた。



(2) アンケート結果

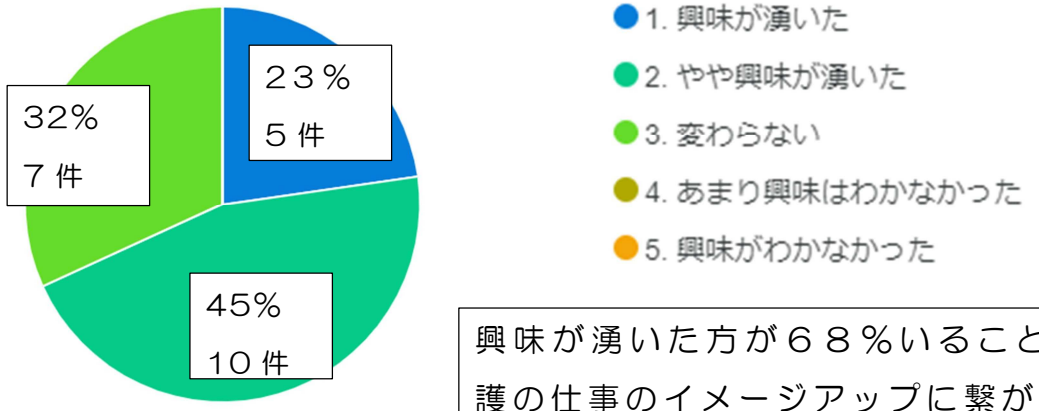
介護体験をされた方の中で２２名が回答。結果は以下のとおり。

Ｑ１　介護の仕事について理解が深まりましたか？



理解が深まったと答えた方が９５％いることから、普及啓発の効果があった。

Ｑ２　介護の仕事に興味が湧きましたか？



興味が湧いた方が６８％いることから、介護の仕事のイメージアップに繋がった。

(3) 取材について

健康まつり開催前に、読売新聞（多摩版）において、今回の介護体験に関する記事が掲載された。

また、開催当日は多摩ケーブルネットワークの取材を受けた。

3　今後の予定

(1) イベント

お～ちゃんフェスタ、産業観光祭りにて介護体験ブース等を設置し参加予定。

(2) 学校訪問事業

市内中学校および高等学校と調整し、訪問および普及啓発を実施予定。

(3) 広報関連

介護の普及啓発のための動画および冊子を作成予定。

資料７

青梅市高齢者補聴器購入費助成事業について

１　目的

加齢等により聴力が低下した高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することで､聴力低下による閉じこもりを防ぐとともに、高齢者の社会参加の促進など高齢者福祉の増進に寄与する。

２　内容

(1) 助成対象者

次に掲げる要件を全て満たす方

ア 青梅市に住所を有する方

イ 満６５歳以上の方(申請日の年度中に６５歳に到達する者を含む。)

ウ 住民税が非課税の方

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号）にもとづく補装具費の支給を受けられない方

オ 申請日から過去５年以内に､この要綱による助成を受けていない方

カ 医療機関を受診し、中等度難聴（両耳の平均聴力レベルが４０デシベル以上７０デシベル未満)以上であることおよび補聴器の装用が必要であると診断を受け、その意見書等を得ることができる方

(2) 助成対象経費

補聴器本体およびその付属品の購入にかかる費用

(3) 助成金の交付額

助成対象経費の実支出額（上限４万円）

(4) 補聴器の購入

公益社団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店において、助成金の交付決定を受けた補聴器を購入するものとする。

３　実施期日

令和６年９月１日